

第百三十九回国会
衆議院
厚生委員會議錄第一号

本国会召集日(平成八年十一月二十九日)(金曜日)
〔午前零時現在〕における本委員は、次のとおりである。

委員長 町村 信孝君

理事 佐藤 剛男君	理事 住 博司君
理事 津島 雄二君	理事 長勢 甚遠君
理事 井上 義久君	理事 岡田 克也君
理事 山本 孝史君	理事 五島 正規君
安倍 晋三君	伊吹 文明君
江渡 聡徳君	大村 秀章君
奥山 茂彦君	嘉数 知賢君
桜井 郁三君	鈴木 俊一君
田村 憲久君	根本 匠君
能勢 和子君	松本 純君
松本 純君	山下 徳夫君
青山 二三君	井上 喜一君
大口 善徳君	鴨下 一郎君
坂口 力君	福島 豊君
樹屋 敬悟君	吉田 幸弘君
米津 等史君	家西 悟君
石毛 鏡子君	枝野 幸男君
児玉 健次君	瀬古由起子君
中川 智子君	土屋 品子君
土肥 隆一君	

平成八年十二月十七日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 町村 信孝君	理事 住 博司君
理事 佐藤 剛男君	理事 長勢 甚遠君
理事 津島 雄二君	理事 岡田 克也君
理事 井上 義久君	理事 五島 正規君
山本 孝史君	伊吹 文明君
安倍 晋三君	大村 秀章君
江渡 聡徳君	

第一類第七号

厚生委員會議錄第一号 平成八年十二月十七日

出席政府委員

厚生大臣 小泉純一郎君
厚生政務次官 鈴木 俊一君
厚生大臣官房長 近藤純五郎君
厚生省健康政策局長 谷 修一君
厚生省保健医療局長 小林 秀資君
厚生省社会・援護局長 亀田 克彦君
厚生省老人保健福祉局長 羽毛田信吾君

委員外の出席者

総務庁人事局企画調整課長 戸谷 好秀君
厚生委員会調査室長 市川 喬君

委員の異動

十二月十七日 辞任 枝野 幸男君
補欠選任 中村 伸五君

辞任

中村 伸五君 補欠選任 枝野 幸男君

十二月十三日

介護保険法案(内閣提出第七号)
介護保険法施行法案(内閣提出第八号)
医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

同月十日

子育て支援事業と保育関連予算の拡充に関する請願(園田博之君紹介)(第三五号)
公的介護保障の確立に関する請願(児玉健次君紹介)(第八〇号)

同月十一日

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(石井郁子君紹介)(第八一号)
療術の法制化に関する請願(岡谷勝嗣君紹介)(第八一号)

同月十一日

保育制度の改善と充実に関する請願(谷垣禎一君紹介)(第一四二号)
児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(藤本洋子君紹介)(第三二九号)

同(藤田スミ君紹介)(第五四九号)

医療保険制度改善反対、公的介護保障の確立に関する請願(木島日出夫君紹介)(第四三八号)
同(木島日出夫君紹介)(第七二〇号)

同(松本善明君紹介)(第四四一号)

国民医療及び建設国保組合の改善に関する請願(辻第一君紹介)(第四四二号)
同(中島武敏君紹介)(第四四三号)

同(中島武敏君紹介)(第四四三号)

介護保障制度に関する請願(志位和夫君紹介)

(第五四八号)

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(亀井静香君紹介)(第七二二号)
長時間労働・交代制導入反対、よい看護に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第七二三号)
同(伊藤忠治君紹介)(第七二四号)
同(上原康助君紹介)(第七二五号)
同(寺前巖君紹介)(第七二六号)

同(島山健治郎君紹介)(第七二七号)

同(濱田健一君紹介)(第七二八号)
同(春名典章君紹介)(第七二九号)

同月十二日

医療保険制度の改善反対、医療の充実に関する請願(児玉健次君紹介)(第八一六号)
患者の立場に立った医療保険制度改革に関する請願(安倍晋三君紹介)(第八一七号)

同(相沢英之君紹介)(第八一八号)

同(荒井広幸君紹介)(第八一九号)
同(伊吹文明君紹介)(第八二〇号)
同(白井日出男君紹介)(第八二二号)

同(衛藤征士郎君紹介)(第八二二二号)

同(遠藤利明君紹介)(第八二三号)
同(小淵恵三君紹介)(第八二四号)
同(大野功統君紹介)(第八二五号)

同(奥野誠亮君紹介)(第八二六号)

同(嘉数知賢君紹介)(第八二七号)
同(粕谷茂君紹介)(第八二八号)
同(金子一義君紹介)(第八二九号)

同(亀井久興君紹介)(第八三〇号)

同(亀井善之君紹介)(第八三一号)

同(川崎二郎君紹介)(第八三二号)

同(瓦力君紹介)(第八三三三号)

同(岸本光造君紹介)(第八三四号)

同(熊代昭彦君紹介)(第八三五号)

同(斎藤斗志二君紹介)(第八三六号)

同(自見庄三郎君紹介)(第八三七号)
同(住博司君紹介)(第八三八号)
同(関谷勝嗣君紹介)(第八三九号)
同(玉沢徳二郎君紹介)(第八四〇号)
同(津島雄二君紹介)(第八四一号)
同(戸井田徹君紹介)(第八四二号)
同(虎島和夫君紹介)(第八四三号)
同(中川昭一君紹介)(第八四四号)
同(中川秀直君紹介)(第八四五号)
同(中野正志君紹介)(第八四六号)
同(中山太郎君紹介)(第八四七号)
同(野呂田芳成君紹介)(第八四八号)
同(葉梨信行君紹介)(第八四九号)
同(堀内光雄君紹介)(第八五〇号)
同(牧野隆守君紹介)(第八五一号)
同(松岡利勝君紹介)(第八五二号)
同(松永光君紹介)(第八五三号)
同(宮下創平君紹介)(第八五四号)
同(宮田敬次郎君紹介)(第八五五号)
同(村山達雄君紹介)(第八五六号)
同(目片信君紹介)(第八五七号)
同(持永和見君紹介)(第八五八号)
同(保岡興治君紹介)(第八五九号)
同(山口俊一君紹介)(第八六〇号)
同(山下徳夫君紹介)(第八六一号)
同(山本有二君紹介)(第八六二号)
同(渡辺喜美君紹介)(第八六三号)
同(健保本人二割・老人医療定率化など自己負担引き上げ反対、介護保障確立等に関する請願(平賀高成君紹介)(第八六四号)
同(介護保障の充実に関する請願(中島武敏君紹介)(第八六五号)
同(療術の法制化に関する請願(粕谷茂君紹介)(第八六六号)
同(河村達夫君紹介)(第八六七号)
同(吉田公一君紹介)(第一〇一五号)
同(医療保障の充実、介護保障制度の確立に関する請願(藤田スミ君紹介)(第八六八号)
介護保障の確立に関する請願(尾玉健次君紹介)

(第八六九号)
長時間労働・二交代制導入反対、よい看護に關する請願(池田元久君紹介)(第八七〇号)
同(池端清一君紹介)(第八七一号)
同(石井郁子君紹介)(第八七二号)
同(石垣一夫君紹介)(第八七三号)
同(石橋大吉君紹介)(第八七四号)
同(岩田順介君紹介)(第八七五号)
同(遠藤和良君紹介)(第八七六号)
同(大森猛君紹介)(第八七七号)
同(金子満広君紹介)(第八七八号)
同(金田誠一君紹介)(第八七九号)
同(北沢清功君紹介)(第八八〇号)
同(桑原豊君紹介)(第八八一号)
同(小平忠正君紹介)(第八八二号)
同(小林守君紹介)(第八八三号)
同(児玉健次君紹介)(第八八四号)
同(五島正規君紹介)(第八八五号)
同(穀田恵二君紹介)(第八八六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第八八七号)
同(佐々木秀典君紹介)(第八八八号)
同(佐々木睦海君紹介)(第八八九号)
同(坂上富男君紹介)(第八九〇号)
同(坂口力君紹介)(第八九一号)
同(志位和夫君紹介)(第八九二号)
同(菅原喜重郎君紹介)(第八九三号)
同(瀬古由起子君紹介)(第八九四号)
同(辻一彦君紹介)(第八九五号)
同(辻第一君紹介)(第八九六号)
同(寺前巖君紹介)(第八九七号)
同(土井たか子君紹介)(第八九八号)
同(中路雅弘君紹介)(第八九九号)
同(春名典章君紹介)(第九〇〇号)
同(東中光雄君紹介)(第九〇一号)
同(平野博文君紹介)(第九〇二号)
同(不破哲三君紹介)(第九〇三号)
同(藤木洋子君紹介)(第九〇四号)
同(前原誠司君紹介)(第九〇五号)
同(正森成二君紹介)(第九〇六号)

同(松浪健四郎君紹介)(第九〇七号)
同(松本善明君紹介)(第九〇八号)
同(松本龍君紹介)(第九〇九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第九一〇号)
同(山元勉君紹介)(第九一一号)
同(吉井英勝君紹介)(第九一二号)
同(安住淳君紹介)(第九一三号)
同(一件(石破茂君紹介)(第九一四号)
同(近藤昭一君紹介)(第九一五号)
同(高市早苗君紹介)(第九一六号)
同(一件(土肥隆一君紹介)(第九一七号)
同(中川智子君紹介)(第九一八号)
同(中沢健次君紹介)(第九一九号)
同(中西績介君紹介)(第九二〇号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第九二一号)
同(平賀高成君紹介)(第九二二号)
同(古堅実吉君紹介)(第九二三号)
同(山原健二郎君紹介)(第九二四号)
同(外三件(横光克彦君紹介)(第九二五号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九二六号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九二七号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九二八号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九二九号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三〇号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三一号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三二号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三三号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三四号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三五号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三六号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三七号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三八号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九三九号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四〇号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四一号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四二号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四三号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四四号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四五号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四六号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四七号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四八号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九四九号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五〇号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五一号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五二号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五三号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五四号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五五号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五六号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五七号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五八号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九五九号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六〇号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六一号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六二号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六三号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六四号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六五号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六六号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六七号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六八号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九六九号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七〇号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七一号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七二号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七三号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七四号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七五号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七六号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七七号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七八号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九七九号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八〇号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八一号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八二号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八三号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八四号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八五号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八六号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八七号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八八号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九八九号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九〇号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九一号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九二号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九三号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九四号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九五号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九六号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九七号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九八号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第九九九号)
同(三件(横光克彦君紹介)(第一〇〇〇号)

昌外四十一名(第四九号)
社会保障制度改革の必要性和高齢者介護に關する陳情書(東京都千代田区大手町一〇の九の四疊田章一郎)(第五〇号)
高齢者対策の推進に關する陳情書外二件(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内楢山俊安外二名)(第五一号)
高齢者等に対する寒冷地福祉手当制度の創設に關する陳情書外四件(札幌市中央区北三条西六北海道議会内川義雄外四名)(第五二号)
福祉医療制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金減額調整措置の廃止に關する陳情書外二件(山口県美祿郡秋芳町大字秋吉秋芳町議会内前田節外三名)(第五三三号)
厚生福祉施設建設に係る国庫及び県補助金等の拡大に關する陳情書(徳島市幸町二の五徳島市議会内板東實)(第五四号)
障害者プランの推進に關する陳情書外一件(鳥取市東町一の一〇二鳥取県議会内井上万吉男外一名)(第五五号)
障害者小規模作業所に対する国庫補助金制度の充実に関する陳情書外一件(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内水戸栄樹外一名)(第五六号)
地域医療保健、福祉対策の推進に關する陳情書外二件(仙台南市青葉区上杉一の二の三佐藤惣亮外三名)(第五七号)
生活保護法における医療扶助の医療券方式の改善に關する陳情書(山口市海町一の一山口県議会内伊藤博彦)(第五八号)
医療保険制度等に關する陳情書外一件(東京都千代田区大手町一〇の九の四疊田章一郎外一名)(第五九号)
少子化対策の推進に關する陳情書外二件(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内楢山俊安外二名)(第六〇号)
食中毒防止対策の強化に關する陳情書外二十一件(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内河村晃外二十一)(第六一号)

被害エイズ被害者の救済と被害根絶に関する陳情書外四件(神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内村上寿浩外四名)(第六二二号) 全国ハンセン病療養所に関する陳情書(東京都東村山市本町一の一の二細瀬一男)(第六三三三) 医薬品の販売に係る現行制度の堅持に関する陳情書(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内水戸栄樹)(第六四四号) 公的療養教育施設創設要請に関する陳情書(千葉県八千代市勝田台一の一の二三浦誠治)(第六五五号)

鍼灸物理療法健康保険制度改正に関する陳情書外五件(千葉県印旛郡印旛村吉田一六〇四の二森田英生外五名)(第六六六号) 廃棄物処理に係る制度の整備充実に関する陳情書外八件(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内檜山俊宏外八名)(第六六七号) 一般廃棄物焼却灰を坑内に充てんする計画に関する陳情書(富山市新桜町七の三八富山市議会内五本幸正)(第六七八号) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増大に関する陳情書(岐阜市今沢町一八岐阜市議会内松岡文夫)(第六八九号)

同月十二日 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の拡充に関する陳情書(静岡県清水市旭町六の八渡辺隆巳)(第二〇九号) 老人保健福祉対策の推進に関する陳情書(松山市一番町四の一の二河内敏一外三名)(第二一〇号)

地域医療保健、福祉対策推進に関する陳情書(山形市松波四の一の一五早坂清)(第二一一号) 生活環境の整備促進に関する陳情書(松山市一番町四の一の二河内敏一外三名)(第二一二号) 公的療養教育施設創設に関する陳情書(千葉県八千代市勝田台一の一の二五一条博道)(第二一三三号)

鍼灸物理療法に関する陳情書(千葉県八千代市勝田台一の一の二五一条博道)(第二一四四号)

鍼灸物理療法健康保険制度改正に関する陳情書(千葉県八千代市勝田台一の一の二五一条博道)(第二一五五号) は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件 国政調査承認要求に関する件 介護保険法(内閣提出第七号) 介護保険法施行法案(内閣提出第八号) 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

厚生関係の基本施策に関する件 ○町村委員長 これより会議を開きます。 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

厚生関係の基本施策に関する事項 社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項 以上の両事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり ○町村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○町村委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、小泉厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉厚生大臣。

○小泉国務大臣 今般の社会福祉法人の施設整備費補助金等を悪用した事件について御報告申し上げます。

今回の不祥事につきましては、先般、厚生委員会で御報告いたしましたように、省内で事実関係の確認を急いでまいりましたが、そのような中で、十二月四日、岡光前事務次官が収賄容疑で逮捕されました。その容疑事実については、捜査当局の捜査の推移を見守るべきものでありますが、このような状況に至ったことは、大きな衝撃であり、極めて深刻に受けとめております。一連の事態により厚生行政に対する信頼を著しく失墜させていることに對し、厚生行政の責任者として、改めて国民の皆様様に心よりおわび申し上げます。

とりわけ、本格的な少子・高齢社会を迎え、国民の皆様の御理解と御支援を得て厚生行政の諸課題に全力で取り組まなければならないときにこのような事態が生じたことは、まことに遺憾千万で、ざんきにたえません。

厚生省としては、失われた信頼の回復のために、これまで、事実関係の究明とともに、徹底した綱紀の肅正、再発防止のための業務の再点検等への取り組みを急いできたところであります。

この中で、社会福祉法人の施設整備費等の悪用の実態につきましては、地元自治体を通じて調査を進めておりますが、これまでに把握したところでは、いわゆる彩福社グループは、埼玉県及び山形県において、七つの社会福祉法人が、工事中の五施設を含め八つの特別養護老人ホーム等を設置しております。これらの施設整備の総事業費は約百六十一億円で、平成五年度から八年度にかけての国庫補助額は、内示段階のものも含めて五十億九百九十九万となっております。また、埼玉県の五施設、山形県の二施設の建設工事を株式会社ジェイ・ダブリュー・エムが受注しており、その元請額と下請額との差額は約二十七億円となっております。

これらの施設整備や資金の流れをめぐり、施設整備費補助金等の対象施設の選定、建設工事契約、社会福祉法人の認可、運営等に関して種々問題点が指摘されており、現在、これらの施設の監査等を実施し、事実関係の調査、分析に全力を挙げて

いるところであります。 次に、岡光前事務次官につきましては、逮捕の容疑事実として、捜査当局から、乗用車の無償提供、現金の授受が挙げられております。厚生省においても、これまで事実関係の解明に努めてきたところであり、また、強制捜査権はなく、厚生省としてこれ以上の事実解明は困難と考えております。逮捕翌日には、厚生省もこの逮捕容疑について捜査を受けたところであり、今後、捜査当局に全面的に協力しつつ捜査の推移を見守るべきものと考えております。

また、医療福祉研究会をめぐり問題については、出席していたと思われる者からの事情聴取等により調査を進めてきたが、事実関係を踏まえ、昨日、十二月十六日、関係者を厳しく処分したところであり、

その処分内容は、懲戒免職一名、減給が他省庁出向中の者も含め六名、戒告二名、訓告四名、厳重注意一名の計十四名となっております。また、医療福祉研究会関係者以外の者についても、二名を減給処分としたところであり、さらに、厚生行政の責任者として、私は、二カ月間、俸給月額二〇%を自主的に国庫に返納することといたしました。事務次官も、一カ月間、同様に返納することとしております。

今後、厚生行政に対する信頼を回復していくためには、国民の皆様からかりそめにも疑念や不信を持たれることのないよう、徹底した綱紀の肅正を図るとともに、再発防止のための対策を確立し、厚生省の一人一人が、国民全体の奉仕者としての使命感と責任感を持って、国民福祉の向上のために全力で取り組んでいくことが必要であると考えております。

このため、まず、綱紀の肅正については、先般、職務上利害関係のある者や団体との会食、ゴルフ、せんべつ金、贈答品の授受等の禁止、特定の職務関係者が私的に主催する研究会への加入禁止などの措置を決定し、十一月二十九日、全職員に文書で徹底したところであります。これらの措置は極

めて厳しいものではありませんが、幹部職員が先頭に立つてその徹底を図つてまいる覚悟であります。

また、社会福祉施設の整備費補助金等の悪用の再発防止のためには、事実関係の究明とともに、このような補助金等の業務全般の適正化を進めることが必要であり、先般十二月五日、省内に官房長を本部長とする施設整備業務等の再点検のための調査委員会を設けたところであります。

調査委員会においては、まず、問題となつてゐる社会福祉施設をめぐる事実関係を徹底して究明し、その問題点を踏まえて、特別養護老人ホーム等の施設整備の補助金やそれを設置する社会福祉法人の認可、運営のあり方について再点検し、早急に改善措置を打ち出してまいりたいと考えております。

さらに、その他の社会福祉施設や医療等の関連分野の施設整備等についても、透明性、公正性の確保等の観点から再点検を進め、速やかに改善事項を洗い出していきたいと考えております。

今般の一連の不祥事はまことに残念な限りなものであるとありますが、高齢者福祉の充実はいつときもゆるがせにできない課題であり、今回の事件により全国の福祉行政、福祉事業が後退するようないことがあつてはならないと考えています。

二十一世紀を目前に控え、急がなければならぬ社会保険制度改革の第一歩としての介護保険制度の創設、医療保険制度の改革を初め、厚生行政の課題は山積しており、厚生省一丸となつて国民福祉の向上のために邁進していく覚悟であります。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○町村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。住博司君。

○住委員 ただいまの大臣の御発言を聞いていて、私も大変残念に思います。

今回の不祥事、汚職事件、捜査段階であるがゆえに断定することは慎みたいと思ひますけれども、しかし、慎みたいと思ひ気持の反面、やはり、福祉行政を推進する官僚、しかもトップみずから福祉を食い物にしてた、まさに行政を私物化していた、こういうことを言わざるを得ない。非常に残念だと思ひます。

私も、つい一カ月前まで厚生政務次官をやつていました。気づかなかつた不明というものを今非常に自分で反省しております。同時に、言葉は悪いですが、官僚を堕落させて、こんな事件を起こす人をエースとして思ひ込んできた、そういう政治の側の責任というものも痛感をしているところです。

社会福祉法人の運営者は篤志家であつて、私財をなげうつてでも頑張る人だ、福祉で悪いことをする人はいない、ほとんどすべての人がそう思つてゐるに、そういうことを巧みに利用して悪いことをしてしまつた、そういう人間に対する怒りもあります。

また、設置者が建設省をどういじくつたかわかりませんが、例えば水増しをする、工事発注の丸投げでリベートを得る、巨額な利益が手にできるということになりますと、一方で運営の質まで落とせば、実を言うと営利事業にもなり得るのだというところを現実的に見せつけられた。福祉性善説というものがまさに裏切られたと言つてもいいです。

そして、そのことへの落胆、現場で汗を流して本心に我が身を顧みず必死に努力をしている人たちの気持ちを考えると言葉もありません。こうした気持ちを背景にして、限られた時間の中で質問をさせていただきたいと思ひます。簡潔明瞭にお答えをいただきたいと思ひます。

きのうの処分ですけれども、懲戒免職の和田前審議官を筆頭に十六人、まず、どのような調査を行つて、そして、処分内容を決めるに当たつての基本的な考え方というものをお聞かせいただきたいと思ひます。

○小泉國務大臣 委員今御指摘のとおり、厚生行政に対する信頼を著しく傷つけた、この信頼回復をどうやって図っていくかという観点から、関係者等から官房長を中心にして事情調査をし、今までの処分の例を参考にしながら総合的に判断をいたしまして、厳正な処分を行ったわけでござい

ます。もとより、このような処分をしても、これで信頼が回復したとは思つておりません。信頼を築き上げるには長い年月がかかりますが、信頼を失墜するのには一日でその信頼は損なわれてしまふ。これから実際の仕事を進めるにおいて、職員、襟を正して地道に厚生行政を進めていく中で少しずつ信頼を回復していきたい、そう思つております。

○住委員 岡光前事務次官の逮捕という事態を考えれば、その深刻さを考えれば、今般の処分といふのは厳しい姿勢を示したのだと思ひつています。ほかの通産省の処分の内容等を考えればかなり厳しい内容だつたと思ひますが、実を言いますと、厚生省は五月に薬害エイズ事件で処分者が出ていますね。この処分の中に入つていた人が今回も二人含まれてゐるわけですね。この点について、事件は全く違う、そして物の本質も違うといふふうには思ひますけれども、こういうことに対する御批判はやはり出てくると思ひます。そのことについてどのようにお考えですか。

○近藤(純)政府委員 この時のエイズの関連で今回も処分を受けた、二重に処分を受けた者が二名ございます。エイズの関係と今回の事件というのは事の本質が違つたわけでございまして、処分の内容と申しますか、一つは指導監督的なもの、今般はいわば行為者としての処分ということでござい

ます。大臣が行います懲戒処分でございますけれども、これは一種行政秩序罰であるわけでございまして、裁判で言いますと一事不再理という形にもなるわけでございまして、エイズの問題につきましては、一応その処分によつて決着がついてゐるわけでございます。その後においてエイズの関

係で新しい事実が出てきたわけではないわけでございします。今回の事件は今回の事件として判断させていただきます。今回の事件は今回の事件として判断させていただきます。

○住委員 私も二つのものは別なものだとは思ひますけれども、やはりどこかに釈然としない気持ちが残るのかなという気持ちがあるということでございます。

同時に、岡光事務次官は自分から退職をしたから懲戒の対象にならない、和田審議官は懲戒の対象になつた、この差というものについて、これは国家公務員法上はやむを得ないものだと私も思ひます。だけれども、それじゃ今後、こんなことがあつてはならないけれども、しかし、もしあつたとするならば、同じようなことが繰り返し起きたら、やはりおかしいわけですね。国家公務員法上の例えは懲戒事由、幾つかあるわけですが、限定されてゐるわけですから、公務員の倫理法の関係もあります。何か声を出してゐる人々にもいらつしやいますけれども、この点について、法改正の必要があるかどうか、そういうことを考える余地があるかどうか、大臣としてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○小泉國務大臣 岡光前次官の場合は、当初、疑惑を完全に否定しておりましたし、厚生行政を進めるにおいて、トップとしての責任も感じたと思ひます。そこで、みずから辞表を提出しました。和田審議官の場合は、現在まで、辞表を処分まで提出していませんし、どのような処分がなされるか、いわゆる判断がつかないと思ひます。

そういう違いはあるにしても、出向中の者に対しては処分できないとか、いろいろ公務員法にあります。私は、今回の不祥事をわきまえて、今後、法改正があつてしかるべきだと思つております。

○住委員 今大臣は出向中の方のこととも言われまして、私は、そういうことを考えたときに、組織上は、出ていったらそれで一たん退職になつて、そういう扱いを受けるというのはわからないわけ

じゃないけれども、やはり連続した仕事の中、しかも今回の一連の事件を見ると、出向した人間がその権限を、実を言うと厚生省の事務次官をやる人からいろいろなことを指示されたのではないのか、そういう中でその人が職務を利用して汚職事件を起こしたというこの図式が今のところの報道では明らかになっているところになれば、それはやはり一連のものとして考えられるような仕組みというのをぜひ考えていかなければならない、そんなふうには思います。

それから、先ほど和田審議官については退職願が出なかったとおっしゃったけれども、これは事実なんですか、やめようというお気持ちは全くなかったのですか。

○近藤(純)政府委員 全くなかったというわけではないと思いますけれども、かなり疲れたので、百万円が発覚した前後だったと思いますけれども、そういうふうな感傷は出たことはありますが、辞職届、こういうふうな明確な形の意思表示はございません。相談みたいな形で私にあったのは事実でございます。

○住委員 そのところは和田さんいろいろ自分の責任のとり方というのを考えた上でやられたのだらうと、私も一緒に仕事をした人間として、実を言うと、まじめな人だったというふうに印象を受けていますから、非常に情に於いて忍びない気持ちがありますよ。一方は、あれだけのことをして懲戒免職にならない。退職金ももしかするともらえるかもしれない。一方は、うそをついたということがあるかもしれないけれども、百万円の授受等々のことで懲戒免職だ。こういう大きな差というものは一体どうやって埋めるのだということとは、これから今後の大きな課題として残っていくのではないかな、こういうふうに思います。もちろん、こんな事件を起こさないことが大事なんです。だけれども、そういうことも考えておかなければいけないということが一つあると思います。

それから、今回の処分者以外に小山容疑者と交

流のあった者はいないのでね。間違いありません。

○近藤(純)政府委員 今回の事件が発覚いたしまして、私も、彩福社グループと関連があったとか、ありそうだとする者につきまして、すべて調査したわけでございます。

確かに、これ以外にも若干の接触された者もございまして、懲戒処分あるいは注意処分にするまでは至らない者も若干名ございまして、これも、これはどちらかといえば、上司から誘われて一回か二回程度お会いしたことがある、この程度であつたわけでございまして、私どもは、その点を踏まえて、懲戒処分あるいは注意処分するに当たらない、こういう判断をいたしております。

○住委員 今後新たな事実が判明したらどうするかということもやはり聞いておきたいと思っております。

○近藤(純)政府委員 私ども、強制捜査権があるわけではございませんので、この調査が完璧とおっしゃられれば完璧とは言えない面もあるわけでございます。新しい事実が明らかになった時点でございましてはそれに基づいて厳正な処分を行いたい、こういうふうに思っております。

○住委員 要するに、この報道を聞いていて、毎日毎日出てくる新しい事実を見せられる側からすれば、厚生省の調査というのはいくつをやっていくのかというのを言われてしまうのです。だから、その点をよく考えた上で、むしろ、一人の職員が自分に照らしてみてもどうかというところをもう一回きちんと問いかけてみてくださいます。そうしなければ、同じようなことが起きたときにはさらに厚生省の信用が失墜するということをお申し述べておきたいと思っております。

そして同時に、先ほど大臣も事態の再発を防ぐための綱紀粛正に取り組んでいくということをおっしゃっていただきましたけれども、具体的な内容というのはいくつと明らかにされていきます。しかし、私は、実を言うと、これは意見になつてしまふかもしれませんが、厚生省のお役人はや

はり現場で働いている人たちといろいろな形で意見を交換しなければいけないと思うのです。そして、お役所の机の上だけで物事を考えていったら現場と乖離していきまふ。その、現場と乖離するところをどうやって埋めていくのかという問題についてはどのような考え方でこれから進めようとしていくのか。

その点を綱紀粛正の面と含めて、ただ会食を禁止するのだとかそんなことではなくて、問題は、特定の一人の人とだけつき合つて、その人の言うことだけ聞いて恣意的に物事を進めていったことに問題があるのであつて、いろいろな方々から話を聞いて厚生行政の進展に資するということはむしろ必要なことかもしれない。その線引きをどうしていくのかということについてお尋ねをしていきたい。

○近藤(純)政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。私どもも、生の情報というものの必要性というのは十分承知いたしているわけでござい

ます。今回の通達の趣旨でございまして、こういうふうな事件が起きたわけでございまして、私も、一種謹慎の意味で全面的な会食の禁止ということにいたしましたわけでございまして、職務関係者といふか民間の方とのつき合い方というのはいままでどおりのやり方ではないかなという、新しいつき合い方というものを当然見つけていかなければいかぬ。こういうことで、今やつてい

ることがすべて正しいと思つていられるわけではございませんで、そういう中から、今全面禁止ということでもどんな都合が生じて、こうやれば疑惑も招かないし生の情報交換もできる、こういうふうなスタイルをどうやって見つけていくか。これは関係者の職員たくさんいらっしゃいますので、その中でいろいろ御提案をいただきながら、私ども、そういう中で、マニュアルと申しますか、新しい基準をこれからつくっていく必要がある。

この暫定期間は今のところ全面禁止という形にやつていきますけれども、その後におきまして

はそういう新しいスタイルを見つけていく努力をする必要があるということでございます。このままずっと続けるというわけではございません。

○住委員 あえて誤解を恐れずに言うならば、人の面と仕組みの面と両方相まって成り立つわけですね。今回の事件はまさに、人も悪い人がいたし、制度的にもチェック機能がなかったというところが一つの大きな要因になっているわけですから、そこをどうよくお考えいただきたい、私どもも考えていかなければいけないし、一緒に努力をしなければいけないというふうに思っています。

今度、ちよつと具体的な話に入りますけれども、彩福社グループの小山容疑者に悪用された施設整備の補助金制度についてお尋ねをしていきたいと思

います。

小山容疑者が同じ埼玉県内で短期間のうちに次々と老人福祉施設、それが認可されていきました。このことをどう考えておられるのか。その書類審査の問題と建設費補助金の問題と、問題点が幾つかあると思つておりますけれども、今まで皆様方がこの問題について調べた上で得ている、途中経過で結構ですから、どこに問題があったと今お考えになつていられるのか、そこをお聞かせいただきたいと思つ

います。

○羽毛田政府委員 お答えいたします。

今回の彩福グループの施設につきましては、御指摘のように、同一の理事長がやっております社会福祉法人が経営をします施設というものが次々に補助対象に選定をされたということでござい

ます。

一般論として言えば、補助金は社会福祉法人に交付をいたしているわけであります。それだけの法人が事業遂行に必要な実態を有しているならば、その法人の代表者が同一であつても、それだけで直ちに問題とするというわけにはならないわけでありまして、今回の事件は、その間に厚生省から出向しておりました県の課長の関与というものによりまして補助対象施設の選定が恣意的に行われたのではないかとということがやはり疑

われるわけでありませう。

また、子どもの審査という面でも、施設整備がおくれているということ、その整備を急ぐ余り、結果的に資金計画あるいはそういった法人の体制の裏づけというものが十分であったかどうかという点について甘いところはなかったかという点で、そういった意味での補助金採択に至る子どもの審査あるいは果ともども審査体制が十分であったかどうかという点を反省しなければならぬというふうに思っております。

この上とも、事態をまず調査いたしまして、あわせて、今後のそれを踏まえて施設整備の採択基準あるいは採択過程といったようなものをいかに明文化し、あるいは透明化していくかということについて新たな措置を講じなければならぬということ、今設けております検討委員会です。そのことを早急に詰めて対策を打ち出したいというふうに考えております。

〔委員長退席、長勢委員長代理着席〕

○住委員 それはいつまでに出すのですか。

○羽毛田政府委員 今回、特別養護老人ホームをめぐる事件というのがこういう形になってきておりますので、まず急ぐべきは特別養護老人ホームだということに思っておりますので、特別養護老人ホームに係る措置につきましては、一月末をめどにまず第一弾の措置はまとめてまいりたいというふうに考えております。

○住委員 今、羽毛田局長さんもおっしゃったけれども、私たちはゴールドプランというものをつくって、この理念というのは非常に大事だと思っております。そして、これから高齢者が大変ふえていって、みんな介護の問題も真剣に考えていかなければいけないそのときにこういう問題が出てきた。ゴールドプランの目標達成を急ぎ過ぎた、最優先に過ぎたのではないかと御指摘がありますね。

それから、それがゆえにチェック体制が甘くなったのではないかと御指摘がある。今、局長さんもうそういうことを言われたわけだけれど

も、実を言うと、このことによつて、とめるというわけにはいかないのです。非常に数が多いなっている。そして審査体制が非常に難しいですね。そうしますと、今度は社会福祉法人そのものの監査体制とかその中身の問題というのが技術的に、さつき性善説と言いましたけれども、そうではない人がやってしまったときにどうするのだという話になってくるわけですね。私は、その点をこれから相当吟味していかなければならないと思うのです。

そして、例えば、厚生省の中でも内部資料としてあるそうだけれども、施設運営費の不正流用だとか、理事会運営の形骸化だとか、監査体制が不備だとか、そんなことを指摘されるような法人がやはりあるわけでしょう。そういう方々に対しては今までもどんな措置をとってこられたのか、その点をお尋ねしたいと思っております。

○羽毛田政府委員 今日まで、そういった特別養護老人ホーム等の管理運営の状況につきましては、各都道府県等が毎年行います指導監査、あるいは厚生省が直接行います指導監査を通じて把握いたしまして、今先生からも御指摘ございましたように、そういった中で是正、改善をしなければならぬという事例につきましては、それぞれの個別事例ごとに都道府県等を通じて強力に指導するという形で改善をさせ、その状況の報告を求めているということになっております。

さらに、それは一事例ということで済んではいけませんので、全国の課長会議等におきまして、このような事例があったと、このことについてそれぞれ注意喚起しまして、防止策の徹底を図ってこれという形でやってまいりました。

しかしながら、それで今まで十分であったかという点については、今回の事件にかんがみまして、ある種のチェックポイントと申しますか、先ほど性善説というお話もございましたけれども、どういふ点を注意すべきだということを、もう少し具体的なチェックポイントをあれしなさいといふかぬのかなという気もいたしておりますので、そう

いった点も含めて社会福祉施設の運営等についての再点検を行いまして、こういった点を押さえるということとでさらに改善をするようなことで、先ほど申し上げました一月末をめどにした検討の中でそういった点を改善してまいりたいというふうに考えております。

○住委員 過去、要するに厚生省がいろいろ監査をされるわけですが、そういう結果として社会福祉法人に解散命令を出したとか、そういう例というのはあるのですか。

○羽毛田政府委員 今にわかに事例を思いつきませんけれども、若干ですがございましたというふうに記憶をいたしております。ただ、数字等はちよつと今把握をいたしていません。

○住委員 それでは、それは具体的にまた、きょうは言えないということですね、通告もしていないからあれだけれども、やはりそういうのはあったのですか。

そうすると、前回、閉会中審査でもその御意見の中に出てきましたが、またちよつと今の話とは別だけれども、例えば平成四年に行政監察が行われたときに報告が行われた、それが徹底して行われていたらこんな事件は起きなかったのじゃないかという御指摘がありましたね。そういうことについて、そのことを踏まえて、これまでの法人の運営であるとか施設整備に関する指導の実施状況、今もお尋ねしましたけれども、これをやはり再点検して改めていく必要があると今局長おっしゃられたですね。これもいつまでにやるつもりなんですか。

○羽毛田政府委員 今お話のございました平成四年の報告が行われて、その報告を受けて私どもの方も準則等の規定を直しまして、そのことについては指導という形で徹底を図ったつもりでございましたけれども、今日のような事態がございましたので、さらにこの点の徹底なり、あるいは、先ほど申し上げましたように、もう少し具体的なチェックポイントというものを考えるというようににつきましては、来年の一月末、その

ころをめどにいたしまして詰めてまいりたいというふうに思っております。

〔長勢委員長代理退席、委員長着席〕

○住委員 それは特養でしよう。ほかのものも当然その後には続いてやっていくということですね。それでいいですね。

○羽毛田政府委員 失礼いたしました。特養をまず急ぐということで一月末、それに引き続きまして、三月末ぐらいをひとつめどにしてその次の第二弾というものと考えていきたいというふうに今のところは検討のめどを立てております。

○住委員 今度の事件では、丸投げというのが大変指摘されましたね。そして、その丸投げがあったがゆえに、何となくこんな風潮が出てきてしまっている。建設費の四分の三を国と県が負担する、その上、県の単独補助があつて、しかも、さらに低利の融資が利用でき、こういうのが新聞論調で、解説であふれてしまつたわけですよ。そうなつたら、これは補助金だけで福祉施設を建設することができるよう誤解を招いているような気がしてなりません。

補助金は、これは建設費全額じゃないですよ。国の基準というのがありますからね。その四分の三でしよう。だから、本来ならできないのですよ。本来ならみんな苦勞をして、国の基準準価が必ずしも実態に合っているというふうに言えるかどうかということも、私たちはもう一回見てもらわなければいけないと思つたのです。

よく、行きますと非常に立派な施設があつて、やはりお金が要らないんだみたいな話をされるようになったら、福祉現場でまさに施設長として努力をされている人たちが大変悲しい思いをされる。だからこそ、皆さん方の調査あるいはこれからの監査体制、それから運営のチェックであるとか、そういったことに対する厳重な監視が必要なんです。そして、監視をする以上は、皆様方がまさに無私の姿勢でやっていたくお役人なんだということを証明しない限りは、それはできないのですよ。

今、大要残念なことに、まさに監視をする側がそうではないと見られている。まさに盗人が代官をやっているようなものだから、悪代官が悪徳商人を指南して、そして利ざやを稼がせて、それをまさにリベートとしてもらっていたという図式ですからね。

私は、今まで局長さんがいろいろとお話をしてきたことは大事なポイントだと思われども、しかし、そのことをやるためには、すくイバラの道があるのだということとをぜひ御認識しておいていただきたいということを指摘したいと思えます。

それから、もう時間がありませんけれども、介護保険法というのが、ようやくこの国会でも関連法が出てきたわけですね。私は、この法律案というのは、将来に向かって我々非常に大きな問題だと思っています。そして、それは同時に国民に対する負担というものも求めていることになるわけですね。ですから、今回の事件を通じて、例えばこの法案の審議が滞るようなことがあつてはならないし、そして、仕組みをつくることは非常に大切だということに思っています。

最後に大臣の、この問題と別の観点で、公的介護保険制度について今どうお考えになっているのか、この事件をきっかけにしていろいろな御批判が出てくるかもしれないけれども、これからの御決意をぜひ聞かせておいていただきたいというふうに思っております。

○小泉国務大臣 介護保険制度の必要性は、この不祥事が起こる前から各方面から言われておりました。その間、関係者の方々が大変な努力をされて、何とかこの介護保険制度を導入したいということで、ようやく法案提出にこぎつたわけでありました。

確かに、この不祥事で大きな信頼を失墜したのは事実でありますけれども、それと介護保険制度の必要性とは分けて考えていただきまして、この介護保険制度を導入することによって、少しでも高齢者の介護の問題が解決に向けて一歩でも前進

するように全力を投入することによって、この不祥事の汚名をそいでいければ、そう思っております。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○住委員 終わります。ありがとうございます。

○町村委員長 大口善徳君。

○大口委員 新進党の大口でございます。今回の厚生省の不祥事につきましては、これからの高齢化社会を考えてみましても、安心できる老後という国民の期待をこれは裏切るものである。これは非常に深刻な問題でございます。そして今回、厚生省につきましても処分が行われたわけでありまして、政治家もこのことについては深刻に考えていかなければならない、こう思っております。

そこで、大臣にお伺いをしたいのです。大臣は、これまで、政治献金につきましてはいろいろな答弁をされております。基本的には政治資金規正法の届け出を出せばいい、こうおっしゃっておるわけですが、ワタキューセイモアにおいては二十万円を返還された、こういうことです。受け取ったいい献金と受け取ったいいけない献金というものを大臣もお認めになっていないと思えます。

そしてまた、今回、厚生省におきまして、「綱紀の肅正について」、こういうものが出されて、その中で「職務関係者等」、つまり「職務上直接利害関係のある者又は団体のみならず、職員等の地位等からその職員が影響を及ぼし得ると考えられる職務に利害関係のある者又は団体を含む。」この「職員」というのを政治家に置きかえていいのではないかと私は思うわけでございます。大臣の、政治献金について、受け取ったいいものと受け取ったいいけないものの基準と、それから、職員に対して綱紀肅正を求めている、そのトップの大臣がどうそれに対して考えられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 私は、基本的に、政治資金規正法にのっとって献金を受けるということを悪いとは思っておりません。

そこで、政治家の場合、いろいろな方々に応援を求めます。そしてまた、応援をしたいという方も出てきます。その際に、特別にいかがわしいものとか、そういうものについて調べるということというのは、まず不可能と言ってもいいと思えます。献金をいただいたおいて、後になって大変問題があるなどというのは、事前にチェックしろといっても、私はほぼ不可能ではないかなと思っております。

しかしながら、私は、今回の問題につきまして、後になってみて、そういう点について問題がある企業だったという点については、御批判があるのは事実であります。それは返してもいいのじゃないか。また同時に、今回、政治資金規正法上は公開するということも、それなりの、一つのありべき姿としてこれを公表する、公表することによって有権者がその政治家を判断する一つの基準ができたと思えます。

それで、公務員と政治家の職務関係者とのあり方でありまして、私は、公務員というのは政治的行為を厳しく制限されています。政治家は政治的行為を大いにしなければならぬ存在であります。その辺の線引きをどうするか。公務員に対しては、政治の側からも政治的中立性を保つような配慮が必要ではないか。この辺はやはり今後とも十分に議論されてしかるべき問題だと思っております。

○大口委員 ただ、今、小泉大臣は大臣でありますから公務員のトップであります。そこを考えるとただかなければいけない。政治家であるとともに、公務員のトップである、その認識がないのじゃないか、こう私は思うわけですね。

もう一つは、今回、ワタキューセイモアの問題につきましても新聞で出されていますね。調べもしなかった、指摘されて決てこれを返還することを確認した、この態度も私はおかしいと思えますが、いかがでしょうか。

○小泉国務大臣 私は、実際、そんな問題を起こしている企業とは全然知りませんでした。

実際、政治家というのは、ほとんどの場合そうじゃないでしょうか。いろいろな支援者が資金を募ってくれる場合が多いわけですね。この人はどういう人物か、どういう交友関係があるのかというのはほとんど知らないと思えます。一生懸命応援している方を信用しているわけですね。その信用している方が、小泉を応援したい、政治資金規正法にのっとって献金協力してくれる。これを普通受けるといえるのは、私は、ほとんどの政治家の場合、こういうことがあるのじゃないかということですね。全然私は問題がある企業とは知りませんでした。

しかし、後になってみて、また大臣になってみて、いろいろな委員会が指摘されて、そうか、そういう問題があるのか、それはやはり疑惑を持たれないためにそれなりの対応をした方がいいということと判断したわけでありました。

○大口委員 それでは、ワタキューセイモアも含めて、今回公取で警告を受けた四十三業者等も含めてお調べになったのか、調べてなければ、いつごろ特に問題のあることについては調べられるのか、そのことをお伺いします。

○小泉国務大臣 私は、そういう問題のある企業についてはよく調べるように秘書に言っておりますので、調べて、問題がある企業があれば、場合は、当然しかるべき処置をしなければいけませんし、同時に、大臣在任中はそういう関係団体からの献金は自粛したいと思っております。

○大口委員 次に、今回の厚生省の処分についてでございますが、非常に制り切れないものを感じます。

一つは、岡光次官との余りのアンバランスでございます。岡光次官の場合は、退職金ももらえ、そしてまたボーナスももらえ、こういうことであります。ところが、この研究会の実責任者なわけですね。また、岡光人脈のトップであるわけですね。このトップが全然懲戒処分を受けない。にもかかわ

らず、二番手である和田さんが懲戒免職と、一番厳しい処分を受けて、退職金ももらえない、ボーナスももらえない、こういうことであるわけです。この不均衡につきまして、私は、大臣に求めたいのは、これはやはり、大臣がその辞職願を受理したことは誤りである、重大な誤りである、これをお認めになって、また、これは錯誤である、ですからその受理を取り消す、こういうことを、これは政治判断でできると思うのです。

まず、それを取り消されて、そして懲戒処分をする、そうしないと、このことは国民は納得しませんよ。この点についてお伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 十一月十八日の新聞報道によつて、岡光氏に対する懲戒が報道されました。その深夜、岡光氏は辞表を提出したわけでありましたが、当時、疑惑を否定しておりました。しかしながら、厚生行政の事務方のトップとして、自分の存在が厚生行政を進める上において支障があると判断して辞表を提出された。辞表を受理した。退職金支給を停止した。直ちに新次官を決定して、介護保険法案の法案提出にできるだけの体制をとつていかなきゃならぬ。この辞表受理、退職金支給停止、新次官の決定、いずれも私の政治判断です。瑕疵があつたとは思っておりません。同時に、もし私が言っていることがうそだつたならば、当然、司法当局が関与しますし、今逮捕されているわけでありまして、これが、私に言っていることがうそだつたならば、当然、有罪判決を受けるでしょう。

それで、この場合、岡光氏にとつても、恐らく、次官をやめるといふことについては屈辱だつたと思ひます。なおかつ、逮捕されるという事は夢にも思つていなかったと思ひます。当時是否定していたのですから。この社会的制裁は本人にとつては限りない不名誉なことだと思つております。

そういう観点から、私の政治判断について、私は錯誤があつたとは思っておりません。

○大口委員 今の答弁は全く納得できませんね。悪いことをした場合に刑事処分を受けるのは当たり前前のことであります。そうでなくて、厚生省

としてどうしていくのかということなんです。これは組織的な問題になっていきます。そして、ナンバーツーが懲戒免職にまでなつていくわけですから、そうでないトップにそれをしなかつたということは、だれが見てもこれはアンバランスです。

だから、そのアンバランスについて全く自分には瑕疵がなかつたということ、小泉大臣、非常に率直に物を述べる、そういう点ではなかなか信念のある方だと私は思つていたわけでございますけれども、誤りは誤りで、ここでやはり国民の皆さんに、そのことは不十分であつた、もう少しそれは時間を置いて、そして事態の推移を見てから判断すべきであつた、こう私は反省をしてみたいと思つたのですが、いかがでしょうか。

○小泉国務大臣 あの状況の中で、時間を待つていたら厚生行政は一步も進まなかつたと思ひます。私は、厚生行政を一日も支障なく進めたいと思つた政治判断でありまして、当時の状況を考えれば一つの措置ではなかつたか。

そしてまた、こういう場合、批判があるのだつたならば、退職しても一つの処分ができるかどうかというの、今後、法改正の中で論議されていくべき問題だと私は思つております。

○大口委員 官房付にする等、幾らでもこれはやり方があつたわけですから。それについて、私は、非常に割り切れないものを感じますし、国民の皆さんもそうである、こう思つておるわけでございます。

二番目に、特殊法人に対する出向あるいは地方自治体に対する出向というものが入りますと、たとえ懲戒処分相当の非行事実であつたとしても懲戒処分ができない、これは立法の不備である、こういうことであります。

しかし、このアンバランスといひますか、出向という事実が挟まつたか、挟まつていないかで懲戒処分になる、ならないといふことがあると、これも国民にとつて非常にわかりにくい話でございます。

とにかく、この訓告という形で出てるもの、

また嚴重注意という形で出てるもの、これは、人事院の「服務・勤務時間・休暇関係質疑応答集」といふものの中で「訓告」「嚴重注意」と懲戒処分の差異」といふことが出ておるわけですが、そこに、

「訓告」「嚴重注意」及び「注意」は、職員が職務上の義務に違反した場合において、これに對し、指揮監督の権限を有する上級の職員が当該職員の職務履行の改善向上を図るために監督上の具体的措置として行うものであり、これによつて直接、制裁的な法的効果の及ぶものではない。これに對し懲戒処分の意義は第一の問一のとおりであり、その本質は制裁であり、これによつて一定の職務上の不利益を免がれないものであるところと相違がある。

ということ、訓告、嚴重注意あるいは注意といふのは制裁的な法的効果は及ばない、懲戒処分は及ぶ。出向といふ事実のあるなしによつてこういう結果が起る、これは非常に権衡を失するではないか、こう思つておるわけでありまして、

そもそも出向といふものは、出向しても退職金は全然不利益な扱いを受けません。また年金も、出向している期間も従来どおりの年金がもらえるわけですから、だから、年金だと退職金については手当は受けています。また、出向すると大体ポストが上がりまして、給料、賞与は上がるわけですから、出向といふのはいいことづくめなんです。そして、懲戒処分といふだけだと遮断をされる。これはどう考えてもおかしいことではないか、こう思つておるわけですから。この点につきまして、大臣の御見解をお伺いいたします。

○小泉国務大臣 先ほど住委員からも指摘されましたけれども、この点についても、今後、法改正の中で議論されていくべき問題だと思つております。

○大口委員 さらに、今回、今現に出向している人が二人いるわけですが、この人については不処分になっていきます。具体的には、黒川さんそれから大田さん、この二人が厚生省から出ておつて処

分ができない、こうなつておるわけですね。本来からいへば、こういう人たちはまず厚生省に戻して、そして、懲戒処分ではないけれども訓告とか嚴重注意といふものをすべきではないか、こう思つたわけですが、なぜそれをされなかつたのでしょうか。

○近藤（総務）政府委員 処分の関係だけで人事異動を行うといふのは難しいかと存じますけれども、広島市に出向している者につきましては、広島市におきまして文書の嚴重注意を行うと同時に、本人からの申し出で給料の一部返上ということをお願いしております。

それから、関係団体に出向している者につきましては、これは私どもの処分が及びませんが、私どもの調査の結果、ほかの者との均衡上で考えますと減給二月間十分の一相当、こういう認定をいたしていただくわけをお願いして、本人からの申し出で、その相当額を国庫に自主的に寄附をする、こういう申し出を受けております。

したがいまして、確かに、処分の効果ということでは今の制度上では難しい面があるわけでございますけれども、実質的な意味での、結果としてでございますけれども、効果を果たしているのではないのかというふうに認識をいたしております。

○大口委員 寄附をするといふことは感謝されることで、名譽なことになつてしまふわけですね。ですから、本当によくわからないわけでありまして、それから、黒川さんについて、懲戒処分といふのが全くない、白紙になつておるわけですね。これも非常に割り切れないものを感じるわけでありまして。

私たちは新進党で、山形におきまして、この十二月六日に調査団として行つてまいりました。その中で、黒川弘樹さんの動きといふものが非常に今回の問題と深くかかわつておる。小山さんと二人三脚でやつておる、こういう人が全く懲戒処分がない。これも非常に今回の処分のアンバランスであると私は思つておる。本當だつたら、厚生

もう一度、それじゃ大臣にお伺いします。そういうふうに出向を受け入れてるところと受け入れないところに格差が生じることはよくないことじゃないですか。

○小泉國務大臣 本来、出向というものは、その人にいろいろな経験を積ませる、視野を広めさせる、また、自治体との関係について、中央省庁の関係について、お互い足りないところ、知らないところがあるのじゃないか、そういう一つの研修の場としてのいろいろな研さんを積むという考え方もあると思うのであります。

その出向の制度が、今言われているような問題がないか、さらに、中央省庁と地方で出向のポストというのは固定化されていないか、既得権化されていないかという点等も今後見直して、本来の公務員研修の効果が上がるような、また、公務員としての自覚と使命感をさらに高めるような見直しを進めていかなきゃならぬとは思っております。

○大口委員 今、青山委員の了解を得て、若干お伺いをさせていただきます。

十二月十三日、全国社会福祉施設関係主管課長会議、こういうものが行われたわけですね。これは非公開であつたということで、課長さんたちの中には、公開してもっとオープンに議論すればいいじゃないかと。どういふことを議論するかという、特別養護老人ホームの設立認可あるいは社会福祉法人の設立認可についての指導の実施状況等についてですね。またいろいろこれからこういう不祥事の問題を起さないようなことをもっとオープンに議論すればいいじゃないか、こういう意見があつたぐらいであります。そういう中で、ですからやはりオープンにすべきだ。これが一つ。これについてどう考えるか。

それと、そういう中で、アンケートをとられる、こういうことを聞いております。一月二十四日まで、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人あるいは特別養護老人ホームについて、その調査を報告せよ、そして、特養以外の社会福祉法人

については二月十四日まで報告をせよ、その内容は、社会福祉法人の認可審査あるいは社会福祉法人の運営体制、建設工事契約の発注について、こういうことをアンケートをとられる、こういうことであります。

これについて、まず、オープンにすべきであるということ、あと、この結果について、いつごろまでに結論を出すのか、その二点をお伺いしたいと思ひます。

○羽毛田政府委員 先生お話しのとおり、十二月十三日に、全国の社会福祉施設関係の主管課長会議を開催させていただきました。

その趣旨は、今回の事態にかんがみまして、これが全国的な状況というものを把握して、今後の特別養護老人ホームあるいは社会福祉施設の整備のあり方、そのチェック体制というようなことについて各都道府県と腹藏ない話し合いを行い、また、各都道府県の実情をまず伺い、それから、その先についてさらにお調べをいただく点についてはお調べを願ひ、また、私どもとして、十三日までの間に、大きな方針として、こういう方向でこういうところに問題意識を今回の事件の中で考えているというようなことを申し上げる、そういうことの見解交換の場として十三日に開かせていただきました。

今お話しの問題でございすけれども、確かに、公開をしてやろうではないかという意見も一部にはございましたけれども、相当の県の中から、こういう会議の中でつくばらん話をするためには、できればそういうオープンな場でなくて話をしたいという御意向もありましたから、何よりも、私どもとしては、どここの県が何を言つたではなくて、実のある実情を知りたいということが思ひましたので、県の名前なりなんなりが明らかにすることをちゅうちよすることはいいか悪いながらも、そのことによつて得られる情報により腹藏のないところが得られれば、それはそのような形で得られることの方が今回の会議の目的にもかかなうだろうというふうに思ひまして、非

公開ということにさせていただきます。ただし、その会議の模様につきましては、その後、主宰をいたしました課長から記者会見の形で御披露させていただきます。今先生からいただきましたような内容についても、その際に御披露させていただきます。そのような形でやらさせていただきます。

その際、今の第二点目でございますけれども、先生のお話のございましたようないろいろな資料をとりながら、私どもとしては、もちろん、その間におきましても、アンケートはアンケートとして、私どもとして詰めるべき点あるいは個別のところでもさらに聞きます点等をあれしながら、一月末をめどに、まず特別養護老人ホームにかかわる改正点、改善点についてはまとめていきたい、さらに、その後、社会福祉施設全般あるいは社会福祉法人全般についてのチェックについて、先ほどお答え申し上げましたように三月末ぐらいをめどにまとめていきたい、こんなふうなことで作業を進めていきたいというふうに思つておるところでございます。

○大口委員 プライバシーと関係ないことですが、こういう問題は国民全体が非常に関心のあることですからやはり公開にすべきである、私はそう思ひます。そういう厚生省の体質というのがいろいろ不祥事につながつておる、私はそう考えるわけです。

最後に、共同基金について。今回も、ジェイ・ダブリュー・エムに四億円が還流された。丸投げ等をして特養等社会福祉法人の契約相手との間にキックバックがある、それをまたこの共同基金を通じて使途指定寄附金という形でやる、それによつて自己資金でもつてやるべきところもお金を浮かせてやるというふうなことになると思います。これはまた非常に弊害が出てくるわけでありす。

そういう点で、その使途指定寄附金を受けているところ、また、特に大口の指定寄附金の寄附者の名簿、これをやはり明らかにしていただいで、

そして、その中にそういう脱法行為的なことがないかどうか、これを検討しないといけないと思ひます。この点についてはいかがでしょうか。

○龜田政府委員 御指摘の指定寄附金制度でございますが、これは昭和四十五年に設けられたわけでございまして、これまで社会福祉の増進に大変大きく寄与してきたもの、こういうふうな認識をいたしておるところでございますが、先生からお話ございました寄附者名の公表につきましては、寄附金公表を前提に寄附をいただいております、そういうものではございませんので、寄附者の承諾が必要だろう、こういうふうな考えております。

名簿をということでございすけれども、このことにつきましては、既に資料要求をいただいております。現在、中央共同基金会におきまして、平成元年度以降、特別養護老人ホームの建設等に充てられ、かつ配分金額が五千万円以上のものにつきまして、寄附者の承諾を得る作業を進めておるところでございます。承諾が得られたものにつきては、来月中には提出できるのではないかと、いうふうな考えております。

○大口委員 当委員会です。その提出を要求いたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○町村委員長 青山三三君。

○青山三三委員 新進党の青山三三でございます。今回の一連の不祥事は高齢化社会を控えての大変な犯罪でございまして、厚生省の信用は完全に失墜したと言えます。今回の事件で明らかにしたのは、国民のための官僚ではなく、倫理観を失ひ私利私欲に走つた驚くべき官僚の姿であります。国民の命と健康を守る厚生省は一体どこへ行つてしまつたのでしょうか。

今回の一連の不祥事に対する綱紀粛正への決意をまず厚生大臣にお伺いしたいと思います。○小泉國務大臣 今回の不祥事につきましては、御指摘のように、いろいろ反省すべき点が多々あると思ひます。

網紀腐正策につきましても、日ごろの関係者との接触の仕方に関係がなかったか等を考えまして、厳しい腐正策を講じたわけでありましたが、今後、今までの補助金のあり方についての業務の再点検はもちろんでありますけれども、日ごろの関係者との接触の仕方につきましても、鋭意皆様方の御意見を伺いながら、当面は、大変厳しい処置でありますけれども、また、今までは違ふという、あつものに懲りてなますを吹くというように御批判もありますが、あえてなますとわかつても吹き続けるぐらいの厳しさを持つて網紀腐正に鋭意努めることによつて、私は、常識的な、また公務員としての自覚を持ったつき合い方というのをおのずから生まれてくるのではないかなというのを期待しつつ、当面は、あえて厳しい腐正策を続けていきたいと思います。

○青山(二)委員 パーバー一枚の通達で網紀腐正ができるというようなことは絶対ございませんので、今後とも再発防止に向けて頑張つていただきたいと思ひます。

次に、岡光前次官は、薬害エイズ事件で失墜いたしました厚生省の信頼を回復するために、期待をされてトップについたわけでありまして、いわば期待の星であり、厚生省の切り札とまで言われていたようにございますが、毎日毎日、次から次に出てくる疑惑と、そして元課長補佐の収賄事件で国民の信頼を根底から裏切りました。

折しも、大蔵官僚や通産官僚との業者の癒着が表面化したばかりでありまして、これは官僚のモラルが低下したと思ひえないわけではございません。将来のあるエリート官僚がなぜ今回のような業者と癒着をするという事件にまで発展していったのか、大臣はその原因をどのようににらみになつておられますか。

○小泉国務大臣 岡光氏がそれほど有能な切り札と言われるぐらいに評価されて、そして事務次官に上り詰めた。そういう今までのつき合いか行動というのがみんなわかつていたのか、わかつていなかったのか、こういう点も含めて、社会通念、

これはおつき合いの仕方という点も問題があつたと思ひます。

それと、本来、次官になるような人物がこういう考えで行政をやっているかということはいずれも予想もしなかつたことであつて、あり得ないことであつて、また、あつてはならないことだといふ中で、今報道されているような疑惑が事実であるとするならば、もう何と言つていいか、信じられないようなことをしていたわけでありまして、今後、そのような行動なり関係者との接触というのについて、自分自身とそれから同僚のいろいろな接触の仕方についてもお互いに気をつけていくべきだと思つております。

○青山(二)委員 超高齢化社会の到来で、年金を初めとして社会保障の充実、医療体制の整備など、厚生省の役割は今後ますます大きくなることは確実でございます。疑惑の解明はもちろんのこと、大臣が今おっしゃつたように一刻も早く再発防止を講じていただきたい、このように思つてございます。

また、厚生省を機構改革するという点で、例えば、厚生行政の公正中立を貫くために厚生省を各省庁体制から切り離した独立機関にするとか、適切な運営が行われているかを監査するオンブズマン制度を設けたり、あるいは透明性を徹底的に確保する、そしてこの際、地方分権の先陣を切つて思い切つて地方に権限を移譲する、こういうことが必要ではないか、このように思つてござい

ますが、厚生省の抜本的構造改革ということについて大臣はどのようにお考えでしょうか。

○小泉国務大臣 厚生省の行政機構のあり方については、今、内閣を挙げて行政改革に取り組んでおりますから、その中でどういう省庁のあり方があるか、当然出てくると思ひます。

また、厚生省の今回の不祥事に限つて言えば、私は、今までの補助金の選定あるいは手続、情報公開、業務等いろいろ問題点がありますから、今調査委員会を設けて、改善すべき点があつたか、

鋭意検討中でございます。その検討を待つて必要な改善措置を講じて、この不祥事の汚名を何とか挽回すべく努力をしていきたいと思つております。

○青山(二)委員 今回の事件で、先ほど来お話がございましたけれども、小泉大臣は深夜に慌ただしく岡光前次官の辞表を受理いたしました。このような疑惑の渦中でこのような態度をおとりになつた大臣の対応には、本当に首をかしげたくないと思ひがいたしております。

先ほどは、大臣として今も瑕疵はなかつたと確信しているという御答弁がございましたけれども、懲戒免職は当然だというのが国民共通の感覚でございます。この結果、人事課で一時預かりとなつていたボーナスを支給されるということが出てきたわけでございますが、釈然としない。こういうときに支給してよいものでしょうか、国民に納得のいく説明をお願いしたいと思ひます。

○小泉国務大臣 十一月十八日朝刊で、岡光氏に対する疑惑が報道されました。その深夜に、諸般の情勢を考へて岡光氏が辞表を提出して、私が受理したわけでありまして、当時は疑惑を否定しております。それから、今委員の言われるとおり、官房付にして逮捕の時点で懲戒処分しようという措置を行った場合についても、逮捕が十二月四日ですから、となりますと十二月一日まで在職したことになりますから、これはボーナスは満額支給されます。

私は、辞表を受理、退職金の支給停止、そして新次官の決定という政治判断をいたしましたけれども、今の時点でこれに誤りがあつたとは思つておりませんし、同時に、こういう問題が次々に出てくる、和田審議官まで及んでくるということも想定しておりませんでしたが、岡光氏が本当にこんなことをする人物かということも当時はまさに信じられない思ひでありました。

しかしながら、こういう事態が起こり、多くの皆様方に大変厚生行政に対する信頼を失墜させた、大変遺憾なことであり、これから日々の行政

を進めることによつて少しでも信頼回復が図れば、な、精いっぱい努力したいと思つております。

○青山(二)委員 新進党は、先ほど大口委員からもお話がありましたように、この一連の不祥事を解明するためにプロジェクトをつくりまして、埼玉県や山形県に出かけてまいりました。私は、埼玉県と北本養護老人ホームに訪問させていただきまして、そこで大変不可解だなと思つたことを何点か質問をさせていただきます。

まず、埼玉県では高齢者福祉課長のポストが、昭和四十六年から十一代にわたつて二十数年の間、厚生省の職員の指定席となつております。今回の犯罪の温床となつたその課長のポストに現在も厚生省の出向の職員がそのまま着任をして、事後処理に当たつております。これはどう見ても納得がいきません。これは何かの対応をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○近藤(純)政府委員 先生御指摘のように、埼玉県におきまして高齢者福祉担当の課長は、厚生省から長期間継続して出向いたしております。中央省庁と地方自治体との相互の仕事を理解し合う、こういうのが人事交流としての出向の趣旨でございますので、こうした点と同一ポストで出向するというのが問題があつたと言わざるを得ないというふうに思つております。

今後、自治体への職員の出向に当たりましては、出向自体の見直しというのもあるわけではございますけれども、出向する場合にも地方自治体とよく御相談いたしまして、厚生省からの出向者がずつと同一ポストというふうなことがないように、できればほかの方面でも使つていただくようお願いしたいというふうに考えております。

○青山(二)委員 そのようにお願いしたいと思ひます。

さらに、不可解なことがございました。北本特別養護老人ホームの土地の提供者であります松谷都子さん、この方は初代の施設長となりましたが、一年後の平成七年六月に突然姿を消し

ております。二代目の施設長には何のあいさつもなく、何の引き継ぎもなく、顔も見せなかったという事でございまして、これは大変おかしいことだということで、我が調査団のメンバーが住居を探し当てて面会しましたところ、一年間というものは北本特別養護老人ホームでいじめ抜かれ、耐え切れなくなつて施設長をやめた、こういうお話を伺うことができたわけでございまして、今は東京に住んでいるようでございます。

結局、小山に施設長にするからという条件でうまく言い含められて、だまされて土地を取られてしまった、こういうことが考えられるわけでございまして。一連の犯罪の中で、本当に気の毒な犠牲者だと思つてございまして。福祉の現場でこんな事件が起きてよろしいのでしょうか。大臣はこの事態をどのようにならんになりますでしょうか。

○羽毛田政府委員 御指摘の点につきましては、北本特別養護老人ホームの施設長、当初おなりになつておられました松谷さんと言われる方が交代をされたということにつきましては、私も確認をいたしました。その交代に至ります事情につきましては、残念ながら、まだ私も確認をいたしていません。その間において不正あるいは不適正なことがなかったかどうかについては、さらに引き続き調査をいたしたいというふうに思っています。

○青山(二)委員 もう一つ問題がございまして。

北本特別養護老人ホームの嘱託医は、これは小山谷養老の關係する桃泉園の北本病院の院長が当たつております。給食は日清に委託、シーツやおむつ等はワタキューセイモア、介護リフトは小山の夫人と愛人の経営するトウセン、そして念入りに、葬祭は小山の姉の夫、すなわち義理の兄に当たるわけでございまして、それが経営する東上新生活互助会というふうに、まさにこれは小山の關係する特定業者で占められております。

まさにこれはぐるみと申しませうか、こういう事態をどのように受けとめておられますか。

○羽毛田政府委員 まず、事実関係でございまして、けれども、私どもの調査をいたしましたところでも、リフトはお話のとおり株式会社トウセンから納入をする、また、給食は株式会社日清医療食品に施設内での調理業務委託をしているということが判明いたしております。おむつにつきましては、残念ながら、まだ購入先ははっきりいたしておりません。

なお、リフトにつきましては、彩福祉グループのすべての施設がトウセンから購入をしているという事でありますが、給食につきましては、施設内で施設職員がみずから調理している施設もあるという事で、全体的にはそういう状況でございまして。

確かに、いずれの施設におきましても、施設がどのような企業と購入あるいは委託等の契約を結ぶかという事は、まず一義的には施設のいわば選択ということになるわけでありまして、これも、社会福祉法人の理事あるいは理事長が関係している会社と契約を結ぶというような場合につきましては、その社会福祉法人の理事会での扱い等につきましては、その間に不適正な癒着等が生じないようという指導をいたしておるところであります。すけれども、今回の事例について、契約金額あるいは契約の系統等におきまして問題がなかったかどうか、これは引き続きやはり調査をしなければならぬというふうに思っております。

○青山(二)委員 時間がなくなりましたので、通告しておりました質問はすべてでございました。先ほど大臣が、補助金の見直し、見直しということとを盛んに言つておられましたけれども、本間にまじめに一生懸命福祉の現場で働いている方が多いわけでございまして、そういうこともよく頭にに入れて今後の厚生行政に取り組んでいただきたい、このように心からお願ひを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○町村委員長 石毛鏡子君。
○石毛委員 民主党の石毛でございます。

まず最初に、彩グループに関連しまして、昨日、和田審議官初め、和田前審議官と申すべきなんでしょう。出されました処分、それから岡光氏にされました辞表の取り扱い等をめぐつて申し上げざるを得ないと思ひますけれども、その状況につきましては先ほど来厚生大臣がお話されておられますので、私は一点だけ、厚生大臣が話されたこととかわつて申し上げたいのです。

当時の、辞表を受け取つてすぐ新たな事務次官を任命したということ等に瑕疵はなかったというお話ですが、同時に、今後どういうふうな取り扱いをこれからの方策としていくべきかということとは法改正も含めて問題だというふうにおつしやつておられました。

そこで、今そういうふうにおつしやられました問題を、私はやはり、先ほど来申し上げましたように、落差を国民がとて不審に思つていて、そういう感情をお受けとめいただくならば、ここでステートメントとしてきちと表明される、あるいは閣議に法改正の方向性を厚生大臣が積極的に御提案されていかれて、今後の方向性を明示していただくということが大変重要かと思ひますけれども、いかがでございませうか。

○小泉国務大臣 法改正が必要だという議論を同僚議員から私も聞いております。今その動きを見守つていてあるわけでございまして、私は法改正する必要があると言つてゐるわけではございません。当然そのような議論がされてしかるべしだということ、法改正するべきだつたらそのような準備を進めてくださいというふうな同僚議員には今伝えているところでございまして。

○石毛委員 それでは、次の質問でございまして。私は、岡光事件に始まる今回の一連の社会福祉法人をめぐるさまざまな出来事と申しますのは、民間の活動に對しまして官が非常に大きな規制力を持つて、結果的に今回こうしたものがめぐるというように事態まで起つてきてしまつた、そういうところにあると思つております。もっと率直に言え、官の権限を今回のことでは言えは悪用したと

言わざるを得ないと思ひます。そうしたことを、前回、民主党の枝野議員も申したことですけれども、またまたの事件ではなく、構造的に詰まつて起つてゐる問題だととらえるならば、許認可を含む規制行政のあり方が問題だというふうに思ひます。

そこで、官と民の関係をめぐりまして、厚生大臣は、郵便貯金の民営化を初め積極的な改革をかねがね主張されておられますけれども、民営化する、あるいは民の活動と官の活動の関係性といひましようか、あり方につきましてもどのようにお考えか、御所見を簡単にお伺ひできればと思ひます。

○小泉国務大臣 私は、行政改革を進める上において、かねてから、官と民の役割を厳しく見直さなさいいけない、そういう中で、郵政三事業は、これは役所がやらなくても民間企業でできることだということを言つております。民間企業、民間人のできることはできるだけ民間人に任せておく、本来、役所とか役人がやる仕事は、民間企業にはできない、あるいは民間企業がやろうとしない、しかし国民生活に本当に必要なんだという部分に限つて役所がやるべきだという考えを持っております。

そういう観点から、今の郵政三事業は、郵便事業にしても貯金事業にしても保険事業にしても、全部民間でやつております。やつていないのは封書とがきの配達だけである。だから、私は、郵便局をなくせと言つてゐるのじゃないのです。郵便局の運営は民間企業で十分できるということを言つてゐるであつて、私は、この視点はあらゆる省庁、必要だと思つております。

民間人ができるというのはほとんど役所が手を引いて、役所の権限というのは透明性を図りながらできるだけ民間の活力を生かすような形で、むしろ民間の参加を歓迎する、民間の参入を歓迎していろいろな必要な事業をやつていくべきじゃないか、そして官の役割といふものはできるだけ簡素に、効率的に、わかりやすいような制度を整えていくべきではないかというふうに思つて

おります。

○石毛委員 官の役割は簡素にというお答えをいただいたわけですが、これから先、公益法人についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

官と民の關係の中で癒着が生じているという問題にかかわるわけでごさいますけれども、今、公益法人に厚生省出身者が再就職しているというケースが非常に多いと思ひます。

そこで、具体的な質問になりますけれども、先ごろ問題になっておりました日清医療食品及び日本医療食協と財団法人厚生共済会との關係でございす。

毎日新聞の十二月十三日の報道によりますと、日清医療食品及び日本医療食協が医療食の九〇%以上のシェアを占めているという独占、それから、そうした独占を問題として公正取引委員會が排除勧告をしていたという一方の事実、それからもう一方では厚生共済会が、医療食を購入していくことによってたしか三%のバックペイを要請して、それを共済会が受けていたという事実が判明いたしました。厚生省は共済会に日清医療食品との取引を停止させた、そうした報道がなされております。

バックリベートを受けた取ったということも含めまして、この事実關係は確認できることでしかどうか、そのことをお尋ねいたします。

○小林(秀)政府委員 御指摘の点でございす。が、まことに残念なことでございすけれども、財団法人厚生共済会が、平成五年四月一日付の契約に基づきまして、国立病院・療養所が日清医療食品株式会社から医療用食品を購入した場合に営業推進協賛金として売上高の三%相当額を收受していたものでございす。

厚生省としては、この行為は公益法人としては適切さを欠くものであるということで、本年の四月十日に、財団法人厚生共済会に対し、日清医療食品株式会社との本契約を破棄するように指導を行ったところでございまして、その指導の翌日に契約破棄をいたしております。

○石毛委員 重ねてお尋ねいたします。

厚生共済会以外の公益法人にこのようなバックリベートが回ったという事態はございすのでしょいか、ございせんでしょうか。

○小林(秀)政府委員 厚生省所管の他の法人に関する本件と似たようなケースについては、残念ながら承知いたしておりません。

○石毛委員 私は、本会議で、公益法人について、補助金支出あるいは役員構成の実態あるいはその他のことがどのような状態になっているか、そのことをお調べいただきたいという質問を質問いたしました。その本会議での質問への厚生大臣の御答弁は、公益法人概況調査で結果を公表しているのだという御答弁をいただきました。

そこで、その結果を見ますと、その概況では、公益法人の実態がどのような中身であるかというのはほとんどわからない。補助金支出あるいは厚生省の方々の天下りの問題等々も含めまして、本当に公益法人が公益性を持っているのかどうかという点も含めまして、先ほど来社会福祉法人の不祥事につきましては調査委員會を設置してお調べになつていらっしゃるというお話ですけれども、公益法人につきましても、ぜひこの際、ただいま申し上げましたことについて点検、そして新しい方向性を見出して、そのことが市民からの誤解等々を防ぐ一つの大切な方法ではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○小泉(秀)政府委員 御指摘のとおりだと思ひます。そういう指導をしていきたいと思ひます。

○石毛委員 ぜひよろしく願ひいたします。それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

先ほど来問題になっております彩グループに関連する社会福祉法人でございすけれども、その理事名簿を見ますと、六つ社会福祉法人があるわけですが、こういう社会福祉法人が同一県内で同一理事長で次々につくられるというのがおかしいと思ひますけれども、それはおきまして、この六つの社会福祉法人の理事名簿を見ますと、全部で一人八人の理事構成ですけれども、三名の理事長

ないしは理事あるいは監事が六カ所に共通して名前を連ねております。その中には、理事と監事を法人を連ねて兼ねておられる方もあります。

社会福祉法人に対する厚生省の指導では、一社会福祉法人の中では理事と監事は兼任することができないという規定がございすけれども、同じ理事長で同じ人数が何人も同じ理事を兼ねていて、事実上は違法行為ないしは脱法行為と受けとめても当然ではないかというふうに思ひます。

それで、このことを初めとして丸投げ等々につきまして、今調査という事でございすので、その調査についてお伺ひするつもりは私にはございせん。ぜひ早く拝見したいと思ひますけれども、私がお尋ねしたいのは、もしこの理事名簿が申請が上がりまして段階で埼玉県で一般に情報公開されておりましたら、今、市民は大変高齢社会のあり方、福祉に関心を持っております。ですからこれはきつと拝見したいと思ひます。

入札される業者がどこになるかということも、私も議員になるまでは市民活動しておりましたので、関心を持っております。

そういう意味で、調査をされても、厚生省あるいは県あるいは市町村というその系列の中での指導だけではなくて、基本的にはすべての情報を地域社会で市民公開をしていく、情報公開をしていくということが、こうしたことが再発しないという一番大事なポイントだということに私は思ひます。

そういう意味で、私は、今までと同じような、厚生省の指導強化ということではなくて、新しい発想で情報公開をきちつとしていくということを目指していただきたいと思います。

○羽田(秀)政府委員 お尋ねは情報公開についての御尋ねでございすけれども、前半部分でその例としてお挙げをいただきました理事と監事の兼務のことにつきまして、一言申し添えをさせていただきます。

ただきたいと思ひます。

監事が他の社会福祉法人の理事を兼ねているという点につきましては、先生御指摘のとおり、直ちに事業法の規定に抵触するとは言えないのでございすけれども、しかし、私どもの指導として社会福祉法人の審査基準ということでやっておりますが、そこにおきましては、他の法人で理事長と理事の關係にある、そういった理事につきましては、別の法人で同一の理事長のもとで監事となるというところはやはり適切でないということとで、そういうことは避けるようにということとを審査基準でいたしております。そういう意味で、今回の一部の監事がこの審査基準に抵触するというところはやはりございす。

そういう意味で、直ちに違法とは言えませんが、情報公開によって社会福祉法人の運営というものをできるだけ透明化する、いわば情報公開をして市民、国民の目に触れるようにということが大事ではないかという御指摘でございすけれども、この点につきましては、大きな方向としてはそういう方向で検討してまいらなければならぬと思ひます。

ただ、その際にあわせて、特に理事、監事等の人のことに関しますところでは、やはりそこにプライバシーの問題もございすから、そこらあたりの兼ね合いを考えながら、今後どのように情報公開をこの点について進めていくか、検討してまいりたいというふうに思ひます。

○石毛委員 もう一点質問をいたします。

これも会計検査院の報告で明らかにされたこととでございすけれども、時間がありませんので内容を簡単に質問しますけれども、入院患者日用品費が渡されていないという問題がございす。ま

た羽田田局長、指導を強化してまいりたいというふうにお答えいただくとおもうのでありますが、私が申し上げたいと思いますのは、例えば、社会福祉法人監査指導要綱の中で運営について配慮するようにという指導がされておりましたとか、あるいはここに持つてまいりましたけれども、厚生省、老人保健福祉局監修で特別養護老人ホーム、老人保健施設のサービス評価基準というのがございます。この中には、入退所に關しまして、例えば、サービスの内容をきちつと伝えるようにというふうなことも書かれております。

私は、今まで厚生省は、それなりにという表現は失礼かとも思いますけれども、指導はされてきておられるのだと思います。指導がされてこれについて、なおかつこういう問題が起こっているところを注目すべきだというふうに私は思っているわけです。

私の考えますところ、福祉サービスの一環の主体は何よりもサービスを利用する利用者であるわけです。その方々が利用するということを目的にサービスを提供するわけですから、情報は利用者の方にきちっと提供されなければ意味がないというふうに申し上げてよろしいかと思えます。

そういう意味でいいますと、現行の医療法、老人福祉法等においても無論でございますけれども、これから審議されます介護保険におきましても、サービスの利用者に対する説明責任を実施主体であります行政がきちっと果たすべき、ここが一番のポイントだろうというふうに思っております。

ですから、情報公開をするということと説明責任をきちつと果たしていくという、ここがなくては、幾ら内部調査をやつてもまたよみは繰り返されるという問題だと思ひますので、私は、行政責任としての説明責任ということをこれからの方向性としてきちつと受けとめていただきたいというふうに、質問と要請を兼ねておりますけれども考えております。いかがでしょうか。

○羽田政府委員　今御指摘のございました、目

体例としての入院患者日用品費につきましの取り扱いでございます。

特別看護老人ホーム等に入所をされた御老人が病院等に入院をされた場合には、入院中の日用品購入に充てるように、入院日数に応じまして市町村が施設に入院患者日用品費というものを支給するということになっているのですけれども、これらが現金の形で老人に支払われていなかったということで御指摘をいただきました。

そして、従来の私どもの指導が、先生今お挙げになりましたような、そういうったような形でやつていて、サービスの内容を入所者にお知らせしなさいというような形での指導であつたがために、ややその具体性に欠けたという反省もいたしておりまして、今回、その反省に立ちまして、御指摘もいただきましたところでございますので、具体的に日用品費のこととしてもう一度その点の指導の徹底は図りました。

しかし、それにしても、先生おっしゃるとおり施設運営にしろあるいは行政の対応にしろ、入所者あるいは利用者ということを第一に考えて進めたいということ、ふだんの心構えといいますが、そういうことが非常に大事であるという点はそのとおりでございますので、私どもも含めまして、そういうことに心がけていかなければならないといふふうな思っておりますし、制度的にもそういうふうな部分を入れ込めるところはどんどん入れていくといふその心がけは大事だと思えます。

御指摘の介護保険におきましても、そういった利用者の、いわば利用に当たってのお手助けをするという意味で、いわゆるケアマネジメント、ケアマネージャー等の役割というものを大きく制度の中に入れておられますし、また、現在の制度でいえば在宅介護支援センターというような形で、利用者自身がいろいろなサービスを求められることと、お手助けというような観点からの制度的なものも入れております。

もちろん、制度だけではなく、そもそもそ
いった心がけをしながらかやつていかなければな

ないということは、繰り返しになりますけれども、非常に大事なことでございますので、私ども、今後そういう心構えでやっていきたいというふうに思っております。

○石毛委員　もう質問時間が過ぎてしまいました。今の
ので終わらなければなりませんけれども、私は、
今の福祉制度の中で都道府県の監査状況等の職
員の方々々のお話を伺っておりまして、今の監査
体制を強化することで過ちが起らないようにす
るということは無理なことだと思っています。お
役人さんをは人ふやせばそれが実現できるのか。

では、繰り返すになりますが、サービスを利用する当事者、そして、高齢社会に確実にサービスが必要になる今の若い市民の人たちであるわけですから、その方たちが関心を持っているわけですから、その方たちが評価することができ、新しい方向性を見出すことができるように、市民が参加するシステムを地域でつくっていく、評価するシステムをつくっていくということが制度改革の中で一番大きなポイントだというふうに思っております。

私どもも、つたない、あるいは及ばずながらと申しましようか、そうした提案を積極的にさせていだきたいと思えますので、大臣初め関係の皆様もぜひ私どもからの提案も受けとめていただきまして、いい方向性を求めているように期待して、質問を終わりたいと思います。

失礼いたしました。

○町村委員長 瀬古由起子君

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

私は、病院のソーシャルワーカーとして働いてまいりまして、この間、百五十を超える医療や福祉の施設を直接訪問させていただき、関係者の御苦勞を聞かせていただきました。この事件が発覚してから、福祉施設はどこでも大もうけをしているのじゃないか、こういう疑いの目で見られる、私財のすべてをなげうって血を吐くような思いで

うに関係者の方が訴えておられます。今回の汚職事件は、人々の善意と苦勞によつて支えられてきた福祉にはかり知れない打撃を与えて踏みにじつた、その責任は大変重いと思います。

今回の発表された処分から見ましても、岡光が懲戒免職処分に該当するということはだれが見ても明白だというように思います。本来、当然懲戒免職処分とすべきものを早々と依願退職として認めた大臣の処置というのは、私は、結果としては重大な誤りであつた、このことを大臣は率直に認めて反省すべきだ、この際、国民に対して明らかにしていただきたいと思いますですが、大臣、どうですか。

○小泉國務大臣 当時、疑惑が新聞に報道された段階で本人は強く否定しておりましたし、その否定が本当かどうかという事実確認を待つには相当期間を要したと思います。逮捕されても当分否定していたようであります。今一部肯定しているかどうかわかりませんが。

そういう中にあつて、私は、あの時点の判断は本人が本当に否定して、新聞の報道が本当なのか、本人の言っていることが本当なのか。これは、もし本人の言っていることが本当であれば、報道をされたら、本人の名譽の回復のしようがない。しかし、本人が言っていることがうそで、新聞報道が事実だったならば、これはしかるべく捜査当局が判断するであらうということにおいて、私のあのときとつた判断というのは誤りだったと

思っております。

○瀬古委員 結局、厚生大臣が辞職を認めたとはいふその結果がその後の国民の厚生省に対する不信を一層大きくしているのですね。厚生省の困難生んでいるのですよ。そのことについて反省をすべきじゃないですか、どうですか。

○小泉國務大臣　それは、辞表を受理したことで退職金の支給を停止したことで、新次官を決定していち早くこの厚生行政を進めていくという総合的な政治判断であります。

そして、本人が切腹じゃ足りぬ、それは打ち首獄門にせよという国民感情は私は知っております。しかしながら、もし打ち首獄門というのだったならば、当然それは捜査当局が判断することでありましょうし、私に言っていることがうそだったならば、今逮捕されておりますから、当然私は有罪判決が下るのだと思います。

○瀬古委員 全く反省がない。これでは真の国民の立場に立った厚生行政はできないと私は言っております。

次に伺いますけれども、私は彩福社グループ関連の厚生省汚職事件の舞台となっており、埼玉と山形に調査に行つてまいりました。丸投げによつて七施設で約二十七億円の補助金が小山容疑者らに差益をピンはねされた結果どうなったのか、本当に求められている施設が建設されたのか、極めて疑わしいということを痛感してまいりました。

例えば、冬の寒さが厳しい寒冷地の山形の場合では、この春、市内に建設された特養ホームの杉沢荘でも、また現在県に申請されております西山形とかみ共生苑の計画書でも、窓ガラスはペアガラスを使用する、それから断熱材も三十ミリで、床も暖房処理は当然というようになっております。また、これは山形周辺の平均的な施工だと設計士は言っております。

ところが、ジェイ・ダブリュー・エムによつて丸投げされたリバーサイド成安、私は見てまいりましたけれども、窓は一枚のガラス板で、床暖房もない、断熱材は二十ミリだ。総事業費から見ても基準すれすれの最低のグレードの施設だと関係者は指摘しているのです。しかも、設計変更まで明らかに、非常にずさんな工事になっております。お年寄りや障害者が本当にこういう工事でしわ寄せを受けることになる。

ジェイ・ダブリュー・エムが元請となった全施設について、厚生省としては今建築物の検査など責任を持つてやるべきだというように私は思いますが、いかがでしょうか。

○羽田田政府委員 今回の一連の、いわば丸投げによる利ざやを生み出したという事例は、いずれも、国庫補助基準を上回る、その限りにおいては豪華な施設をつくるという形で総事業費を一たん大きくしまして、その大きくなった事業費から落札価格をさらに下回る形で下請という形で利ざやを生み出したという構造になっております。

そうした中で、私も補助金を出している、そういう観点からしまして、その工事が十分な補助どおりの、所期の目的を達した施設として完成をしているかどうかということにつきましては、最終的には完成時に県が検査をしましてチェックするということになっております。

今回の事例、こういう形で非常に問題事例になっておりますから、私も少しもして、社会福祉施設として不十分な点がないかどうか、県とも相談をしまして念入りに検査をいたしたいというふうに思います。

○瀬古委員 ぜひ調査していただいて、チェックをしていただきたいと思います。

次に伺いますけれども、埼玉では、疑惑追及の調査責任者はゴルフの接待などで罷免されております。この人物は厚生省からの出向、山形の調査責任者の妻が健康福祉部長も出向者なんです。綱紀粛正が出された後、十二月四日ですが、山形県庁で、私も日本共産党の調査団が妻が部長から事情聴取をした。ところが、この部長は、夏スキーのプライベートの接待は、こういう機会をとらえて意見交換するのは何の問題もないと言ったわけですね。こういう態度というのは、厚生省は、厚生省の態度につながるのかどうかかわりませんけれども、いかがですか、どのようにお考えですか。

○近藤（純）政府委員 地方公共団体の幹部が、中央官庁から出てきたときには、ある程度儀礼的な接遇というのは、今までやられてきたというのが慣行だったと思います。

したがって、それ自体が、今の時点からすると問題があるというふうに思いますけれども、

その時点においてよかつたかどうかというのは、いろいろこれは県の判断になろうかと思うわけでございます。

出向制度の見直しも当然行わなければいかぬわけでございますし、今回の事件を教訓といたしまして、出向者に対しましては私も責任がございまして、こういうふうな教育とか研修とか、こういうものを充実させまして、やはり公務員としての心構えというものを自覚していただまして、綱紀の厳格な保持、こういったものを徹底するように努力をしましてまいりたい、こういうふうに考えております。

○瀬古委員 大臣がこの前の委員会でも、こういう事件を起こしたのは特殊な人物がやったことだというように言われたのですけれども、決して特殊ではない。そういう意味では、厚生省の中心幹部が、こういう悪徳業者と結託しているだけでなく、地方に出向している人たちにもつながっているということも明らかになってきているわけですね。こういう点では出向者も含めてきちんと調査をして、こういう問題点を本当に明らかにしていただきたいというふうに思います。

最後にお聞きしますけれども、今建設半ばになっております彩グループの施設、こういうものについては一体どうなっていくのか、完成できるのかどうかというので大変関係者の不安が生まれてきております。また、地元住民の期待も大きい。この点も踏まえまして、完成までちゃんと厚生省が責任を持って対応すべきだというふうに考えますけれども、厚生大臣の責任ある答弁を求めたいと思います。

○小泉国務大臣 現在建設中の施設は、地域の高齢者にとっては待望している施設だと思っております。今回の不祥事があつても、一番大事なのは、利用者の方の処遇を図る面において支障を来してはいけないうことであるので、山形県あるいは埼玉県とも十分協議してこの問題を進めていきたいと思つております。

○瀬古委員 以上で終わります。ありがとうございます。

いました。

○町村委員長 中川智子君。

○中川（智）委員 社会民主党 市民連合の中川智子でございます。

今、瀬古さんの質問にもありましたように、私も、昨日、山形の方に参りまして、大江町そして山形市、山形県、いろいろな方とお話ししてまいりました。そして、私は三十分ほどフリーの時間を持ちまして、町の中を歩いてきました。本当に驚いたのですけれども、自動車は何分かの間に数台しか走らない。そして、余り人も歩いていない。そんな中で、歩いている方をつかまえて、このたびのことをどう思いますかという市民の声をいろいろ聞いてまいりました。やはり皆さん待つていらつしやる。そして、このような過疎の町にそのようなものが建つて少しは息を吹き返すかという山奥の過疎の町の本当に必死な思いが伝わつてまいりました。

ですから、今厚生大臣がおっしゃったように、やはり責任を持って、いわゆる補助金の問題、すべてを含めて、町の人たち、そして待機していらつしやる皆さんの老人の方々が一日も早くその建物に、しかもきつちりと、建築途中でございまして、大江町なんかは二五％ぐらいの建築の最中でしたので、きつちりとその建物をチェックした後で苦情が出ないように、そして、さまざまな矛盾があつても、その建築中のものに関しては責任をきつちりと国の方がつて建築していただきたいということを冒頭に申し述べさせていただきます。

そこで、私自身は、議員になりましたつくづく思うのですが、先生と官僚の方が呼ばれる、それに対して非常に違和感を持っております。むしろ、いろいろなことを教えていただいている。厚生委員になりましたといつぱいのことを教えていただいて、お一人お一人の方を拝見しますと、また接しますと、とても一生懸命私どもにアドバイスくださり、また、さまざまな法案に対してもいろいろな意見を聞かせていただいている。

でも私は、官僚の方々が先生と呼ぶ政治家がトップにあり、そして官僚があり、県があり、市があり、町があり、その下に市民がいるというこの全く動かしがたい縦の構造、そして、今回のことも国民がその中に入っていない。一番、国民自身のさまざまなものでありながら、国民の姿が全く見えない。先生と呼ばれる政治家がトップに立っていて、また官僚が県で威張り、そして県の人たちは市で威張り、八つ当たりの状況、八つ当たりのいわゆる権限の発散がこのたびのことを生んだと本当に痛感しております。ですから、私たちが先生と呼ばれるということ自体をおかしと思うところから始めなければいけないと思うのです。

小泉大臣にお伺いしたいのですけれども、先ほど、応援しようとする企業や団体からもうお金は、そのもう時点でもそこが黒いかわいかわからない、ですからいたくものはいたくというふうな理解したのです。そして、先日新聞発表にもありましたけれども、そこが開いているパーティーの席上で、お役に立てることがあったら役に立ちたいというふうなニエアンスの御発言があったやに伺っておりますが、そこでいただいたお金をどのように、私、選挙でも余りお金を使いませんでしたし、本当に国民の税金をもらっているお給料で精いっぱいやっていくのが政治家の務めだと思っておりますが、たくさんのお金はどのようにお使いか、ちょっと伺いたいです。

○小泉国務大臣 どういうふうにお金を使うかというところでありますが、具体的に言いますと、例えば、私の選挙区にはがきを一回出すとします。十万人出すとします。はがき代だけで五百万円です。印刷をすれば、それがさらに何百万追加される。同時に、全選挙区にもっと通知をしたい、パンフレットを出すのと、もっと費用がかかる。

事務所を一つ設置します。借ります。今、ブレハブの事務所を建てても百万じゃ建たないでしょう。事務所に職員一人も置かないというわけには

いかにいでしょう。二十万か三十万で来ていたという場合においても、電話一本引く、あるいは職員を一人置くだけでも、月何百万というお金は出ています。

それで、もっと政治活動をしたい、自分の政見を多くの有権者にわかってもらいたい。政治活動には車も必要だ、車が何百万かかります。マイクを設置する。例えば、それじゃ自分も政治活動をして外国に行つてみたい、外国のいろいろな実情を視察してみたい、これも飛行機代から何百万かかります。

それで、政治活動をやればやるほど金というのは本当に出ていく。という形で、みんな四苦八苦していると思います。資金を調達するにおいて、それをどうやって調達するかということで、どの政治家も、まじめに政治活動をすればするほど、できるだけ多くの方々に自分の政見をわかってもらいたい、皆様の意見を聞いてみたいというふうな私は大変なお金がかかるのじゃないかというふうな思いがあります。

○中川(智)委員 もう時間ですけれども、小泉大臣が新聞にこれだけ、これほどの広報活動はないと思うのです。連日、テレビに出、新聞に出る。ですから、いいことをなさったら、そのようなはがきなんかはもう一切要らないと思うのです。ですから、その辺の宣伝活動、そういうことに対しては別な形での宣伝をなさった方がよほどいいなと思いました。

ですから、やはり橋本総理や小泉大臣に部下を断罪するその資格があるかということをお願いいたします。その一言で終わりますが、お願いします。

○小泉国務大臣 私は、部下を断罪するような人間ではありませんが、たまたま厚生省の最高責任者として、今大臣として在職しております。厚生省の職務を考えながら、処分するというのはつらい仕事であります。これは厚生行政を進めていく上においてやむを得ないというふうな感じております。

○中川(智)委員 終わります。

○町村委員長 内閣提出、介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

介護保険法案
介護保険法施行法案
医療法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○小泉国務大臣 ただいま議題となりました介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、介護保険法案について申し上げます。我が国においては、急速な高齢化の進展に伴って、介護を必要とする者の数も急速に増加しております。このことは、介護期間の長期化や核家族化等に伴う家族機能の変化などと相まって、介護問題をより深刻化させる一因となっております。今日、介護問題は、国民一人一人にとって、老後生活における最大の不安要因となっております。

介護が必要となった場合、訪問介護等の福祉サービスのほか、その心身の状況に応じた保健医療サービスが必要となりますが、これらは、老人福祉及び老人保健の異なる二つの制度のもとで提供されてきたところであります。このため、利用者の立場に立ったサービス提供や効率的なサービス提供という観点からさまざまな問題点が指摘されております。

こうした状況を踏まえ、現行制度の再構築を図り、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で要介護者の介護を支える新たな仕組みを創設するため、今般、本法律案を提出した次第であります。次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、介護保険は、被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれがある状態に關し、必要な保険給付を行うこととし、給付に当たっては、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮することとしております。

第二に、市町村及び特別区は、介護保険を行うこととし、国及び都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な各種の措置を講じなければならないこととしております。

第三に、国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するとともに、みずから要介護状態になることを予防するため、常に健康の保持増進に努め、要介護状態となつた場合においても、その有する能力の維持向上に努めるものとしております。

第四に、介護保険は、六十五歳以上の者を第一号被保険者とし、四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者を第二号被保険者とするものとしております。

第五に、保険給付は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態の予防に資するよう行われるとともに、その内容及び水準は、要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないこととしております。

第六に、保険給付の円滑な実施の確保を図るため、厚生大臣は、保険給付に係るサービスを提供する体制の確保等に関する基本的な指針を定めるものとし、市町村及び都道府県は、それぞれ保険給付に必要なサービスの確保等に関する計画を定めることとしております。

第七に、介護保険制度を各主体が重層的に支え合うという観点から、国は、介護給付等に要する費用の四分の一を負担するとともに、要介護認定等の事務に要する経費の二分の一に相当する額を交付することとし、都道府県及び市町村は、それ

それ、保険給付に要する費用の八分の一ずつを負担することとしております。また、第一号被保険者は市町村に保険料を納付するものとし、各医療保険者は、すべての被保険者数に対するすべての第二号被保険者数の割合を勘案して算定される介護給付費納付金を、社会保険診療報酬支払基金に納付し、支払基金はこれを各市町村に対し一律に交付することとしております。

第八に、市町村の介護保険の財政の安定化に資するため、都道府県は、財政安定化基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が生じた場合に、資金の交付または貸し付けを行うこととしております。また、市町村は、介護保険の財政の安定化を図るため、他の市町村と共同して、介護給付等に要する費用の財源について、相互に調整する事業を行うことができるものとし、この場合に、都道府県は、当該市町村の求めに応じ、所要の調整等を行うものとしております。

第九に、国民健康保険団体連合会は、市町村から委託を受けて保険給付に係る費用の請求に関する審査・支払業務等を行うとともに、サービス提供機関に対する必要な指導助言等を行うものとしております。

第十に、政府は、要介護者に対する保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の状況、国民負担の推移等を勘案するとともに、障害者福祉施策、医療保険制度等との整合性に配慮し、被保険者の範囲、保険給付の内容及び水準、保険料の負担のあり方を含め、介護保険制度の全般について、地方公共団体等の関係者の意見を考慮しつつ、検討を加え、その結果に基づき、必要な見直し等の措置を講ずるものとしております。

なお、本法律の施行日は、一部の事項を除き、平成十二年四月一日としております。

次に、介護保険法施行法案について申し上げます。本法律案は、介護保険法の施行のために必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うものとしております。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、介護保険法の施行のために必要な経過措置であります。

第一は、居宅給付支給限度基準額に関する経過措置であります。介護保険法の施行時においては、居宅サービスの供給体制の整備状況が地域によって異なることが考えられるため、法定の支給限度基準額に基づく介護給付等を円滑に行うことができる日までの間、市町村は、居宅サービスに係る供給体制の整備状況等を考慮して、法定の支給限度基準額を下回る額をその市町村の支給限度基準額とすることができるとしてあります。また、国及び都道府県は、このような市町村に対し、必要な支援を行うこととしてあります。

第二に、現在の指定老人訪問看護事業者、特別養護老人ホーム、老人保健施設等が介護保険法の指定居宅サービス事業者または介護保険施設に円滑に移行できるよう必要な経過措置を定めることとしてあります。

なお、施行日において老人福祉法の措置により特別養護老人ホームに入所している者については、施行日以後引き続き入所している間は、五年間に限り、介護保険の保険給付を行うに当たり要介護認定を不要とする等、所要の経過措置を講ずることとしてあります。

第三に、介護保険法の施行のために必要な準備として、各種の基準についての審議会への諮問や要介護認定の手続等の行為を、施行日前においても行うことができることとしてあります。

次に、関係法律の規定の整備であります。

第一に、老人福祉法の改正であります。

老人福祉法の老人居宅生活支援事業等について、原則として利用者がみずから契約により利用できることとなるに伴い、定義規定の改正を行うほか、やむを得ない理由により介護保険のサービスを利用することが著しく困難である場合には、市町村が居宅における介護等の措置をとること等の改正を行うこととしてあります。

第二に、老人保健法の改正であります。

介護保険法において老人訪問看護事業者及び老人保健施設に相当する事業者及び施設が規定されることに伴う所要の規定の整備等を行うこととしてあります。

第三に、健康保険法の改正であります。

健康保険事業に要する費用に介護保険の納付金の納付に要する費用を含めるとともに、被保険者の保険料額は、介護保険の第二号被保険者である被保険者については一般保険料額と介護保険料額との合算額とし、それ以外の被保険者については一般保険料額とする等の改正を行うこととしてあります。

第四に、国民健康保険法の改正であります。

国民健康保険事業に要する費用に介護保険の納付金の納付に要する費用を含めるとともに、その費用に充てるための保険料は介護保険の第二号被保険者である被保険者について賦課することとするほか、保険料の未納対策を強化する等の措置を講ずることとしてあります。

このほか、生活保護法の改正として介護扶助を創設することとするほか、介護保険法の施行に伴う所要の法律の改正を行うこととしてあります。

なお、本法律の施行期日は、一部の事項を除き、介護保険法の施行の日としてあります。

続きまして、医療法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

近年、人口構造の高齢化の進展、慢性疾患中心の疾病構造への変化、医療の質の向上に対する国民の要望の高まり等、我が国の医療を取り巻く環境は著しく変化しております。

こうした中で、要介護者の増大に対応するため、介護体制の整備を図ることが重要な課題となっております。また、日常生活圏において、通常の医療需要に対応できるよう医療提供体制の整備を図ることや、患者の立場に立った医療に関する情報提供を促進することが一層求められております。

このような状況を踏まえ、療養環境、介護体制

の整備や地域医療の確保の観点から、医療提供施設に係る制度の見直しを行うとともに、医療計画制度の充実、医療法人の業務範囲の拡大を行うなど、国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供するための整備を図るため必要な措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、医療の担い手は、医療を提供するに当たって、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めるものとしてあります。

第二に、療養型病床群制度の診療所への拡大であります。要介護者の増大に対応するため、身近な医療機関である診療所を活用する観点から、長期療養患者の療養に適した人員配置及び構造設備を有する療養型病床群を診療所にも設置できることとしてあります。

第三に、地域医療支援病院制度の創設であります。地域に必要な医療を確保する観点から、地域の医療機関が提供する医療への支援、救急医療の実施、地域の医療従事者の研修等を行う病院を地域医療支援病院として位置づけることとしてあります。

第四に、医療計画制度の充実であります。日常生活圏で必要な医療を確保し、地域医療の体系化を図る観点から、医療圏の設定及び必要病床数に関する事項に加え、地域医療支援病院や療養型病床群の整備の目標等に関する事項、医療提供施設相互の機能の分担及び業務の連携等に関する事項等を二次医療圏ごとに定めることとしてあります。

第五に、医療法人の行い得る業務に老人居宅介護等事業その他の在宅福祉事業を加えるとともに、公的な運営が確保されている特別医療法人について収益事業の実施を認めることとしてあります。

第六に、医薬等に関する広告規制の見直しとして、広告できる事項に療養型病床群の有無等を規定することとしてあります。

本法律の施行期日は、医療提供に当たつての患者への説明に関する規定及び医療法人の在宅福祉事業への業務範囲の拡大に関する規定につきましては公布の日としておりますが、それ以外の部分につきましては公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上、三法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○町村委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十八日水曜日午前十時理事会、午前十二時二十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

介護保険法案

介護保険法

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 被保険者（第九条―第十三条）
- 第三章 介護認定審査会（第十四条―第十七条）
- 第四章 保険給付
- 第一節 通則（第十八条―第二十六条）
- 第二節 認定（第二十七条―第三十九条）
- 第三節 介護給付（第四十条―第五十一条）
- 第四節 予防給付（第五十二条―第六十一条）
- 第五節 市町村特別給付（第六十二条）
- 第六節 保険給付の制限等（第六十三条―第六十九条）
- 第五章 事業者及び施設
- 第一節 指定居宅サービス事業者（第七十条―第七十八条）
- 第二節 指定居宅介護支援事業者（第七十九条―第八十五条）
- 第三節 介護保険施設

第一款 指定介護老人福祉施設（第八十六条―第九十三条）

第二款 介護老人保健施設（第九十四条―第一百六条）

第三款 指定介護療養型医療施設（第一百七条―第一百五十五条）

第六章 介護保険事業計画（第一百六条―第二百条）

第七章 費用等

第一節 費用の負担（第二百一条―第二百四十六）

第二節 財政安定化基金等（第二百四十七―第二百四十九）

第三節 医療保険者の納付金（第二百五十―第二百五十九）

第八章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務（第六百六条―第七十四条）

第九章 保健福祉事業（第七十五―第七十九条）

第十章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第七十六―第七十七条）

第十一章 介護給付費審査委員会（第七十九―第八十二）

第十二章 審査請求（第八十三―第九十六）

第十三章 雑則（第九十七―第二百四）

第十四章 罰則（第二百五―第二百五十五）

第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給

付等に関し必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）
第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれていた環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（保険者）
第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民の努力及び義務）
第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものと

する。

（国及び都道府県の責務）
第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助をしなければならない。

（医療保険者の協力）
第六条 医療保険者は、介護保険事業が健全かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

（定義）
第七条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であつて、その介護の必要の程度に応じて厚生省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。

2 この法律において「要介護状態」とは、おそれがある状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、厚生省令で定める期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態（厚生省令で定める程度のものに限る。）であつて、要介護状態以外の状態をいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態にある六十五歳以上の者

二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であつて政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によつて生じたものであるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態となるおそれがある状態にある

二 要介護状態となるおそれがある状態にある

三 要介護状態となるおそれがある状態にある

四 要介護状態となるおそれがある状態にある

五 要介護状態となるおそれがある状態にある

六 要介護状態となるおそれがある状態にある

七 要介護状態となるおそれがある状態にある

八 要介護状態となるおそれがある状態にある

九 要介護状態となるおそれがある状態にある

十 要介護状態となるおそれがある状態にある

十一 要介護状態となるおそれがある状態にある

十二 要介護状態となるおそれがある状態にある

十三 要介護状態となるおそれがある状態にある

六十五歳以上の者

二 要介護状態となるおそれがある状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要介護状態となるおそれがある状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によつて生じたものであるもの

5 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及び福祉用具貸与をいふ、「居宅サービス事業」とは居宅サービスを行う事業をいふ。

6 この法律において「訪問介護」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」といふ。）であつて、居宅（老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第十六項において単に「有料老人ホーム」といふ。）その他の厚生省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者等」といふ。）について、その者の居宅において介護福祉士その他厚生省令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生省令で定めるものをいふ。

7 この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者等について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいふ。

8 この法律において「訪問看護」とは、居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、その者の居宅において看護婦その他厚生省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいふ。

9 この法律において「訪問リハビリテーション」

とは、居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションをいふ。

10 この法律において「居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者等について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生省令で定めるものをいふ。

11 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者等について、老人福祉法第五条の二第三項に規定する厚生省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）その他の日常生活上の世話であつて厚生省令で定めるもの並びに機能訓練を行うことをいふ。

12 この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことをいふ。

13 この法律において「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者等について、老人福祉法第五条の二第四項に規定する厚生省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいふ。

14 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者等（その治療の必要の程度につき

厚生省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいふ。

15 この法律において「痴呆対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて痴呆の状態にあるもの（当該痴呆に伴つて著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴つて著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいふ。

16 この法律において「特定施設入所者生活介護」とは、有料老人ホームその他の厚生省令で定める施設（以下この項において「特定施設」といふ。）に入所している要介護者等について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいふ。

17 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であつて、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいふ。第四十四条第一項において同じ。）のうち厚生大臣が定めるものの貸与をいふ。

18 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者等が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特別居宅介護サービス費若しくは特別居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な

保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」といふ。）の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生省令で定める事項を定めた計画（以下この項において「居宅サービス計画」といふ。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、同条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあつては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいふ。「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいふ。

19 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいふ。

20 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいふ。「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生省令で定める事項を定めた計画をいふ。

21 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいふ。「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サー

ビス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

22 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

23 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養型病床群等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する療養型病床群（その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）又は同法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち病床の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を有する病院であつて、当該療養型病床群等（当該療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。）に入院する要介護者（その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の看護、医学的管理の下における介護その他の必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養型医療施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養型病床群等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

面に基づいて行われる療養上の看護、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

24 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
二 船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）
三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）
六 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

25 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村（特別区を含む）、国民健康保険組合又は共済組合をいう。
26 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。
一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者を除く。
二 船員保険法の規定による被保険者
三 国民健康保険法の規定による被保険者
四 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法に基づく共済組合の組合員
五 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
六 健康保険法第六十九条の九の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなく、なるに至るまでの間にある者及び同法の規定

によるその者の被扶養者。ただし、同法第六十九条の八の規定による承認を受けて同法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第六十九条の九第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

（諮問）
第八条 厚生大臣は、この法律の規定による介護保険に関する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

第二章 被保険者
（被保険者）
第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）
二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）
（資格取得の時期）
第十条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。

一 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が四十歳に達したとき。
二 四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者又は六十五歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。
三 当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の者が医療保険加入者となつたとき。
四 当該市町村の区域内に住所を有する者（医療保険加入者を除く。）が六十五歳に達したとき。

（資格喪失の時期）
第十一条 第九条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。

（届出等）
第十二条 第一号被保険者は、厚生省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他の必要な事項を市町村に届け出なければならぬ。ただし、第十条第四号に該当するに至つたことにより被保険者の資格を取得した場合（厚生省令で定める場合を除く。）については、この限りでない。

2 第一号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第一号被保険者に代わつて、当該第一号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。
3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。
4 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証を返還しなければならない。

5 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十五条までの規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づき第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。
6 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者証に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（介護保険施設に入所中の被保険者の特例）
第十三条 介護保険施設に入所することにより当該介護保険施設の所在する場所住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該介護保

施設に入所した際他の市町村（当該介護保険施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の介護保険施設に継続して入所している被保険者であつて、現に入所している介護保険施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所する直前に入所していた介護保険施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所することにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所している二以上の介護保険施設のそれぞれに入所することによりそれぞれ介護保険施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の介護保険施設のうち最初の介護保険施設に入所した際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所している二以上の介護保険施設のうち一の介護保険施設から継続して他の介護保険施設に入所すること（以下この号において「継続入所」という。）により当該一の介護保険施設の所在する場所以外の場所から当該他の介護保険施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所の際他の市町村（現入所施設が

所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入所している介護保険施設は、当該介護保険施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならぬ。

第三章 介護認定審査会

（介護認定審査会）

第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

第十五条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従ひ条例で定める数とする。

2 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区にあつては、区長）が任命する。

（共同設置の支援）

第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

（政令への委任規定）

第十七条 この法律に定めるもののほか、認定審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 保険給付

第一節 通則

（保険給付の種類）

第十八条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 被保険者の要介護状態に関する保険給付（以下「介護給付」という。）

二 被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付（以下「予防給付」という。）

三 前二号に掲げるもののほか、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定めるもの（第五節において「市町村特別給付」という。）

（市町村の認定）

第十九条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

（他の法令による給付との調整）

第二十条 介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）は、当該要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態（以下「要介護状態等」という。）につき、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち介護給付等に相当するものを受けることができる。このときは政令で定める限度において、又は当該政令で定める給付以外の給付であつて国若しくは地方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、行わぬ。

（損害賠償請求権）

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）であつて厚生省令で定めるものに委託することができる。

（不正利得の徴収等）

第二十二条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項（第五十三条第四項において準用する場合を含む）、第四十六条第四項（第五十八条第四項において準用する場合を含む）又は第四十八条第五項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（文書の提出等）

第二十三条 市町村は、保険給付に關して必要があるとき、当該保険給付を受ける者又は当該保険給付に係る居宅サービス（これに相当するサービスを含む）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）若しくは施設サービスに相當する者、保険給付に係る第四十四条第一項に規定する特定福祉用具を販売する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

（帳簿書類の提示等）
第二十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護福祉用具購入費の支給及び居宅介護住宅改修費の支給並びに居宅介護福祉用具購入費の支給及び居宅介護住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に關して必要があるとき、居宅サービス（これに相當するサービスを含む）、居宅介護支援（これに相當するサービスを含む）若しくは施設サービス（以下「居宅サービス等」という。）を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があるとき、認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（受給権の保護）
第二十五条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

（租税その他の公課の禁止）
第二十六条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二節 認定

（要介護認定）
第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生省令で定めるところにより、第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設（以下この条及び第三十二条第一項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）に、当該申請に關する手続を代わつて行わせることができる。

2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状態、その置かれてゐる環境その他の厚生省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を指定居宅介護支援事業者等に委託することができる。

3 前項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、第七十九条第二項第二号に規定する介護支援専門員その他厚生省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

4 第二項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の役員若しくは前項の介護支援専門員その他厚生省令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に關して知り得た個人の秘密を漏らしはならない。

5 第二項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の役員又は第三項の介護支援専門員その他厚生省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 市町村は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする。ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときは、その他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる。

7 市町村は、第二項の調査の結果、前項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に關し審査及び判定を求めるものとする。
一 第一号被保険者 要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分
二 第二号被保険者 要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によつて生じたものであること。

8 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生大臣が定める基準に従ひ、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に關し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があるとき、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。
一 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に關する事項

二 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項
9 認定審査会は、前項前段の審査及び判定をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る被保険者、その家族、第六項の主治の医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

10 市町村は、第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
一 該当する要介護状態区分
二 第八項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

11 要介護認定は、その申請のあつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。
12 市町村は、第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第一項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。

13 市町村は、第一項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに、第二項の規定による調査に応じないとき、又は第六項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、第一項の申請を却下することができる。

14 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状態の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において

「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

15 第一項の申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

16 厚生大臣は、第八項の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（要介護認定の更新）

第二十八条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新（以下「要介護更新認定」という。）の申請をすることができ、

3 前項の申請をすることができ、被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から一月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができ、

4 前条（第十一項を除く。）の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

5 第三項の申請に係る要介護更新認定は、当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

6 第一項の規定は、要介護更新認定について準用する。この場合において、同項中「厚生省令で定める期間」とあるのは、「有効期間の満了

日の翌日から厚生省令で定める期間」と読み替えるものとする。

（要介護状態区分の変更の認定）

第二十九条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができ、

2 第二十七条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。

第三十条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができ、この場合において、市町村は、厚生省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第二十七条第八項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。

2 第二十七条第二項から第九項まで及び第十項前段の規定は、前項の要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

（要介護認定の取消し）

第三十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第二十七条第十項各号に掲げる事項の記載を消滅し、これを返付するものとする。

一 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。

二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第二項の規定による調査に応じないとき、又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第六項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。

2 第二十七条第二項から第七項まで、第八項前段、第九項及び第十項前段の規定は、前項第一号の規定による要介護認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

（要支援認定）

第三十二条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生省令で定めるところにより、指定居宅介護支援事業者等に、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2 第二十七条第二項から第六項までの規定は、前項の申請に係る調査並びに前項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。

3 市町村は、前項において準用する第二十七条第二項の調査の結果、前項において準用する同条第六項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。

一 第一号被保険者 要介護状態となるおそれがある状態に該当すること。

二 第二号被保険者 要介護状態となるおそれがある状態に該当すること及びその要介護状態となるおそれがある状態の原因である身体

上又は精神上的障害が特定疾病によつて生じたものであること。

4 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があるとき、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。

一 当該被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な療養及び家事に係る援助に関する事項

二 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（以下「指定サービス」という。）の適切な有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項

5 第二十七条第九項の規定は、前項前段の審査及び判定について準用する。

6 市町村は、第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

一 要支援者に該当する旨

二 第四項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

7 要支援認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

8 市町村は、第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第一項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。

9 第二十七条第三項から第十五項までの規定は、第一項の申請及び当該申請に対する処分に

10 厚生大臣は、第四項の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(要支援認定の更新)

第三十三条 要支援認定は、厚生省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態となるおそれがある状態に該当すると見込まれるときは、厚生省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新（以下「要支援更新認定」という。）の申請をすることができ、

3 前項の申請をすることができ、被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から一月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができ、

4 前条（第七項を除く。）の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

5 第三項の申請に係る要支援更新認定は、当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

6 第一項の規定は、要支援更新認定について準用する。この場合において、同項中「厚生省令で定める期間」とあるのは、「有効期間の満了日の翌日から厚生省令で定める期間」と読み替えるものとする。

(要支援認定の取消)

第三十四条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第三十二条第六項各号に掲げる事項の記載を消滅し、これを返

付するものとする。

一 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。

二 正当な理由なしに、次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第二項の規定による調査に応じないとき、又は次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第六項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。

2 第三十二条第二項、第三項、第四項前段、第五項及び第六項前段の規定は、前項第一号の規定による要支援認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

(要介護認定等の手続の特例)

第三十五条 認定審査会は、第二十七条第七項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当しないと認める場合であっても、要支援者に該当すると認めるときは、第二十七条第八項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

2 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第三十二条第一項の申請がなされ、同条第三項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第四項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができ、

3 認定審査会は、第三十二条第三項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当すると認めるときは、

第三十二条第四項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

4 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第二十七条第一項の申請がなされ、同条第七項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第八項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要介護認定をすることができ、この場合において、市町村は、当該被保険者に、要介護認定をした旨を通知するとともに、同条第十項各号に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

5 認定審査会は、第三十一条第二項において準用する第二十七条第七項の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当しないと認める場合であっても、要支援者に該当すると認めるときは、第三十一条第二項において準用する第二十七条第八項の規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

6 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第三十二条第一項の申請がなされ、同条第三項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第四項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができ、この場合において、市町村は、厚生省令で定めるところにより、当該通知に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに同条第六項各号に掲げる事項を記載し、これを返付するものとする。

(住所移動後の要介護認定及び要支援認定)

第三十六条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から十四日以内に、当該他の市町村から交付さ

れた当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第二十七条第七項及び第十項前段又は第三十二条第三項及び第六項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができ、

(介護給付等対象サービスの種類の指定)

第三十七条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第十項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定又は要支援更新認定（以下この項において単に「認定」という。）をするに当たっては、第二十七条第八項第一号（第二十八条第四項、第二十九条第二項及び第三十条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第四項第一号（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る認定審査会の意見に基づき、当該認定に係る被保険者が受けることができる居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス費若しくは施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス費又は居宅支援サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス費の種類の指定をすることができる。この場合において、市町村は、当該被保険者の被保険者証に、第二十七条第十項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載を併せて、当該指定に係る居宅サービス費又は施設サービス費の種類を記載するものとする。

2 前項前段の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス費又は施設サ

ビスの種類の変更の申請をすることができる。
3 前項の申請は、厚生省令で定めるところにより、被保険者証を添付して行うものとする。
4 市町村は、第二項の申請があつた場合において、厚生省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス又は施設サービスの種類の変更をすることができ、
5 市町村は、前項の規定により第二項の申請に係る被保険者について第一項前段の規定による指定に係る居宅サービス又は施設サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス又は施設サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。
(都道府県の援助等)

第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定による業務に關し、その設置する福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に關する事務所をいう)又は保健所に於ける技術的事項についての協力その他市町村に對する必要な援助を行うことができる。
2 地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務(第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下同じ)を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。
3 第十五条及び第十七条の規定は、前項の都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第十五条中「市町村長(特別区にあつては、区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

4 審査判定業務を都道府県に委託した市町村について第二十七条(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む)、第三十条、第三十二条(第三十三条

第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む)及び第三十五条から前条までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「認定審査会」とあるのは、「都道府県介護認定審査会」とする。
(厚生省令への委任)
第三十九条 この節に定めるもののほか、要介護認定及び要支援認定の申請その他の手続に關し必要な事項は、厚生省令で定める。
第三節 介護給付
第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給
- 二 特別居宅介護サービス費の支給
- 三 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 四 居宅介護住宅改修費の支給
- 五 居宅介護サービス計画費の支給
- 六 特別居宅介護サービス計画費の支給
- 七 施設介護サービス費の支給
- 八 特別施設介護サービス費の支給
- 九 高額介護サービス費の支給
- (居宅介護サービス費の支給)

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。以下この条において同じ)について、居宅介護サービス費を支給する。た

だし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。
2 居宅介護サービス費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限って、支給するものとする。
3 指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証を提示して、当該指定居宅サービスを受けるものとする。

4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在地等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用(通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

二 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在地等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用

(日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額
5 厚生大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき(当該居宅要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となつている場合その他の厚生省令で定める場合に限る)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者を支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があつたものとみなす。
8 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

9 市町村は、指定居宅サービス事業者から居宅介護サービス費の請求があつたときは、第四項各号の厚生大臣が定める基準及び第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に關する基準(指定居宅サービスの取扱に關する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に關する事務を連合会に委託することができる。

11 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生省令で定めるところにより、当該委託を受けた支払に關する事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生省令で定める要件に該當するものに委託することができる。

12 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス費の支給及び指定居宅サービス事業者の居宅介護サービス費の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(特例居宅介護サービス費の支給)

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 居宅介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 居宅介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相當するサービス(指定居宅サービスの事業に係る第七十条第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に關する基準のうち、厚生省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び第五十四条第一項において「基準該当居宅サービス」といふ)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該當するものに住所を有する居宅介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相當するサービスを受けた場合において、必要があると認

めるとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相當するサービスについて前条第四項各号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相當するサービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相當するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相當するサービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相當する額を基準として、市町村が定める。

(居宅介護サービス費等に係る支給限度額)

第四十三条 居宅介護被保険者が居宅サービス区分(居宅サービス(これに相當するサービスを含む。以下この条において同じ。)について、その種類ごとの相互の代替性の有無等を勘案して厚生大臣が定める二以上の種類からなる区分をいう。以下同じ。)ごとに月を単位として厚生省令で定める期間において受けた一の居宅サービス区分に係る居宅サービスにつき支給する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の合計額は、居宅介護サービス費区分支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相當する額を超えてはならない。

2 前項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、居宅サービス区分ごとに、同項に規定する厚生省令で定める期間における当該居宅サービス区分に係る居宅サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該居宅サービスに係る第四十一条第四項各号の厚生大臣が定める基準等を勘案して厚生大臣が定める額とする。

3 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護サービス費区分支給限度基準額とすることができ。

4 市町村は、居宅介護被保険者が居宅サービスの種類(居宅サービス区分に含まれるものであつて厚生大臣が定めるものに限る。次項において同じ。)ごとに月を単位として厚生省令で定める期間において受けた一の種類の居宅サービスにつき支給する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の合計額について、居宅介護サービス費種類支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相當する額を超えてはならないこととする。

5 前項の居宅介護サービス費種類支給限度基準額は、居宅サービスの種類ごとに、同項に規定する厚生省令で定める期間における当該居宅サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該居宅サービスに係る第四十一条第四項各号の厚生大臣が定める基準等を勘案し、当該居宅サービスを包含する居宅サービス区分に係る第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額(第三項の規定に基づき条例を定めて市町村に於ては、当該条例による措置が講ぜられた額とする。)の範囲内において、市町村が条例で定める額とする。

6 厚生大臣は、第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

7 居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費を支給することにより第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相當する額を超える場合は第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相當する額を超える場合における当該居宅介護サービス費又は特例

居宅介護サービス費の額は、第四十一条第四項各号又は前条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

第四十四条 市町村は、居宅介護被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生大臣が定める福祉用具(以下「特定福祉用具」といふ)を購入したときは、当該居宅介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相當する額とする。

4 居宅介護被保険者が月を単位として厚生省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相當する額を超えてはならない。

5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができ。

7 厚生大臣は、第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

8 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相當する額を超える場合における当該

居宅介護福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

（居宅介護住宅改修費の支給）

第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

2 居宅介護住宅改修費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限って、支給するものとする。

3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

7 厚生大臣は、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

8 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

（居宅介護サービス計画費の支給）

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

2 居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき（当該居宅要介護被保険者が、厚生省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者を支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス計画費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定居宅介護支援事業者から居宅介護サービス計画費の請求があつたときは、第二項の厚生大臣が定める基準及び第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（指定居宅介護支援の取扱いに関

する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者の居宅介護サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の厚生省令で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び第五十九条第一項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスをを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生大臣が定める基準により算

定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

（施設介護サービス費の支給）

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定に係る種類以外の施設サービスを受けて、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 介護保健施設サービス

三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）

2 施設介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を勘案して算定される当該指定施設サービス等（食事の提供を除く。）に要する平均的な費用（日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）

の百分の九十に相当する額

二 前号の介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする)から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額(所得の状況その他の事情をしの酌して厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額とする。以下「標準負担額」という。)を控除した額

3 厚生大臣は、標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない

4 厚生大臣は、第二項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない

5 要介護被保険者が、介護保険施設から指定施設サービス等を受けたときは、市町村は、当該要介護被保険者が当該介護保険施設に支払うべき当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費として当該要介護被保険者に支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該介護保険施設に支払うことができる

6 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し施設介護サービス費の支給があったものとみなす

7 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス費の請求があったときは、第二項各号の厚生大臣が定める基準及び第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(指定介護福祉施設サービス費の取扱いに関する部分に限る)、第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(介護保健施設サービス費の取扱いに関する部分に限る)又は第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(指定介護療養施設サービス費の取扱いに関する部分に限る)に照らして審査した上、支払うものとする

する基準(指定介護療養施設サービス費の取扱いに関する部分に限る)に照らして審査した上、支払うものとする

8 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に必要技術的説替えは、政令で定める

9 前各項に規定するもののほか、施設介護サービス費の支給及び介護保険施設の施設介護サービス費の請求に必要事項は、厚生省令で定める

(特例施設介護サービス費の支給)
第四十九条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する

一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき

二 その他政令で定めるとき

2 特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービス(食事の提供を除く)について前条第二項第一号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設サービスに要した費用(日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く)の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする)の百分の九十に相当する額及び当該食事の提供について同項第二号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする)から標準負担額を控除した額を基準として、市町村が定める

(居宅介護サービス費等の額の特例)
第五十条 市町村が、災害その他の厚生省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む)若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付については、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする

一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第一項、第四項及び第七項
二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二條第二項並びに第四十三條第一項、第四項及び第七項
三 施設介護サービス費の支給 第四十八條第二項第一号
四 特例施設介護サービス費の支給 第四十九條第二項
五 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四條第三項、第四項及び第八項
六 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五條第三項、第四項及び第八項
(高額介護サービス費の支給)
第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が、若しくは高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する

は施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付については、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする

一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第一項、第四項及び第七項
二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二條第二項並びに第四十三條第一項、第四項及び第七項
三 施設介護サービス費の支給 第四十八條第二項第一号
四 特例施設介護サービス費の支給 第四十九條第二項
五 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四條第三項、第四項及び第八項
六 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五條第三項、第四項及び第八項
(高額介護サービス費の支給)
第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が、若しくは高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する

2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に必要事項は、居宅サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家事に与える影響を考慮して、政令で定める

第四節 予防給付

(予防給付の種類)
第五十二条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする

一 居宅支援サービス費の支給
二 特例居宅支援サービス費の支給
三 居宅支援福祉用具購入費の支給
四 居宅支援住宅改修費の支給
五 居宅支援サービス計画費の支給
六 特例居宅支援サービス計画費の支給
七 高額居宅支援サービス費の支給
(居宅支援サービス費の支給)
第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において日常生活を営むもの(以下「居宅要支援被保険者」という)が、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス(痴呆対応型共同生活介護を除く。以下この節において同じ。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。次項において同じ。)について、居宅支援サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない

2 居宅支援サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均

居宅支援サービス費の支給
二 特例居宅支援サービス費の支給
三 居宅支援福祉用具購入費の支給
四 居宅支援住宅改修費の支給
五 居宅支援サービス計画費の支給
六 特例居宅支援サービス計画費の支給
七 高額居宅支援サービス費の支給
(居宅支援サービス費の支給)
第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において日常生活を営むもの(以下「居宅要支援被保険者」という)が、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス(痴呆対応型共同生活介護を除く。以下この節において同じ。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。次項において同じ。)について、居宅支援サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない

2 居宅支援サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均

居宅支援サービス費の支給
二 特例居宅支援サービス費の支給
三 居宅支援福祉用具購入費の支給
四 居宅支援住宅改修費の支給
五 居宅支援サービス計画費の支給
六 特例居宅支援サービス計画費の支給
七 高額居宅支援サービス費の支給
(居宅支援サービス費の支給)
第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において日常生活を営むもの(以下「居宅要支援被保険者」という)が、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス(痴呆対応型共同生活介護を除く。以下この節において同じ。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。次項において同じ。)について、居宅支援サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない

2 居宅支援サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均

居宅支援サービス費の支給
二 特例居宅支援サービス費の支給
三 居宅支援福祉用具購入費の支給
四 居宅支援住宅改修費の支給
五 居宅支援サービス計画費の支給
六 特例居宅支援サービス計画費の支給
七 高額居宅支援サービス費の支給
(居宅支援サービス費の支給)
第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において日常生活を営むもの(以下「居宅要支援被保険者」という)が、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス(痴呆対応型共同生活介護を除く。以下この節において同じ。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。次項において同じ。)について、居宅支援サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない

2 居宅支援サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均

均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

三 厚生大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

四 第四十一条第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項から第十二項までの規定は、居宅支援サービス費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

（特例居宅支援サービス費の支給）
第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅支援被保険者に対し、特例居宅支援サービス費を支給する。

一 居宅支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 居宅支援被保険者が、基準該当居宅サービス（痴呆対応型共同生活介護に相当するものを除く。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である難民その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅支援被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 その他政令で定めるとき。

二 特例居宅支援サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

（居宅支援サービス費等に係る支給限度額）
第五十五条 居宅支援被保険者が居宅サービス区分ごとに月を単位として厚生省令で定める期間において受けた一の居宅サービス区分に係る居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）につき支給する居宅支援サービス費の額の総額及び特例居宅支援サービス費の額の総額の合計額は、居宅支援サービス費区分支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

二 前項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、居宅サービス区分ごとに、同項に規定する厚生省令で定める期間における当該居宅サービス区分に係る居宅サービスの標準的な利用の態様、当該居宅サービスに係る第五十三条第二項各号の厚生大臣が定める基準等を勘案して厚生大臣が定める額とする。

三 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第一項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅支援サービス費区分支給限度基準額とすることができ。

四 市町村は、居宅支援被保険者が居宅サービスの種類（居宅サービス区分に含まれるものであつて厚生大臣が定めるものに限る。次項において同じ。）ごとに月を単位として厚生省令で定める期間において受けた一の種類の居宅サービスにつき支給する居宅支援サービス費の額の総額及び特例居宅支援サービス費の額の総額の合計額について、居宅支援サービス費種類支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができないこととする。

五 前項の居宅支援サービス費種類支給限度基準額は、居宅サービスの種類ごとに、同項に規定する厚生省令で定める期間における当該居宅サービスに係る標準的な利用の態様、当該居宅サービスに係る第五十三条第二項各号の厚生大臣が定める基準等を勘案し、当該居宅サービスを含む居宅サービス区分に係る第一項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額（第三項の規定に基づき条例で定められている市町村に於ては、当該条例による措置が講ぜられた額とする。）の範囲内において、市町村が条例で定める額とする。

六 厚生大臣は、第一項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

七 居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費を支給することにより第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合又は第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合に於ける当該居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費の額は、第五十三条第二項各号又は前条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

（居宅支援福祉用具購入費の支給）
第五十六条 市町村は、居宅支援被保険者が、特定福祉用具を購入したときは、当該居宅支援被保険者に対し、居宅支援福祉用具購入費を支給する。

二 居宅支援福祉用具購入費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

三 居宅支援福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

四 居宅支援被保険者が月を単位として厚生省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅支援福祉用具購入費の額の総額は、居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

五 前項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生大臣が定める額とする。

六 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額とすることができ。

七 厚生大臣は、第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を定めようとするときは、あ

らかじめ審議会の意見を聴かなければならぬ。

8 居宅支援福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅支援福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅支援住宅改修費の支給)

第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、居宅支援住宅改修費を支給する。

2 居宅支援住宅改修費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限って、支給するものとする。

3 居宅支援住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅支援住宅改修費の額の総額は、居宅支援住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

5 前項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅支援住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

7 厚生大臣は、第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

8 居宅支援住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅支援住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわ

らず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅支援サービス計画費の支給)

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅支援サービス計画費を支給する。

2 居宅支援サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 第四十六条第四項から第八項までの規定は、居宅支援サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特例居宅支援サービス計画費の支給)

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例居宅支援サービス計画費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、基準該当居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 特例居宅支援サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

(居宅支援サービス費等の額の特例)

第六十条 市町村が、災害その他の厚生省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む）、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付については、当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

一 居宅支援サービス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第七項

二 特例居宅支援サービス費の支給 第五十四条第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第七項

三 居宅支援福祉用具購入費の支給 第五十六条第三項、第四項及び第八項

四 居宅支援住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及び第八項

(高額居宅支援サービス費の支給)

第六十一条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額居宅支援サービス費を支

給する。

2 前項に規定するもののほか、高額居宅支援サービス費の支給要件、支給額その他高額居宅支援サービス費の支給に關して必要な事項は、居宅サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第五節 市町村特別給付

第六十二条 市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）に対し、前二節の保険給付のほか、条例で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる。

第六節 保険給付の制限等

第六十三条 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。

第六十四条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用、居宅介護福祉用具購入費若しくは居宅支援福祉用具購入費に係る特定福祉用具の購入若しくは居宅介護住宅改修費若しくは居宅支援住宅改修費に係る住宅改修の実施に關する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十五条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第二十三条の規定による求めに應ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第六十六条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に關する給付を受ける

けることができるものを除く。）が、当該保険料の納期限から厚生省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十八条第五項の規定を適用しない旨の記載（以下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。）をするものとする。

2 市町村は、前項に規定する厚生省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができ、

3 市町村は、前二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が滞納している保険料を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該支払方法変更の記載を消除するものとする。

4 第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定居宅介護支援及び指定施設サービス等に係る居宅介護サービス費の支給及び居宅支援サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給及び居宅支援サービス計画費の支給並びに施設介護サービス費の支給については、第四十一条第六項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十八条第五項の規定は適用し

ない。

（保険給付の支払の一時差止）

第六十七条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十八条第五項の規定を適用しない旨の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をするものとする。

2 市町村は、前項に規定する厚生省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該被保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 市町村は、前条第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等を通じて、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。

（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止）

第六十八条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を

含む。）又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの（以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。）がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十八条第五項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をするものとする。

2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。

3 第六十六条第四項の規定は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について準用する。

4 市町村は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に関し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。）又は掛金の納付状況その他厚生省令で定める事項について、厚生省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第六十九条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第十項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定又は要支援更新認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第二十七条第十項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載を併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、居宅支援サービス計画費の支給及び特例居宅支援サービス計画費の支給並びに高額介護サービス費の支給）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を行わない旨並びにこれら措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じ定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 市町村は、前項の規定により給付額減額等の

記載を受けた要介護被保険者等について、同項ただし書の政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を削除するものとする。

3 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）及び施設サービス、購入した特定福祉用具並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第一項、第四項及び第七項
- 二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第七項
- 三 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項第一号
- 四 特例施設介護サービス費の支給 第四十九条第二項
- 五 居宅支援サービス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第七項
- 六 特例居宅支援サービス費の支給 第五十四条第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第七項
- 七 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第八項
- 八 居宅支援福祉用具購入費の支給 第五十六条第三項、第四項及び第八項
- 九 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第八項
- 十 居宅支援住宅改修費の支給 第五十七条第十

三項、第四項及び第八項

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス及び施設サービスに要する費用については、第五十一条第一項及び第六十一条第一項の規定は、適用しない。

第五章 事業者及び施設

第一節 指定居宅サービス事業者

第七十条 第四十一条本文の指定は、厚生省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、第四十一条本文の指定をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
 - 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。
 - 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- （指定居宅サービス事業者の特例）
- 第七十一条 病院、診療所又は薬局について、健康保険法第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定があつたとき（同条第六項の規定により同条第一項の指定があつたものとみなされたときを含む。）、又は同法第四十四条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認があつたときは、その指定又は承認の時に、当該病院、診療所又は薬局の開設者について、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生省令で定める種類の居宅サービスに限る。）に係る第四十一条本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

き（同条第六項の規定により同条第一項の指定があつたものとみなされたときを含む。）、又は同法第四十四条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認があつたときは、その指定又は承認の時に、当該病院、診療所又は薬局の開設者について、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生省令で定める種類の居宅サービスに限る。）に係る第四十一条本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第四十四条第十二項において準用する同法第四十三条ノ十二の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。

第七十二条 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、第九十四条第一項の許可又は第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、その許可又は指定の時に、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者について、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者が、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、第九十四条第一項の許可又は第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、その許可又は指定の時に、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者について、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者が、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

介護療養型医療施設について、第百四条第一項の規定による許可の取消し又は第百十四条第一項の規定による指定の取消しがあつたときは、その効力を失う。

（指定居宅サービスの事業の基準）

第七十三条 指定居宅サービス事業者は、次条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者等の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、第二十七条第十項第二号（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第六項第二号（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる意見又は第三十条第一項後段に規定する意見（以下「認定審査会意見」という。）が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅サービスを提供するように努めなければならない。

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出等)

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第七十六条 都道府県知事は、居宅介護サービス費の支給又は居宅支援サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業員等であつた者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業員等若しくは当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の取消し)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一本文の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設

備及び運営に關する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に關し不正があつたとき。

四 指定居宅サービス事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員等が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一本文の指定を受けたとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、前項第二号又は第三号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第七十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十一条第一本文の指定をしたとき。

二 第七十五条の規定による届出(同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十一条第一本文の指定を取り消したとき。

第二節 指定居宅介護支援事業者

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員(要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に應じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に關する専門的知識及び技術を有するものとして厚生省令で定める者)をいう。以下同じ。の人員が、第八十一条第一項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に關する基準に従つて適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定居宅介護支援の事業の基準)

第八十条 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に關する基準に従い、要介護者等の心身の状況等に應じて適切な指定居宅介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅介護支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅介護支援を提供するよう努めなければならない。

うに努めなければならない。

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に關する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に關する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出等)

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第八十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業員等であつた者(以下この項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業員等若しくは当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の取消し)

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十一条第一本文の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

二 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

三 第二十七条第二項後段(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項、第九十二条、第百四条及び第百十四条において同じ。の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

四 居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に關し不正があったとき。

五 指定居宅介護支援事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段に

より第四十六条第一項の指定を受けたとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十七条第二項後段の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者について、前項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第八十五条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十六条第一項の指定をしたとき。

二 第八十二条の規定による届出(同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき。

三 前条第一項の規定により第四十六条第一項の指定を取り消したとき。

第三節 介護保険施設

第一款 指定介護老人福祉施設

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生省令で定めるところにより、老人福祉法第二十條の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。

二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護老人福祉施設の運営をすることができなかつたとき。

(指定介護老人福祉施設の基準)

第八十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、次条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の

設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定介護福祉施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護福祉施設サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、厚生省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があつたときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第九十条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し、報告若

しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の辞退)

第九十一条 指定介護老人福祉施設は、一年以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消すことができる。

一 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について、第八十八条第一項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

二 指定介護老人福祉施設が、第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をすることができなくなったとき。

三 第二十七条第二項後段の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

四 施設介護サービス費の請求に關し不正があつたとき。

五 指定介護老人福祉施設が、第九十条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定介護老人福祉施設の開設者又はその長

若しくは従業者が、第九十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護老人福祉施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護老人福祉施設の開設者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定介護老人福祉施設の開設者が、不正の手段により第四十八条第一項第一号の指定を受けたとき。

二 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービス又は第二十七条第二項後段の規定により委託した調査を行った指定介護老人福祉施設について、前項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)
第九十三条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十八条第一項第一号の指定をしたとき。

二 第九十一条の規定による第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十八条第一項第一号の指定を取り消したとき。

第二款 介護老人保健施設

(開設許可)

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

二 介護老人保健施設を開設した者(以下「介護老人保健施設の開設者」という。)が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

第一類第七号

厚生委員会議録第一号 平成八年十二月十七日

三 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。

三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

四 都道府県知事は、営利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

五 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可(入所定員の増加に係るものに限る。以下この項において同じ。)の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域(第百八十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

(介護老人保健施設の管理)
第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設

の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。

(介護老人保健施設の基準)
第九十六条 介護老人保健施設の開設者は、次条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護保健施設サービスを提供するとともに、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護保健施設サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

二 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他厚生省令で定める施設を有しなければならない。

二 介護老人保健施設は、厚生省令で定める員数の医師、看護婦、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

三 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

四 厚生大臣は、第一項及び第二項の厚生省令を定めようとするとき、並びに前項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(広告制限)
第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるものを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

二 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護婦の氏名

三 前二号に掲げる事項のほか、厚生大臣の定める事項

四 その他都道府県知事の許可を受けた事項
二 厚生大臣は、前項第三号に掲げる事項の広告の方法について、厚生省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。

(変更の届出)
第九十九条 介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があつたときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)
第一百条 厚生大臣、都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五十五条第一項の規定に基づく政令で定める市(第三項及び第百五条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設を管理する者(以下「介護老人保健施設の管理者」という。)若しくは医師その他の従業者(以下「介護老人保健施設の開設者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立ち入り検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、当該介護老人保健施設につき次条、第二百二条、第二百三条第一項又は第四百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第二百一条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する施設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第二百二条 都道府県知事は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。

(業務運営の改善命令等)

第二百三条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第二項に規定する人員を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。次項において同じ。）に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その運営の改善を命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

2 市町村は、保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、第九

十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合しなくなったと認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(許可の取消し)

第二百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 介護老人保健施設の開設者が、第九十四条第一項の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。
- 二 介護老人保健施設の開設者が前三条の規定による命令に違反したとき。
- 三 介護老人保健施設の開設者に犯罪又は医師に関する不正行為があったとき。
- 四 第二百七条第二項後段の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- 五 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 六 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

たとき。ただし、当該介護老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者又は当該介護老人保健施設の管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

2 市町村は、第二十七條第二項後段の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設につい

て、前項第四号又は第五号に該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(医療法の準用)

第二百五条 医療法第九条の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第百一条から前条までの規定に基づく処分について、同法第七十一条の三の規定は、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が第百条第一項の規定により行う処分に対する不服申立てについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(医療法との関係等)

第百六条 介護老人保健施設は、医療法という病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設（政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

第三款 指定介護療養型医療施設

(指定介護療養型医療施設の指定)

第百七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生省令で定めるところにより、療養型病床群等を有する病院であつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 前項の申請は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養型病床群等の入所定員を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三号の指定をしてはならない。

- 一 第百十條第一項に規定する人員を有しないとき。
- 二 第百十條第二項に規定する指定介護療養型

医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護療養型医療施設の運営をすることができないと認められるとき。

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八條第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養型病床群等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養型病床群等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを越えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあることを認めるときは、第四十八條第一項第三号の指定をしないことができる。

(指定の変更)

第百八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第四十八條第一項第三号の指定に係る療養型病床群等の入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、当該指定介護療養型医療施設に係る同号の指定の変更を申請することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替へるものとする。

(指定介護療養型医療施設の基準)

第百九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、次条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定介護療養施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護療養施設サービスを受ける者の立場に

立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

第百十条 指定介護療養型医療施設は、厚生省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第百十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があったときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第百十二条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設について

設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の辞退)

第百十三条 指定介護療養型医療施設は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消)

第百十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消すことができる。

一 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、第百十條第一項の厚生省令で定める員数を満たすことができなかったとき。

二 指定介護療養型医療施設が、第百十條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をすることができなくなったとき。

三 第二十七条第二項後段の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

四 施設介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。

五 指定介護療養型医療施設が、第百十二條第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者、医師その他の従業者が、第百十二條第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

き。ただし、当該指定介護療養型医療施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定介護療養型医療施設の開設者が、不正の手段により第四十八条第一項第三号の指定を受けたとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービス又は第二十七条第二項後段の規定により委託した調査を行った指定介護療養型医療施設について、前項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第百十五条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十八条第一項第三号の指定をしたとき。

二 第百十三条の規定による第四十八条第一項第三号の指定の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十八条第一項第三号の指定を取り消したとき。

第六章 介護保険事業計画

(基本指針)

第百十六条 厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八條第一項に

規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、自治大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みの確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の十八に規定する市町村老人保健計画その他

の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬ。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県介護保険事業支援計画)
第百十八条 都道府県は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護保険施設の種類の必要入所定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養型病床群等に係る必要入所定員総数)その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスの提供するための施設の整備に関する事項
三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービスの従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項

3 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十條の九に規定する都道府県老人福祉計画、老人保健法第四十六條の十九に規定する都道府県老人保健計画、医療法第三十條の三に規定する医療計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

定する医療計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

4 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)
第百十九條 都道府県知事は、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができ、

2 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県介護保険事業支援計画の作成の手法その他都道府県介護保険事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができ、

(国の援助)
第百二十條 国は、市町村又は都道府県が、市町村介護保険事業計画又は都道府県介護保険事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要の助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 費用等
第一節 費用の負担
(国の負担)
第百二十一條 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の二十に相当する額を負担する。

2 第四十三條第三項、第四十四條第六項、第四十五條第六項、第五十五條第三項、第五十六條第六項又は第五十七條第六項の規定に基づき条例を定めている市町村に対する前項の規定の適用については、同項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該条例による措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した当該介護給付及び予防給付に要する費用の額に相当する額とする。

(調整交付金)
第百二十二條 国は、介護保険の財政の調整を行うため、第一号被保険者の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、各市町村の前条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額。次項において同じ。)の総額の百分の五に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき調整交付金の総額は、当該年度における各市町村の前条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額の見込額の総額の百分の五に相当する額に当該年度の前年度以前の年度における調整交付金で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該見込額の総額の百分の五に相当する額から減額した額とする。

(都道府県の負担)
第百二十三條 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

2 第百二十一條第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

(市町村の一般会計における負担)
第百二十四條 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

2 第百二十一條第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

(介護給付費交付金)
第百二十五條 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び

予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額(以下この章において「医療保険納付対象額」という。)については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てて、

2 前項の第二号被保険者負担率は、すべての市町村に係る被保険者の見込数の総数に対するすべての市町村に係る第二号被保険者の見込数の総数の割合に二分の一を乗じて得た率を基準として設定するものとし、三年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3 第百二十一條第二項の規定は、第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

4 第一項の介護給付費交付金は、第百五十條第一項の規定により支払基金が徴収する納付金をもって充てて、

(事務費の交付)
第百二十六條 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護保険の事務の執行に要する費用(第二十七條から第三十七條までの規定により市町村が行う要介護認定又は要支援認定に係る事務の処理に必要な費用(地方自治法第二百五十二條の十四第一項の規定により審査判定業務を都道府県に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。)その他の政令で定める費用に限る。)の二分の一に相当する額を交付する。

(国の補助)
第百二十七條 国は、第百二十一條及び第百二十二條に規定するもののほか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

(都道府県の補助)
第百二十八條 都道府県は、第百二十三條に規定するもののほか、介護保険事業に要する費用の

一部を補助することができる。

(保険料)

第二百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

(賦課期日)
第二百三十条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

(保険料の徴収の方法)

第二百三十一条 第二百二十九条の保険料の徴収については、第二百二十五条の規定により特別徴収(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法(昭和二十九法律第五十五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法若しくは農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定め

るもの(以下「老齢退職年金給付」という。)

の支払をする者(以下「年金保険者」という。)

に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。の方法によらなければならない。

(普通徴収に係る保険料の納付義務)
第二百三十二条 第一号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

(普通徴収に係る保険料の納期)
第二百三十三条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

(年金保険者の市町村に対する通知)
第二百三十四条 年金保険者は、毎年厚生省令で定める期日までに、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢退職年金給付の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの(次に掲げるものを除く。)(一)の氏名、住所その他厚生省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村(第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当

該他の市町村とする。)に通知しなければならない。

一 当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢退職年金給付の額の総額が、当該年の四月一日の現況において政令で定める額未満である者

二 当該老齢退職年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生省令で定める特別の事情を有する者

2 年金保険者(社会保険庁長官及び地方公務員共済組合を除く。)は、前項の規定による通知を行う場合においては、社会保険庁長官の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁長官を経由して行うことができる。

3 前二項の場合においては、社会保険庁長官は、都道府県知事を経由して通知又は送付を行うものとする。

4 地方公務員共済組合は、第一項の規定による通知を行う場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

5 社会保険庁長官は、第二項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者(第二百三十六条において「特定年金保険者」という。)を公示しなければならない。

(保険料の特別徴収)
第二百三十五条 市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。)に対して課する保険料の全部(厚生省令で定める場合にあつては、その一部)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によら

ないことができる。

2 市町村は、前項本文の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、同項本文に規定する第一号被保険者(以下「特別徴収対象被保険者」という。))について、当該特別徴収対象被保険者に係る年金保険者(以下「特別徴収義務者」という。))に当該保険料を徴収せなければならない。

3 市町村は、同一の特別徴収対象被保険者について前条第一項の規定による通知に係る老齢退職年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。))が二以上ある場合においては、これらの特別徴収対象年金給付に老齢基礎年金が含まれるときは当該老齢基礎年金について、老齢基礎年金が含まれないときは政令で定めるところにより一の特別徴収対象年金給付について保険料を徴収せざるものとする。

(特別徴収額の通知等)
第二百三十六条 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、特別徴収対象被保険者に係る保険料を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保除料額その他厚生省令で定める事項を、特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2 前項の支払回数割保除料額は、厚生省令で定めるところにより、当該特別徴収対象被保険者につき、特別徴収の方法によって徴収する保険料額(以下「特別徴収対象保険料額」という。))から、第四百四十一条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収された保険料額の合計額を控除した額を、当該年の十月一日から翌年三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

3 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(社会保険庁長官及び特定年金保険者並びに地方公務員共済組合に係るものを除く。))は、

当該年度の初日の属する年の八月三十一日までにしなければならぬ。

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(社会保険庁長官に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日まで、都道府県知事を経由してしなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(特定年金保険者に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日まで、都道府県知事を経由してしなければならない。

6 前項に規定する都道府県知事は、社会保険庁長官を経由して特定年金保険者に送付を行うものとする。

7 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(地方公務員共済組合に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日まで、地方公務員共済組合連合会を経由してしなければならない。

(特別徴収の方法によつて徴収した保険料額の納入の義務等)

第百三十七条 特別徴収義務者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、同項に規定する支払回数割保険料額を、厚生省令で定めるところにより、当該年の十月一日から翌年三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

2 地方公務員共済組合は、前項の規定により市町村に納入する場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

3 特別徴収義務者が、特別徴収対象年金給付の支払をする際特別徴収対象被保険者から徴収しなかつた保険料額に相当する額を第一項の規定により市町村に納入した場合においては、その徴収しなかつた保険料額に相当する額を、当該納入をしたとき以後に当該特別徴収対象被保険

者に支払うべき当該特別徴収対象年金給付から控除することができる。

4 特別徴収義務者は、第百三十五条の規定により当該特別徴収義務者が徴収すべき保険料に係る特別徴収対象被保険者が当該特別徴収義務者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他厚生省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき保険料額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

5 前項に規定する場合においては、特別徴収義務者は、厚生省令で定めるところにより、特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた特別徴収対象被保険者その他厚生省令で定める者の氏名、当該特別徴収対象被保険者に係る保険料徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村に通知しなければならない。

6 第百三十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

7 特別徴収義務者は、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定により徴収する支払回数割保険料額を、特別徴収対象被保険者に対し通知するものとする。

(被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知)

第百三十八条 市町村は、第百三十六条第一項の規定により支払回数割保険料額を特別徴収義務者に通知した後当該通知に係る特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他厚生省令で定める場合においては、厚生省令で定めるところにより、その旨を当該特別徴収義務者及び当該特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2 第百三十六条第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説書等は、政令で定める。

3 特別徴収義務者は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以降特別徴収対象保険料額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、特別徴収義務者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市町村に通知しなければならない。

4 第百三十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

(普通徴収保険料額への繰入)

第百三十九条 市町村は、第一号被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により保険料を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する保険料額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第百三十三条の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 特別徴収義務者から当該市町村に納入された第一号被保険者についての保険料額の合計額が、当該第一号被保険者についての特別徴収の方法によつて徴収すべき保険料額を超える場合(特別徴収の方法によつて徴収すべき保険料額がない場合を含む。)においては、市町村は、当該過納又は誤納に係る保険料額(当該過納又は誤納に係る保険料額が当該第一号被保険者が死亡したことに生じたものであるときは、当該過納又は誤納に係る保険料額から厚生省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。次項において「過誤納額」という。)を当該第一号被保険者に還付しなければならない。

3 市町村は、前項の規定により過誤納額を還付すべき場合において、当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他この法律の規定による徴

収金があるときは、同項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、当該過誤納額をこれに充当することができる。

(仮徴収)

第百四十条 市町村は、前年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額を徴収されてゐた第一号被保険者について、当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日までの間において当該支払回数割保険料額の徴収に係る老齢退職年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、当該支払回数割保険料額に相当する額を、厚生省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 市町村は、前項に規定する第一号被保険者について、当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間において同項に規定する老齢退職年金給付が支払われるときは、それぞれの支払に係る保険料額として、当該第一号被保険者に係る同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額(当該額によることが適当でないとき認められる特別な事情がある場合においては、当該額の範囲内において市町村が定める額とする。)を、厚生省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

3 第百三十六条から前条まで(第百三十六条第二項を除く。)の規定は、前二項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説書等は、政令で定める。

4 第一項の規定による特別徴収については、前項において準用する第百三十六条の規定による通知があつたものとみなし、第二項の規定による特別徴収については、前項において準用する同条の規定による通知が期日までに行われなかつたときは、第一項に規定する老齢退職年金給付のそれぞれの支払に係る保険料額として、第二項

に規定する支払回数割保険料額に相当する額を特別徴収の方法によつて徴収する旨の同条の規定による通知があつたものとみなす。

(介護保険施設に入所中の被保険者の特別に係る特別徴収義務者への通知)

第百四十一条 市町村は、その行う介護保険の特別徴収対象被保険者が第十三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける被保険者に該当するに至つたときは、速やかに、当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収義務者に、その旨を通知するものとする。

2 第百三十六条第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(保険料の減免等)

第百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(地方税法の準用)

第百四十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金(第百五十条第一項に規定する納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)については、地方税法第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

(滞納処分)

第百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(保険料納付原簿)

第百四十五条 市町村は、保険料納付原簿を備へ、これに第一号被保険者の氏名、住所、保険料の納付状況その他厚生省令で定める事項を記録するものとする。

(条例等への委任)

第百四十六条 この節に規定するもののほか、保

険料の賦課及び徴収等に関する事項(特別徴収に関するものを除く。)は政令で定める基準に従つて条例で、特別徴収に關して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従つて条例で定める。

第二節 財政安定化基金等

(財政安定化基金)

第百四十七条 都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額(イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。)の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足額と見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 予定保険料収納額 市町村において事業運営期間(市町村介護保険事業計画の初年度以降三箇年をいう。以下この項において同じ。)中に収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要する

費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金(以下この項及び次条において「基金事業借入金」という。)の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

二 実績保険料収納額 市町村において前号の事業運営期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象収入額 市町村の介護保険に關する特別会計において第一号の事業運営期間中に収入した金額(第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金を除く。)の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四 基金事業対象費用額 市町村において第一号の事業運営期間中に介護給付及び予防給付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五 基金事業交付額 市町村が第一号の事業運営期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

3 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

4 市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付する義務を負う。

5 都道府県は、政令で定めるところにより、第三項の規定により市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政

安定化基金に繰り入れなければならない。

6 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

7 財政安定化基金から生ずる収入は、すべて財政安定化基金に充てなければならない。

8 第百二十一条第二項の規定は、第二項第一号に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額並びに同項第二号から第四号までに規定する介護給付及び予防給付に要した費用の額について準用する。

(市町村相互財政安定化事業)

第百四十八条 市町村は、介護保険の財政の安定化を図るため、その介護保険に關する特別会計において負担する費用のうち介護給付及び予防給付に要する費用(第四十三条第三項、第四十四條第六項、第四十五條第六項、第五十五條第三項、第五十六條第六項又は第五十七條第六項の規定に基づき条例を定めて市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用について、当該条例による措置が講ぜられないものとして政令で定めるところにより算定した当該

介護給付及び予防給付に要する費用とする。次項において同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用並びに基金事業借入金の償還に要する費用の財源について、政令で定めるところにより、他の市町村と共同して、調整保険料率に基づき、市町村相互間において調整する事業(以下この条及び次条において「市町村相互財政安定化事業」という。)を行うことができる。

2 前項の調整保険料率は、市町村相互財政安定化事業を行う市町村(以下この条及び次条第二項において「特定市町村」という。)のそれぞれが、それぞれの第一号被保険者に対し、当該調整保険料率により算定した保険料額によつて保険料を課するとしたならば、当該特定市町村につき事業実施期間(市町村相互財政安定化事業を実施する期間として特定市町村が次項の規定により定める三年を一期とする期間をいう。

満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の納付金の額を超える場合には、その超える額について、未納の納付金その他この法律の規定による支払基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

の額は、その納付のあった納付金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

（督促及び滞納処分）

第百五十六条 支払基金は、医療保険者が、納付すべき期限までに納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

一 督促状に指定した期限までに納付金を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があるとき。

2 支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該医療保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

（納付の猶予）

第百五十八条 支払基金は、やむを得ない事情により、医療保険者が納付金を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生省令で定めるところにより、当該医療保険者の申請に基づき、厚生大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた医療保険者がその指定期限までにその督促状に係る納付金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

2 支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る納付金の額、猶予期間その他必要な事項を医療保険者に通知しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る納付金につき新たに第百五十六条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

（報告等）

第百六十三条 支払基金は、医療保険者に対し、毎年度、医療保険加入者（四十歳以上六十五歳未満のものに限る。）の数その他の厚生省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第百六十条第一項第一号に掲げる業務に関し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

（延滞金）

第百五十七条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

（区分経理）

第百六十四条 支払基金は、介護保険関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

2 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付のあった納付金の額を控除した額とする。

（利益及び損失の処理）

第百六十七条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

療養保険納付対象額その他厚生省令で定める事項を通知しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による通知の事務を連合会に委託することができる。

第八章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務

（支払基金の業務）

第百六十条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 医療保険者から納付金を徴収すること。

二 市町村に対し第百二十五条第一項の介護給付費交付金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、介護保険関係業務と（業務の委託）

第百六十一条 支払基金は、厚生大臣の認可を受けて、介護保険関係業務の一部を医療保険者が加入している団体で厚生大臣が定めるものに委託することができる。

（業務方法書）

第百六十二条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第百六十五条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときは、同様とする。

（財務諸表等）

第百六十六条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、厚生省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理）

第百六十七条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金

として整理しなければならない。

3 支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第百六十条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)

第百六十八条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第七十七条の規定にかかわらず、介護保険関係業務に限り、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による長期借入金は、二年以内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府保証)

第百六十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、前条の規定による支払基金の長期借入金又は短期借入金に係る債務について保証することができる。

(余裕金の運用)

第百七十条 支払基金は、次の方法によるほか、介護保険関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他厚生大臣が指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他厚生大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)への金銭信託

(厚生省令への委任)

第百七十一条 この章に定めるもののほか、介護保険関係業務に係る支払基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(報告の徴収等)

第百七十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第百六十一条の規定による委託を受けた者(以下この項及び第二百七条第二項において「受託者」という。)について、介護保険関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に關する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第百七十三条 介護保険関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第二十三条第二項の規定の適用については、同法第十三条に規定する業務とみなす。

(審査請求)

第百七十四条 この法律に基づいてした支払基金の処分不服のある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和二十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第九章 保健福祉事業

第百七十五条 市町村は、要介護被保険者を現に介護する者等(以下この条において「介護者等」という。)に対する介護方法の指導その他の介護者等の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービス等のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第十章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務

(連合会の業務)

第百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 第四十一条第十項(第四十六条第七項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第四十八条第八項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。))の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅支援サービス費及び居宅支援サービス計画費の請求に關する審査及び支払
- 二 指定居宅サービス、指定居宅介護支援及び指定施設サービス等の質の向上に關する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に対する必要な指導及び助言

2 連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 第二十一条第三項の規定により市町村から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務
- 二 指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営
- 三 前二号に掲げるもののほか、介護保険事業の円滑な運営に資する事業

(議決権の特例)

第百七十七条 連合会が前条の規定により行う業務(以下「介護保険事業関係業務」という。))については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、規約をもって議決権に關する特段の定めをすることができ、

(区分経理)

第百七十八条 連合会は、介護保険事業関係業務

に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第十一章 介護給付費審査委員会

(給付費審査委員会)

第百七十九条 第四十一条第十項(第四十六条第七項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第四十八条第八項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。))の規定による委託を受けて介護給付費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費審査委員会(以下「給付費審査委員会」という。)を置く。

(給付費審査委員会の組織)

第百八十条 給付費審査委員会は、規約で定めるそれぞれ同数の介護給付等対象サービス担当者(指定居宅サービス、指定居宅介護支援又は指定施設サービス等を担当する者をいう。第三項及び次条第一項において同じ。))を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって組織する。

2 委員は、連合会が委嘱する。

3 前項の委嘱は、介護給付等対象サービス担当者として、それぞれ関係団体の推薦によつて行われなければならない。

(給付費審査委員会の権限)

第百八十一条 給付費審査委員会は、介護給付費請求書の審査を行うため必要であると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは介護保険施設に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは介護保険施設の開設者若しくは管理者若しくはその長若しくは当該指定居宅サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業に係る事業所若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により給付費審査委員

会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設が提出した介護給付費請求書又は帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

(厚生省令への委任)

第百八十二条 この章に規定するもののほか、給付費審査委員会に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十二章 審査請求

(審査請求)

第百八十三条 保険給付に關する処分(被保険者証の交付の請求に關する処分及び要介護認定又は要支援認定に關する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)に關する処分に不服がある者は、介護保険審査会に審査請求をすることが出来る。

2 前項の審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(介護保険審査会の設置)

第百八十四条 介護保険審査会(以下「保険審査会」という。)は、各都道府県に置く。

(組織)

第百八十五条 保険審査会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 市町村を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人以上であつて政令で定める基準に従ひ条例で定める員数
- 2 委員は、都道府県知事が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第百八十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、

する。

2 委員は、再任されることが出来る。

(会長)

第百八十七条 保険審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

(専門調査員)

第百八十八条 保険審査会に、要介護認定又は要支援認定に關する処分に対する審査請求の事件に關し、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことが出来る。

2 専門調査員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に關する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とする。

(合議体)

第百八十九条 保険審査会は、会長、被保険者を代表する委員及び市町村を代表する委員の全員並びに会長以外の公益を代表する委員のうちから保険審査会が指名する二人をもつて構成する合議体で、審査請求(要介護認定又は要支援認定に關する処分に対するものを除く。)の事件を取り扱う。

2 要介護認定又は要支援認定に關する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する三人をもつて構成する合議体で取り扱う。

第百九十条 前条第一項の合議体は、被保険者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の、同条第二項の合議体は、これを構成するすべての委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることが出来ない。

2 前条第一項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前条第二項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもつて決する。

(管轄保険審査会)

第百九十一条 審査請求は、当該処分をした市町村をその区域に含む都道府県の保険審査会に対してしなければならない。

2 審査請求が管轄違いであるときは、保険審査会は、速やかに、事件を所轄の保険審査会に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた保険審査会に審査請求があつたものとみなす。

(審査請求の期間及び方式)

第百九十二条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

(市町村に対する通知)

第百九十三条 保険審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害關係人に通知しなければならない。

(審理のための処分)

第百九十四条 保険審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは關係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師その他保険審査会の指定する者(次項において「医師等」という。)に診断その他の調査をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により保険審査会に出頭した關係人又は診断その他の調査をした医師等に対し、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

(政令への委任)

第百九十五条 この章及び行政不服審査法に規定するもののほか、審査請求の手續及び保険審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

(審査請求と訴訟との關係)

第百九十六条 第百八十三条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することが出来ない。

第十三章 雜則

(報告の徴収等)

第百九十七条 厚生大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、その事業の実施の状況に關する報告を求めることができる。

2 厚生大臣は、都道府県知事に対し、当該都道府県知事が第五章(第三節第二款を除く。)の規定により行う事務に關し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることが出来る。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、医療保険者に對し、納付金の額の算定に關して必要があると認めるときは、その業務に關する報告を徴し、又は当該職員に實地にその状況を検査させることが出来る。

4 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(連合会に対する監督)

第百九十八条 連合会について国民健康保険法第百八条及び第百九条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業(介護保険法(平成八年法律第 号)第百七十七条に規定する介護保険事業関係業務を含む。)」とする。

(先取特権の順位)

第百九十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第二百条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過

したときは、時効によつて消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)

第二百一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(被保険者等に関する調査)

第二百二条 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第二百四條第三項の規定は、前項の規定による質問について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(資料の提供等)

第二百三条 市町村は、保険給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢退職年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(実施規定)

第二百四條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第十四章 罰則

第二百五條 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付審査委員会若しくは保険審査会の委員若しくは保険審査会の専門調査員又はこれらの者が、正当な理由なしに、職務上知り得た指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者若しくは居宅サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

員若しくは保険審査会の専門調査員又はこれらの委員若しくは保険審査会の専門調査員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者若しくは居宅サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第二十七條第四項(第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項及び第三十二條第二項(第三十三條第四項及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十八條第一項各号に掲げる事項以外の事項を広告した者、同項各号に掲げる事項に關し虚偽の広告をした者又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定によるために違反した者

二 第九十一條又は第九十二條の規定に基づく命令に違反した者

第二百七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康保険組合、国民健康保険組合又は共済組合の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

二 第九十七條第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第二百七十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした支払基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百八條 介護給付等を受けた者が、第二十四條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二十万円以下の罰金に処する。

第二百九條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五條の規定に違反した者

二 第九十條第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第九十五條において準用する医療法第九條の規定に違反した者

第二百十條 正当な理由なしに、第九十四條第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

ただし、保険審査会の行う審査の手続における請求人又は第九十三條の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第二百十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二百六條又は第二百九條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百十二條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした支払基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第二百十三條 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者が、第二十四條第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十四條 市町村は、条例で、第一号被保険者が第十二條第一項本文の規定による届出をしないとき(同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)、又は虚偽の届出をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、第三十條第一項後段、第三十一條第一項後段、第三十四條第一項後段、第三十五條第六項後段、第六十六條第一項若しくは第二項又は第六十八條第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであつた者が正当な理由なしに、第二百二條第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(納付金及び第五十七條第一項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

5 地方自治法第二百五十五條の二の規定は、前各項の規定による過料の処分について準用する。

第二百十五條 連合会は、規約の定めるところにより、その施設（介護保険事業関係業務に限る。）の使用に關し十萬円以下の過怠金を徴収することができる。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第八章、第二百四條、第二百七條第二項及び第二百十二條の規定 平成十二年一月一日（検討）

第二條 介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てられた医療保険各法の規定により徴収する保険料（地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、その全般に關して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

第三條 政府は、この法律の施行後、保険給付に要する費用の動向、保険料負担の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、居宅サービス、施設サービス等に要する費用に占める介護給付等の割合について、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一類第七号

厚生委員会議録第一号 平成八年十二月十七日

第五條 政府は、前三條の規定による検討をするに当たつて、地方公共団体その他の関係者から、当該検討に係る事項に關する意見の提出があつたときは、当該意見を十分に考慮しなければならない。

理由

本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護保険法施行法案 介護保険法施行法

目次

第一章 経過措置（第一條―第十九條）

第二章 関係法律の一部改正（第二十條―第十九條）

附則

第一章 経過措置

（法定居宅給付支給限度基準額に關する経過措置）

第一條 市町村及び特別区（以下この章において単に「市町村」という。）は、当該市町村が行う介護保険の保険給付に係る居宅サービス（介護保険法（平成八年法律第 号）第七條第五項に規定する居宅サービスをいう。以下この章において同じ。）及びこれに相当するサービスの必要量の見込み、当該居宅サービス及びこれに相当するサービスを提供する体制の確保の状況その他の諸般の状況を考慮して特に必要と認める場合においては、政令で定める日までの間は、同法第四十三條第二項、第四十四條第五項若しくは第四十五條第五項又は第五十五條第二項、第五十六條第五項若しくは第五十七條第五項の規定にかかわらず、同法第四十三條第一

項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額、同法第四十四條第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額若しくは同法第四十五條第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は同法第五十五條第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額、同法第五十六條第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額若しくは同法第五十七條第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額（以下この条において「法定居宅給付支給限度基準額」と総称する。）に代えて、当該法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額を下回る額を、当該市町村における居宅介護サービス費区分支給限度基準額、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額若しくは居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額若しくは居宅介護住宅改修費支給限度基準額（以下この条及び次条において「経過の居宅給付支給限度基準額」と総称する。）とすることが出来る。

2 厚生大臣が法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額を基礎として経過の居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の下限の額を定めた場合においては、経過の居宅給付支給限度基準額は、当該下限の額を下回ることができない。

3 前二項の規定により経過の居宅給付支給限度基準額を定める市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は、厚生省令で定めるところにより、当該経過の居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額又は当該経過の居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額に對する割合を条例において定めるものとする。

4 第一項の政令で定める日を指定するに当たつては、介護保険法の施行の日（以下この章において「施行日」という。）から起算して五年を経過した日以後の日で、居宅サービス及びこれに相当するサービスの必要量の見込み、特定市町村が定める同法第四十七條に規定する市町村

介護保険事業計画（第三條第一項において単に「市町村介護保険事業計画」という。）及び特定市町村をその区域内に含む都道府県が定める同法第四十八條に規定する都道府県介護保険事業支援計画（第三條第二項において単に「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の達成状況その他の諸般の状況を考慮して、特定市町村において、法定居宅給付支給限度基準額に基づく介護給付等（同法第二十條に規定する介護給付等をいう。次項において同じ。）を円滑に行うことが出来ることと認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六月前までに公布するものとする。

5 第一項の政令で定める日までの間は、特定市町村が行う介護保険の介護給付等について介護保険法第四十三條第二項、第四十四條第五項、第四十五條第五項、第五十五條第二項、第五十六條第五項及び第五十七條第五項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「厚生大臣が定める額」とあるのは、「介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第一條第三項に規定する特定市町村が定める同条第一項に規定する経過の居宅給付支給限度基準額」とする。（特例居宅介護サービス費等の支給の経過の特例）

第二條 特定市町村（介護保険法に規定する居宅介護サービス費及び特別居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費及び特別居宅支援サービス費に係る経過の居宅給付支給限度基準額を定めているものに限る。次条において同じ。）は、同法第四十二條第一項各号及び第五十四條第一項各号に規定する場合のほか、前条第一項の政令で定める日までの間は、居宅要介護被保険者（同法第四十一條第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下この条において同じ。）又は居宅要支援被保険者（同法第五十三條第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下この条において同じ。）であつて同法第四十二條第一項第三号又は同法第五十四條第一項第三

号の厚生大臣が定める基準に該当する地域以外

の者が指定居宅サービス(同法第四十一条第一

項に規定する指定居宅サービスをいう。以下こ

の条において同じ。)及び基準該当居宅サービ

ス(同法第四十二条第一項第二号に規定する基

準該当居宅サービスをいう。)以外の居宅サー

ビス(これらの者のうち居宅要支援被保険者で

あるものについては、痴呆対応型共同生活介護

(同法第七十五条に規定する痴呆対応型共同

生活介護をいう。以下この条において同じ。)

を除く。)又はこれに相当するサービスを受け

た場合において、必要があると認めるときは、

同法に規定する特例居宅介護サービス費又は特

例居宅支援サービス費を支給するものとする。

居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者

が、同法第十九条第一項に規定する要介護認定

又は同条第二項に規定する要支援認定の効力が

生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由に

より指定居宅サービス以外の居宅サービス(居

宅要支援被保険者については、痴呆対応型共同

生活介護を除く。)又はこれに相当するサービ

スを受けた場合において、必要があると認め

るときも、同様とする。

(特定市町村、都道府県及び国の措置等)

第三条 特定市町村は、市町村介護保険事業計画

に従い、当該市町村介護保険事業計画に定めら

れた介護保険法第七十七条第二項第二号に規定

する方策その他の同法第二十四条第二項に規定

する介護給付等対象サービスを提供する体制の

確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとす

る。

2 都道府県は、特定市町村に対して都道府県介

護保険事業支援計画に基づき特定市町村の支援

に必要な施策を実施するよう努めるものとす

る。

3 国は、特定市町村及び都道府県に対し、第一

項に規定する措置及び前項に規定する施策に関

し必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう

努めるものとする。

(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

第四条 介護保険法の施行の際現に健康保険法

(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第

一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬

局の指定を受けている病院若しくは診療所若し

くは薬局又は同法第四十四条第一項第一号の規

定による特定承認保険医療機関の承認を受けて

いる病院若しくは診療所の開設者については、

施行日に、当該病院、診療所又は薬局により行

われる居宅サービス(病院又は診療所において

は居宅療養管理指導(介護保険法第七十条第十

条において同じ。)その他介護保険法第七十一

条第一項の厚生省令で定める種類の居宅サービ

スに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に

限る。)に係る介護保険法第四十一条第一項本

文の指定があつたものとみなす。ただし、当該

病院、診療所又は薬局の開設者が施行日の前日

までに、厚生省令で定めるところにより、別段

の申出をしたときは、この限りでない。

第五条 介護保険法の施行の際現に第二十四条の

規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年

法律第八十号。以下「旧老健法」という。)第

四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪

問看護事業者(以下この条及び次条第一項にお

いて「指定老人訪問看護事業者」という。)で

あるものについては、施行日に、居宅サービス

(介護保険法第七十八条に規定する訪問看護

に限る。)に係る介護保険法第四十一条第一項

本文の指定があつたものとみなす。ただし、指

定老人訪問看護事業者が施行日の前日までに、

厚生省令で定めるところにより、別段の申出を

したときは、この限りでない。

第六条 施行日前に旧老健法第四十六条の十七の

八各号のいずれかに該当するに至つたみなし指

定居宅サービス事業者(前条の規定により介護

保険法第四十一条第一項本文の指定があつたも

のとみなされた指定老人訪問看護事業者をい

う。第三項において同じ。)については、介護

保険法第七十七条第一項各号のいずれかに該当

したものとみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前にされた旧老健法第四十六条の十七

の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類

の提出の命令又は出頭の求め(当該報告若しく

は提出の期限又は出頭の期日が施行日以後に到

来するものに限る。)は、介護保険法第七十六

条第一項の規定による同項に規定する報告若し

くは帳簿書類の提出を命ずる処分又は出頭を求

める処分とみなす。

3 みなし指定居宅サービス事業者が施行日前に

行つた旧老健法第四十六条の五の二第一項に規

定する指定老人訪問看護に係る同項に規定する

老人訪問看護療養費の請求(施行日以後に行わ

れるものに限る。)に關し不正があつたときは、

介護保険法第七十七条第一項第三号に該当した

ものとみなして、当該みなし指定居宅サービス

事業者については、同条の規定を適用する。

(指定介護老人福祉施設に関する経過措置)

第七条 介護保険法の施行の際現に存する特別養

護老人ホーム(第二十條の規定による改正前の

老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号。

以下「旧老福法」という。)第二十條の五に規

定する特別養護老人ホームをいう。第十三条第

一項において同じ。)については、施行日に、

介護保険法第七十二条第一項に規定する介護老

人福祉施設に係る同法第四十八条第一項第一号

の指定があつたものとみなす。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第八条 介護保険法の施行の際現に存する老人保

健施設(旧老健法第六條第四項に規定する老人

保健施設をいう。次項及び次条第六項において

同じ。)に係る旧老健法第四十六條の六第一項

の開設の許可を受けている者は、施行日に、当

該施設について介護保険法第七十二条第二項に

規定する介護老人保健施設(次項において単に

「介護老人保健施設」という。)に係る同法第九十

四條第一項の開設の許可を受けた者とみなす。

2 前項の規定により介護保険法第九十四条第一

項の開設の許可を受けた者とみなされた老人保

健施設の開設者は、同法の施行の際現に当該老

人保健施設を管理している者(旧老健法第四十

六條の七第一項又は第二項の承認に係るものに

限る。)について、施行日に、当該介護老人保

健施設を管理させることができる旨の介護保険

法第九十五條第一項又は第二項の承認を受けた

ものとみなす。

第九条 施行日前にされた旧老健法第四十六條の

五において準用する旧老健法第四十四條第二項

の規定による報告の命令(当該報告の期限が施

行日以後に到来するものに限る。)は、介護保

險法第二十四條第二項の規定による同項に規定

する報告を命ずる処分とみなす。

2 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十一

第一項の規定による報告若しくは診療録その他

の帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め(当該

報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が施行

日以後に到来するものに限る。)は、介護保険

法第九十條第一項の規定による同項に規定する報

告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出を命

ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十二

の規定による老人保健施設の使用の制限若しく

は禁止の命令(当該制限又は禁止の期間が施行

日において満了していないものに限る。)又は

修繕若しくは改築の命令(当該修繕又は改築の

期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、

介護保険法第一百條の規定による同条に規定す

る介護老人保健施設の使用の制限若しくは禁止

又は修繕若しくは改築を命ずる処分とみなす。

4 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十三

の規定による管理者の変更の命令(当該変更の

期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、

介護保険法第一百條の規定による同条に規定す

る管理者の変更を命ずる処分とみなす。

5 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十四

の規定による業務運営の改善の命令(当該改善

の期限が施行日以後に到来するものに限る。）又は業務の停止の命令（当該停止の期間が施行日において満了してはいないものに限る。）は、介護保険法第三十三条第一項の規定による同項に規定する業務運営の改善又は業務の停止を命ずる処分とみなす。

6 施行日前に旧老健法第四十六条の十五第一項各号のいずれかに該当するに至った特定老人保健施設（その開設者が前条第一項の規定により介護保険法第九十四条第一項の開設の許可を受けた者とみなされた老人保健施設をいう。以下この条において同じ。）については、介護保険法第四十四条第一項各号（同項第四号を除く。）のいずれかに該当したものとみなして、当該特定老人保健施設の開設者が受けたものとみなされた同法第九十四条第一項の開設の許可（第八項において「みなし開設許可」という。）について、同法第四十四条の規定を適用する。

7 特定老人保健施設の開設者（施行日前六月以内に当該特定老人保健施設に係る旧老健法第四十六条の六第一項の開設の許可を受けたものに限る。）であつて、介護保険法の施行の際当該特定老人保健施設の業務を開始していないものについては、同法第四十四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護老人保健施設の開設者が、第九十四条第一項」とあるのは、「介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第八條第一項の規定により介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の開設の許可を受けた者とみなされた者が、同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の六第一項」とする。

8 特定老人保健施設が施行日前に行った旧老健法第四十六条の二第一項に規定する施設療養に係る同項に規定する老人保健施設療養費の請求（施行日以後に行われるものに限る。）に關し不正があつたときは、介護保険法第四十四条第一項第五号に該当したものとみなして、当該特定老人保健施設に係るみなし開設許可について、同

条の規定を適用する。

（介護療養型医療施設に関する経過措置）

第十条 施行日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、介護保険法第七條第二十三項中「痴呆の状態にある要介護者」とあるのは、「要介護者」とする。

（適用除外に関する経過措置）

第十一条 介護保険法第九條の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七條第二十六項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八條第四項第三号の規定により同法第三十條に規定する身体障害者療養施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としなす。

2 当分の間、介護保険法第十條第二号の規定の適用については、同条中「又は」とあるのは「若しくは」と、「至つたとき」とあるのは「至つたとき又は当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者若しくは六十五歳以上の者が介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第十一條第一項に該当しなくなつたとき」とし、同法第十一條第一項の規定の適用については、同条中「翌日」とあるのは、「翌日又は介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第十一條第一項に該当するに至つた日の翌日」とする。

（損害賠償請求権に関する経過措置）

第十二條 介護保険法第二十一條の規定は、給付事由が第三者の同法の施行前の行為によつて生じた場合についても、適用するものとする。

2 介護保険法の施行前の第三者の行為によつて給付事由が生じ、同法の施行前に第三者から同一の事由について損害賠償を受けた者については、同法の施行後は、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責を負わなす。

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）

第十三條 施行日において第七條の規定により介護保険法第四十八條第一項第一号の指定があつたものとみなされた特別養護老人ホームに入所している旧老健法第十一條第一項第二号の措置に係る者（以下この条において「旧措置入所者」という。）は、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホーム（介護保険法第九十二條の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定介護老人福祉施設」という。）に入所している間（当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の介護保険法第七條第九項に規定する介護保険施設（以下この条において単に「介護保険施設」という。）に入所することにより当該一以上の他の介護保険施設に継続して一以上の他の介護保険施設に継続して入所している間は、当該一以上の他の介護保険施設に継続して入所している間を含む。）は、介護保険法第九條及び第十三條の規定にかかわらず、当該措置をとつた市町村が行う介護保険の被保険者とする。

2 前項の規定の適用を受ける被保険者が入所している介護保険施設は、当該介護保険施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならなす。

3 旧措置入所者については、施行日から起算して五年間に限り、施行日以後引き続き特定介護老人福祉施設に入所している間（当該特定介護老人福祉施設に係る介護保険法第九十二條の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設（同法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設に継続して入所している間を含む。）は、当該旧措置入所者に係る措置をとつた市町村は、当該旧措置入所者を同法第四十一條第一項に規定する要介護被保険

者（以下この条において単に「要介護被保険者」という。）とみなして、当該旧措置入所者が当該特定介護老人福祉施設（当該一以上の他の指定介護老人福祉施設に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設。以下この条において同じ。）から指定介護福祉施設サービス（同法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下この条において同じ。）を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定介護福祉施設サービスに要した費用（同法第四十八條第一項の厚生省令で定める費用を除く。次項第一号において同じ。）について、同法に規定する施設介護サービス費（次項において単に「施設介護サービス費」という。）を支給する。ただし、当該旧措置入所者が要介護被保険者となつたときは、この限りでない。

4 前項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者及び要介護被保険者である旧措置入所者に対し支給する施設介護サービス費の額は、施行日から起算して五年間に限り、介護保険法第四十八條第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 旧措置入所者に係る介護の必要の程度、特定介護老人福祉施設の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス（食事の提供を除く。）に要する平均的な費用（介護保険法第四十八條第二項第一号の厚生省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）に、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百分の百以下の範囲内において厚生大臣が定める割合を乗じて得た額

第 号)の規定による訪問介護に係る居宅

介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者」を加え、「その者の居宅において同号の厚生省令で定める便宜」を「これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三項中「を同号の」を「又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む)を特別養護老人ホームその他の」に、「その者につき同号の厚生省令で定める便宜」を「これらの者につき入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜」に改め、「(老人デイサービスセンターに係るものを除く)」を削り、同条第四項中「者」の下に「又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者」を加え、「同号の」を「特別養護老人ホームその他の」に改め、「(老人短期入所施設に係るものを除く)」を削り、同条に次の一項を加える。

5 この法律において、「痴呆対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による痴呆対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

第五号の四の見出し中「介護の措置等」を「福祉の措置」と改め、同条第一項中「(以下「介護の措置等」という)」を削る。

第六号の二「うち」の下に「介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスの適切かつ有効な利用に係るものその他の」を加え、「老人デイサービスセンター」

を削る。

第六号の三第一項第一号及び第二項中「介護の措置等」を「この法律に基づく福祉の措置」に改める。

第十条の見出し中「健康保持」の下に「及び介護等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。

第十条の二「前条」を「前条第一項」に改め、「基づく措置」の下に「及び同条第二項に規定する介護保険法に基づく措置」を加える。

第十条の三の見出しを「支援体制の整備等」に改め、同条中「応じて、」の下に「自立した日常生活を営むために」を加え、「処遇が受けられるように居宅における介護等の措置及び特別養護老人ホームへの入所等の措置の総合的な実施」を「支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他の地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービス並びに老人クラブその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

第十条の四第一項第一号中「あるもの」を「あるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者」に、「入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

の」を「第五条の二第二項の厚生省令で定める便宜」に改め、同条第二号中「あるもの」を「あるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者」に、「その者の厚生省令で定める施設」を「若しくは第五条の二第三項の厚生省令で定める施設」に、「入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他」を「同項」に改め、同条第三号中「もの」を「ものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者」に、「その他の厚生省令」を「若しくは第五条の二第四項の厚生省令」に改め、同条に次の一号を加える。

四 六十五歳以上の者であつて、痴呆の状態にあるために日常生活を営むのに支障があるもの(共同生活を営むのに支障がある者を除く)が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する痴呆対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第五項に規定する住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

第十条の四第三項を削る。

第十一条第一項第一号中「地方公共団体」を「市町村」に改め、同条第二号中「もの」を「ものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者」に、「地方公共団体」を「市町村」に改める。

第十二条及び第十三条の二「第十条の四第一項若しくは第二項」を「第十条の四」に改める。

第十三条第二項中「老人クラブその他」を削る。

り、「を行なう者」を「の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者」に改める。

第十五条第六項中「施設の設置によつて、第二十条の九に規定する」を「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする)」における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該」に、「同項」を「第四項」に改める。

第十六条の見出しを「廃止若しくは休止又は入所定員の増加」に改め、同条第二項中「又は休止しよう」とを「若しくは休止し、又はその入所定員を増加しよう」とに、「又は休止の」を「若しくは休止又は入所定員の増加の」に改め、同条第三項中「又は休止しよう」とを「若しくは休止し、又はその入所定員を増加しよう」とに、「又は休止の時期」を「若しくは休止の時期又は入所定員の増加」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

第十八条の二第一項中「第十条の四第一項各号の措置に係る」を「第五条の二第二項から第五項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する」に改める。

第二十条の二「うち」の下に「又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現

に養護する者を含む。」を加え、「同号」を「第五号の二第三項」に改める。

第二十号の三中「者」の下に「又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者」を加える。

第二十号の五中「者」の下に「又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者」を加える。

第二十号の六中「第二十号の二」を「第二十号の二の二」に改める。

第二十号の七の二中「市町村の行う介護の措置等及び老人の心身の健康の保持に関する措置に係る」を削り、「と市町村」の下に「老人居宅生活支援事業を行う者」を、「医療施設」の下に「老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者」を加える。

第二十号の八第一項中「この法律に基づく福祉の措置の実施」を「老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保」に改め、同条第二項中「第十号の四第一項各号及び第十一号第一項各号の措置」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標

二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策

三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に關し必要な事項

第二十号の八中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「他の法律」を「介護保険法第百七条に規定する市町村介護保険事業計画その他の法律」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項第一号」に改め、「目標」の下に「（養護老人

ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村は、前項第一号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。）を勘案しなければならない。

第二十号の九第一項中「この法律に基づく福祉の措置に関する事業」を「老人福祉事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標

二 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

三 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 その他老人福祉事業の供給体制の確保に關し必要な事項

第二十号の九第五項を同条第六項とし、同条第四項中「他の法律」を「介護保険法第百十八条に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、前項第一号の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たつ

ては、介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する介護保険施設の種類の必要入所定員総数（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

第二十一号第一号中「第十号の四第一項」を「第十号の四第一項第一号から第三号まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第十号の四第一項第四号の規定により市町村が行う措置に要する費用

第二十一号第二号中「第十一号」を「第十一号第一号及び第三号並びに同条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十一号第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用

第二十一号の次に次の一号を加える。

（介護保険法による給付との調整）

第二十一号の二 第十号の四第一項各号又は第十一号第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス又は施設サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第二号の二の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第二十四号第一項中「及び第三号」を「から第三号まで」に改める。

第二十五号中「第二号第二項第一号」を「第二号第二項第二号」に改める。

第二十六号第一項中「及び第三号」を「から第三号まで」に改める。

第二十八号第一項中「第十一号」を「第十号の四第一項及び第十一号」に改める。

附則第六条の二の見出し中「設置」の下に「等」を加え、同条中「当該施設」の設置によつて、第二十号の九に規定する」を「当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）

における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十号の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一号 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の老人福祉法（以下この条において「新老人福祉法」という。）第五号の二第五項に規定する痴呆対応型老人共同生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について新老人福祉法第十四条の規定を適用する場合においては、同条中「あらかじめ」とあるのは、「介護保険法施行法（平成八年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内」とする。

第二十二号 この法律の施行前に行われた旧老人福祉法第十号の四第一項に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の補助については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に行われた旧老人福祉法第十一号第一項第二号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用の徴収については、なお従前の例による。

（社会福祉事業法の一部改正）

第二十三号 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二号第三項第二号の三中「又は老人短期入所事業」を「老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業」に改め、同条第五号

の二「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」を「介護保険法（平成八年法律第 号）」に、「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

（老人保健法の一部改正）

第二十四条 老人保健法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 老人保健施設療養費の支給（第四十六條の二―第四十六條の五）」を「第四節 削除」に、「第四十六條の五の三」を「第四十六條の五の九」に、「第四十六條の五の四・第四十六條の五の五」を「第四十六條の六・第四十六條の七」に、「第四十六條の五の六」を「第四十六條の八」に、

「第三章の二 老人保健施設及び指定老人訪問看護事業者（第四十六條の六―第四十六條の十七）人訪問看護事業者（第四十六條の十七の二）」を「第三章の二 削除」に、「第八十五條」に改める。

第六條第四項及び第五項を削る。

第七條中「並びに老人保健施設に関する事項」を削り、「第四十六條の二第五項、第四十六條の五の二第三項、第四十六條の八第六項及び第四十六條の十七の五第四項」を「第四十六條の五の二第五項及び第四十六條の五の四第四項」に改める。

第十二條第五号の四を次のように改める。

五の四 削除

第十七條の四を次のように改める。

第十七條の四 削除

第十七條の六中「第四十六條の五の四」を「第四十六條の六」に改める。

第二十條中「老人保健施設療養費の支給」を削る。

第二十四條の二中「及び老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「福祉サービス」の下に「並

びに介護保険法（平成八年法律第 号）に基づき居宅サービス及び施設サービス」を加える。

第二十五條第六項中「第百十六條の二」を「第百十六條の二第一項又は第二項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 医療（厚生大臣が定める療養に係るものを除く）は、介護保険法第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わない。

第三十一條の二第十項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第三十一條の三第九項中「及び第五項第一号」を「第五項第一号及び第六項」に改め、同条第十項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第三十四條の次に次の一條を加える。

第三十四條の二 医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、行わない。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第四十六條の二から第四十六條の五まで 削除
第四十六條の五の二第一項を次のように改める。

市町村長は、老人医療受給対象者が指定訪問看護事業者（健康保険法第四十四條ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）から当該指定に係る訪問看護事業（同項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる老人訪問看護（疾病又は負傷により、家庭において継続して療養を受ける状態にある老人（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定

める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の家庭において看護婦その他厚生省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定老人訪問看護」という。）を受けたときは、その老人医療受給対象者にに対し、当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護療養費を支給する。

第四十六條の五の二第八項中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、「第二項の二」を「第四項の二」に、「第四十六條の十七の五第二項」を「第四十六條の五の四第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金、連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

第四十六條の五の二第六項を同条第八項とし、同条第五項中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の老人訪問看護療養費は、厚生省令で定めるところにより、市町村長が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 指定老人訪問看護を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者について、健康手帳を提示して、受けるものとする。

第四十六條の六から第四十六條の八までを削る。

第三章第七節中第四十六條の五の六を第四十六條の八とする。

第四十六條の五の五中「第四十六條の二第二項並びに第四十六條の四」を「第四十六條の五の二第二項並びに第四十六條の五の七」に改め、

第三章第六節中同条を第四十六條の七とする。

第三章第六節中第四十六條の五の四を第四十六條の六とする。

第四十六條の五の三「第四十六條、第四十六條の二第一項、第三項及び第十項並びに第四十六條の四」を「並びに第四十六條」に改め、「第四十六條の三の規定は、指定老人訪問看護事業者について」を削り、第三章第五節中同条を第四十六條の五の八とし、同条の次に次の一條を加える。

（他の保健事業との関係）
第四十六條の五の九 指定老人訪問看護は、第三章第一節から第三節までに規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十六條の五の二の次に次の五條を加える。

（領収証の交付）

第四十六條の五の三 指定訪問看護事業者は、指定老人訪問看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

（指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準）
第四十六條の五の四 指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生大臣が定める。

2 指定訪問看護事業者は、前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、老人の心身の状況等に応じて適切な指定老人訪問看護を提供するとともに、自らその提供する指定老人訪問看護の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定老人訪問看護を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

3 厚生大臣は、第一項に規定する指定老人訪

問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

5 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

（厚生大臣又は都道府県知事の指導）

第四十六条の五の五 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

（報告等）

第四十六条の五の六 厚生大臣又は都道府県知事は、老人訪問看護療養費の支給に関し、必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者等の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（特別会計）

第四十六条の五の七 市町村は、老人訪問看護療養費の支給に関する収入及び支出について、第三十三条に規定する特別会計において経理するものとする。

「第三章の二 老人保健施設及び指定老人訪問看護事業者」を「第三章の二 節除」に改める。

「第一節 老人保健施設」を削る。

第四十六条の九から第四十六条の十七までを次のように改める。

第四十六条の九から第四十六条の十七まで 削除

第三章の二 第二節を削る。

第四十六条の十八中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村老人保健計画は、介護保険法第百七条に規定する市町村介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

第四十六条の十九第一項中「及び老人保健施設の整備」を削り、同条第二項中「おいては、」の下に「介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により」を加え、「区域ごとの当該区域における老人保健施設の整備量の目標その他必要な」を「区域ごとに医療等以外の保健事業の供給体制の確保に関する」に改め、同条第四項中「他の法律」を「介護保険法第百十八条に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律」に改め、「又は老人保健施設の整備」を削る。

第四十八条第一項を次のように改める。

市町村が前条の規定により支弁する費用のうち、医療等に要する費用の十分の七に相当する額並びに第二十九条第二項（第三十一条の二十項並びに第三十一条の三十九項及び第四十六条の五の二第九項の事務の執行に要する費用（第二十九条第三項（第三十一条の二十項並びに第三十一条の三十九項及び第

十項において準用する場合を含む。）及び第四十六条の五の二十項の規定による委託に要する費用を含む。）については、政令で定めるところにより、基金が当該市町村に対して交付する交付金をもつて充てる。

第四十九条中「（老人保健施設療養費等を除く。）及び「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を」を削る。

第五十条中「（老人保健施設療養費等を除く。）及び「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一を」を削る。

第五十二条中「（老人保健施設療養費等を除く。）及び「を、老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を」を削る。

第五十五条第一項を次のように改める。
前条第一項の概算医療費拠出金の額は、次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る老人医療費見込額（市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この号において同じ。）から調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額）として厚生省令で定めるところにより算定される額）とを差し引いた額（以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、前条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。）を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。）を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

二 調整対象外医療費見込額

第五十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に、「次条第三項」を「次条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十六条第一項を次のように改める。

第五十四条第一項の確定医療費拠出金の額は、次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る老人医療費見込額（市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。）から調整対象外医療費見込額（当該保険者が確定基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額）として厚生省令で定めるところにより算定される額）とを差し引いた額（以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、前条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。）を控除して得た額に確定加入者調整率を乗じて得た額

二 調整対象外医療費見込額

一 当該保険者に係る老人医療費見込額（市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。）から調整対象外医療費見込額（当該保険者が確定基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額）として厚生省令で定めるところにより算定される額）とを差し引いた額（以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、前条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。）を控除して得た額に確定加入者調整率を乗じて得た額

第五十六條第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号イ」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七條中「、第四十六條の二第九項及び第四十六條の五の二第七項」を「及び第四十六條の五の二第九項」に、「及び第四十六條の二第十項（第四十六條の五の三において準用する場合を含む）」を「及び第四十六條の五の二第十項」に改める。

第八十二條第一項中「、老人保健施設療養費の支給」を削る。

第八十四條の二を削る。

第八十五條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十六條中「、老人保健施設療養費の支給」を削り、「第四十六條の五及び第四十六條の五の三」を「第四十六條の五の八」に、「十万円」を「二十万円」に改める。

第八十六條の二、第八十六條の三及び附則第一條の二を削る。

（老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五條 この法律の施行前に行われた旧老健法第四十六條の二第一項に規定する施設療養費（次条において単に「施設療養費」という。）に係る同項の規定による老人保健施設療養費の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に行われた旧老健法第四十六條の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護に係る同項の規定による老人訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十六條 この法律の施行の際現に特定老人保健施設（その開設者が第八條第一項の規定により介護保険法第九十四條第一項の開設の許可を受けた者とみなされた旧老健法第六條第四項に規定する老人保健施設をいう。）に入所している旧老健法第七十七條第二項に規定する老人医療受給対象者（疾病、負傷等により寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人であつて、その治療の必要の程度につき厚生省

令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）が、この法律の施行の日以後引き続き当該施設に入所し、当該施設から施設療養に相当するサービスを受けている間は、第二十四條の規定による改正後の老人保健法（以下この条及び第二十八條において「新老健法」という。）第三十二條第一項及び第三十四條の二の規定にかかわらず、当該施設療養に相当するサービスに要した費用について、新老健法に規定する医療費を支給する。ただし、当該老人医療受給対象者が介護保険法第四十一條第一項に規定する要介護被保険者となつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により老人医療受給対象者が医療費の支給を受ける場合における医療費の額は、新老健法第三十二條第二項及び第三項の規定にかかわらず、介護保険法第四十八條第二項第一号の厚生大臣が定める基準により算定した介護保健施設サービスに要する費用の額（その額が現に当該施設療養に相当するサービス（食事の提供その他の厚生省令で定めるサービスを除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に施設療養に相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額及び同項第二号の厚生大臣が定める基準により算定した介護老人保健施設における食事の提供に要する費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）から同号に規定する標準負担額を控除した額を勘案して厚生大臣が定める額を基準として、市町村長が定める。

第二十七條 この法律の施行の日前に発生した事項につき旧老健法第四十六條の十六において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九條の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

第二十八條 新老健法第四十八條から第五十條までの規定は、この法律の施行の日以後に行われる新老健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、及び老人訪問看護療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、同日前行われた旧老健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

第二十九條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三條に次の一項を加える。

第一項ノ給付（厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成八年法律第 号）第四十八條第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七條第二十三項ニ規定スル療養型病床群等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

第四十三條ノ第七項中「第四十三條ノ二」を「第四十三條第四項、第四十三條ノ二」に改める。

六條の五の二第一項」を「介護保険法第四十一條第一項本文」に、「指定老人訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者ヲ行フ者ニ限ル次項ニ於テ之ニ同ジ）」に改め、同条第三項中「老人保健法第四十六條の十七の八」を「介護保険法第七十七條第一項」に、「指定老人訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改める。

第四十四條ノ六第二項中「ノ指定訪問看護」の下に「並ニ老人保健法ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ノ指定老人訪問看護」を加える。

第四十四條ノ十一第六号中「又ハ」を「若ハ」に改め、「指定訪問看護」の下に「又ハ老人保健法ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ノ指定老人訪問看護」を加える。

第五十五條第一項中「又ハ老人保健法」を「若ハ老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費ニ係ル療養」を削り、「ヲ受クル者」を「又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス（同法第四十一條第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル本条ニ於テ之ニ同ジ）、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス（同法第七條第五項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル本条ニ於テ之ニ同ジ）、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等（同法第四十八條第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル本条ニ於テ之ニ同ジ）若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス（同法第七條第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル本条ニ於テ之ニ同ジ）ヲ受クル者」に、「又ハ同法」を「若ハ老人保健法」に、「療養開始後」を「療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅

サービス、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス若ハ之ニ相当スルサービス、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス開始後」に、「但シ同法」を「但シ老人保健法」に改める。

第五十六條第二項中「被保險者タリシ者」の下に「又ハ第五十九條ノ七ノ規定ノ適用ヲ受クル被保險者タリシ者」を加え、「老人保健施設療養費ノ支給又ハ老人訪問看護療養費ノ支給」を「若ハ老人訪問看護療養費ノ支給又ハ当該介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サ―ビス費ノ支給若ハ居宅支援サ―ビス費ノ支給（此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル指定居宅サ―ビスニ係ルモノニ限ル）、特例居宅介護サ―ビス費ノ支給若ハ特例居宅支援サ―ビス費ノ支給（此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル居宅サ―ビス又ハ之ニ相当スルサ―ビスニ係ルモノニ限ル）、施設介介護サ―ビス費ノ支給（療養ニ相当スル施設施設サ―ビス等ニ係ルモノニ限ル）若ハ特例施設介護サ―ビス費ノ支給（療養ニ相当スル施設サ―ビスニ係ルモノニ限ル）」に改める。

第五十九條ノ六の次に次の一條を加える。

第五十九條ノ七 療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費ノ支給ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保險法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ爲サズ

第六十九條ノ二中「第六十條」を「第五十九條ノ七、第六十條」に改める。

第六十九條の十二第二項第二号中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「老人訪問看護療養費の支給が行われたとき」を「老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給（これらの支給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。

以下この条、第六十九条の十五及び第六十九条の二十六において同じ。、特別居宅介護サービスの費の支給若しくは特別居宅支援サービスの費の支給（これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十九条の十五及び

第六十九條の二十六において同じ。施設介護サービス費の支給（療養に相当する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十九條の十五及び第六十九條の二十六において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費の支給（療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十九條の十五及び第六十九條の二十六において同じ。）が行われたときに、「又は同法」を「若しくは老人保健法」に、「老人訪問看護療養費の支給の開始」を「老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始」に改める。

第六十九条の十五第一項中、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「老人訪問看護療養費の支給」の下に「並びに介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給及び特例施設介護サービス費の支給（これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は」

施設サービスに係るものに限る。」を「一の療養」の下に「(居宅サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サービス(これらのうちの療養に相当するものに限る。))を含む。」を加え、同条第四項中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に、「第四十六條の五及び第四十六條の五の三」を「第四十六條の五の八」に改め、「老人保健施設療養

費の支給」を削り、一場合においては」を一場合又は介護保険法第二十条の規定により、同法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは

付のうち第六十九条の十二第三項の受給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けることができる場合においては、「又は同法」を「若しくは老人保健法」に、「老人訪問看護療養費の支給に相当する当該給付若しくは」を「老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給に相当する当該給付又は」に、「老人訪問看護療養費の支給と」を「老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定

による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給と」に改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「老人保健看護療養費の支給」の下に「又は介護保険訪問看護療養費の支給」の下に「又は介護保険

くは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給」を加える。

第六十九条の三十第一項中「又は第五十九条ノ六」を「若しくは第五十九条ノ六」に改め、「法令の規定」の下に「又は介護保険法の規定」

を加え、同条第三項中「又は本法以外ノ医療保
險各法の規定」を一若しくは本法以外ノ医療保
險各法の規定又は介護保険法の規定」に改め、
同条第四項中「又は第五十九条ノ六」を「若し
しくは第五十九条ノ六」に改め、「法令の規定」
の下に「又は介護保険法の規定」を加ふる。

第六十九條の三十一の表中「第四十三條第二項」の下に「及び第四項」を加え、「及び第四十三條ノ十六第一項」を「並びに第四十三條ノ十六第一項」に改める。

第七十條中「退職者給付拠出金ト称ス」の

下に「並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金（以下介護納付金ト称ス）」を加える。

第七十条ノ三第二項中「除ク」の下に「及
介護納付金（日雇特例被保険者ニ係ルモノヲ除
ク）」を加える。

第七十条ノ四第二項中「医療費抛入金」の下に「及介護納付金」を加える。

第七十一条中「退職者給付拠出金」の下に「並ニ介護納付金」を加える。

第七十一条ノ二第一項を次のように改める。

一 介護保険法第九条第二号ニ規定スル被保

險者（以下介護保険第二号被保険者ト称ス）タル被保険者 一般保険料額（各被保険者

ノ標準報酬月額ニ一般保険料率ヲ乗シテ得タル額以下之ニ同ジ）ト介護保険料額（各

被保險者ノ標準報酬月額ニ介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同ジ）トノ合算額

二 介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ被保険者 一般保険料額

第七十一条ノ第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号ノ規定ニ抵触スル介護保険第二号被保険者タル被保険者ガ介護保険第二号被保険者ニ該当セザルニ至ラレ場合ニ於テ、其ノ

者ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其
月分ノ保険料額ハ一般保険料額トス但シ其ノ
月ニ於テ再々介費保金第二号被保金者ト爲リ

タル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七十一條ノ四第一項から第四項までの規定中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第六項中「経テ」の下に「一般保険料率ト介護保険料率トヲ合算シタル率（以下保険料率ト称ス）ガ」を加え、「範囲内ニ於テ」を「範囲内ニアルヨウ」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第七項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第八項中「保険料率ハ」を「一般保険料率ハ其ノ保険料率ガ」に、「於テ」を「アルヨウ」に改め、同条第九項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条に次の二項を加える。

介護保険料率ハ各年度ニ於テ保険者ガ納付スベキ介護納付金（日雇特別被保険者ニ係ルモノヲ除ク）ノ額（政府ノ管掌スル健康保険ニ於テハ其ノ額ヨリ第七十條ノ三第二項ノ規定ニ依ル国庫補助額ヲ控除シタル額）ヲ当該年度ニ於ケル当該被保険者ノ管掌スル介護保険第二号被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ保険者之ヲ定ム

社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ介護保険料率ヲ定メタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ審議会ニ報告スベシ

第七十五條中「保険料額」を「一般保険料額又ハ介護保険料額」に改める。

第七十九條ノ三第一項第一号中「被保険者ノ保険料率」の下に「介護保険第二号被保険者タル日雇特別被保険者以外ノ日雇特別被保険者ニ付テハ一般保険料率を加え、其ノ保険料率」を「其ノ一般保険料率」に、「変更後ノ保険料率」を「変更後ノ一般保険料率」に改め、同条第二項中「保険料額」の下に「（一般保険料率ニ係ル額ニ限ル）」を加える。

第七十九條ノ九第一項中「老人保健拠出金」の下に「及介護納付金」を加える。

第八十七條中「二十万円」を「三十万円」に

改める。

第八十八條から第八十八條ノ二ノ三までの規定中「十万円」を「二十万円」に改める。

第八十八條ノ二ノ四中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第九十條中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第八條第一項中「退職者給付拠出金」の下に「若ハ介護納付金」を加える。

附則第十一條を削り、附則第十二條を附則第十一條とし、附則に次の二條を加える。

第十二條 健康保険組合ハ第七十一條ノ二第一項第二号及第七十一條ノ二第二項ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ六十五歳未満ノ被保険者（介護保険第二号被保険者タル被扶養者アルモノニ限ル以下特定被保険者ト称ス）ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為サレタル特定被保険者ニ対スル第七十一條ノ三第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「前二項」トアルハ「附則第十二條第一項及第三項」トシ前項ノ規定ニ依リ特定被保険者ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為シタル健康保険組合ニ対スル第七十一條ノ四第十項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「介護保険第二号被保険者タル被保険者」トアルハ「介護保険第二号被保険者タル被保険者及附則第十二條第一項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為サレタル同項ニ規定スル特定被保険者」トス

第七十一條ノ二第二項ノ規定ハ介護保険第二号被保険者タル被扶養者（第一項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為サレタル特定被保険者ノ被扶養者ニ限ル）ガ介護保険第二号被保険者ニ

該当セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 政令ヲ以テ定ムル要件ニ該當スルモノトシテ厚生大臣ノ承認ヲ受ケタル健康保険組合（以下承認健康保険組合ト称ス）ハ第七十一條ノ二第一項第一号、第七十一條ノ二第二項、第七十一條ノ四第十項及前条第一項ノ規定ニ拘ラス介護保険第二号被保険者タル被保険者（同項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為サレタル特定被保険者ヲ含ム第四項ニ於テ之ニ同ジ）ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト特別介護保険料額トノ合算額ト為スコトヲ得

前項ノ特別介護保険料額ノ算定方法ハ政令ヲ以テ定ムル基準ニ從ヒ各年度ニ於ケル当該承認健康保険組合ノ特別介護保険料額ノ総額ト当該承認健康保険組合ガ納付スベキ介護納付金ノ額トヲ均シキモノニスベク規約ヲ以テ定ムルモノトス

前項ノ政令ハ介護保険法第二百九十九條第二項ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル基準ヲ勘案シテ之ヲ定ム

承認健康保険組合ニ対スル第七十一條ノ四第八項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「一般保険料率ハ其ノ保険料率ガ」トアルハ「一般保険料率ハ」ト「アルヨウ」トアルハ「於テ」トシ承認健康保険組合ノ介護保険第二号被保険者タル被保険者ニ対スル第七十五條ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「介護保険料額」トアルハ「特別介護保険料額」トス

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十條 介護保険法の施行の際第五條の規定により居宅サービス（同法第七條第八項に規定する訪問看護に限る。）に係る同法第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなされた旧老健法第四十六條の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者（以下この条において「指定老人訪問看護事業者」という。）については、前条の規定による改正前の健康保険法第四十四

条ノ五第二項の規定により同法第四十四條ノ四

第一項の指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなされたものの地位に影響を及ぼすものではない。ただし、指定老人訪問看護事業者がこの法律の施行の日の前日までに、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第三十一條 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する第二十九條の規定による改正後の健康保険法第五十五條第一項、第五十六條第二項、第六十九條の十二第二項第二号及び第六十九條の十六第一項の規定の適用については、同法第五十五條第一項中「老人訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス（とあるのは「老人訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第二十四條ノ規定ニ依ル改正前ノ老人保健法（本項、第五十六條第二項、第六十九條の十二第二項第二号及第六十九條の十六第一項ニ於テ旧老健法ト称ス）ノ規定ニ依ル老人保健施設療養費ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス（と、

「老人訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス」とあるのは「老人訪問看護療養費ノ支給」である」と、同法第六十九條の十二第二項第二号中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人

保健施設療養費の支給」と、同法第六十九条の十六第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付（旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む）」とする。

第三十二条 この法律の施行前に行われた第二十九条の規定による改正前の健康保険法附則第十一條に規定する施設療養に係る同条第一項の規定による療養費の額又は同条第二項の規定による家族療養費の額については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

第三十三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成八年法律第 号）第四十八條第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サ―ビスヲ行フ同法第七條第二十三項ニ規定スル療養型病床群等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

第二十八條ノ七第七項中「第二十八條第四項の下に「及第七項」を加え、「及第二十八條ノ六第一項」を「並第二十八條ノ六第一項」に改める。

第二十九條第八項中「第二十八條第四項の下に「及第七項」を加え、「及第二十八條ノ四第三項」を「並第二十八條ノ四第三項」に改め、同条第九項中「第二十八條第四項」の下に「及第七項」を加え、「及第二十八條ノ六第一項」を「並第二十八條ノ六第一項」に改める。

第三十一条第一項中「又ハ老人保健法」を「若ハ老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費ニ係ル療養」を削り、「老人訪問看護療養費ニ係ル療養」の下に「又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サ―ビス費若ハ居宅支援サ―ビス費ニ係ル指定居宅サ―ビス（同法第四十一條第一項ニ規定スル指定居宅サ―ビスヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ）、特例居宅介護サ―ビス費若ハ特例居宅支援サ―ビス費ニ係ル居宅サ―ビス（同法第七條第五項ニ規定スル居宅サ―ビスヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ之ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ）、施設介護サ―ビス費ニ係ル指定施設サ―ビス等（同法第四十八條第一項ニ規定スル指定施設サ―ビス等ヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ）若ハ特例施設介護サ―ビス費ニ係ル施設サ―ビス（同法第七條第二十項ニ規定スル施設サ―ビスヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ）」を加える。

第三十一条ノ二第六項中「及第五項」を「第五項及第七項」に改める。

第三十一条ノ五第一項中「又ハ老人保健法」を「若ハ老人保健法」に改め、「給付ニ係ル療養」の下に「又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サ―ビス費若ハ居宅支援サ―ビス費ニ係ル指定施設サ―ビス費ニ係ル指定居宅サ―ビス、特例居宅介護サ―ビス若ハ之ニ相当スルサ―ビス、施設介護サ―ビス費ニ係ル指定施設サ―ビス等若ハ特例施設介護サ―ビス費ニ係ル施設サ―ビス（同法第七條第二十項ニ規定スル施設サ―ビスヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ）」を加え、「同法」を「老人保健法」に改め、同条第二項中「又ハ老人保健法」を「若ハ老人保健法」に改め、「給付ニ係ル療養」の下に「又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サ―ビス費若ハ居宅支援サ―ビス費ニ係ル指定施設サ―ビス、特例居宅介護サ―ビス若ハ之ニ相当スルサ―ビス、施設介護サ―ビス費ニ係ル指定施設サ―ビス等若ハ特例施設介護サ―ビス費ニ係ル施設サ―ビス（同法第七條第二十項ニ規定スル施設サ―ビスヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ）」を加える。

介護サ―ビス費若ハ特例居宅支援サ―ビス費ニ係ル居宅サ―ビス若ハ之ニ相当スルサ―ビス、施設介護サ―ビス費ニ係ル指定施設サ―ビス等若ハ特例施設介護サ―ビス費ニ係ル施設サ―ビス」を加える。

第五十条ノ九第二項中「又ハ老人保健法」を「若ハ老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費ノ支給」を削り、「若ハ老人訪問看護療養費ノ支給」の下に「又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サ―ビス費ノ支給若ハ居宅支援サ―ビス費ノ支給（此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル指定居宅サ―ビスニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ）、特例居宅介護サ―ビス費ノ支給若ハ特例居宅支援サ―ビス費ノ支給（此等ノ支給ノ中療養ニ相当スルサ―ビスニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ）、施設介護サ―ビス費ノ支給（療養ニ相当スル指定施設サ―ビス等ニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ）若ハ特例施設介護サ―ビス費ノ支給（療養ニ相当スル施設サ―ビスニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ）」を加え、「行ハル同法」を「受ケタル老人保健法」に、「又ハ老人訪問看護療養費ノ支給」を「若ハ老人訪問看護療養費ノ支給又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サ―ビス費ノ支給若ハ居宅支援サ―ビス費ノ支給、特例居宅介護サ―ビス費ノ支給若ハ特例居宅支援サ―ビス費ノ支給、施設介護サ―ビス費ノ支給（療養ニ相当スル指定施設サ―ビス等ニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ）、特例施設介護サ―ビス費ノ支給（療養ニ相当スル施設サ―ビスニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第五十三條第一項の次に次の一項を加える。

療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給（此等ノ給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノヲ除ク

ク）ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保険法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

第五十六條ノ二中「及第二項並三」を「乃至第三項及」に改める。

第五十八條第四項中「退職者給付拠出金ト称ス」の下に「並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金（以下介護納付金ト称ス）」を加える。

第五十九條第一項中「退職者給付拠出金」の下に「並ニ介護納付金」を加え、同条第二項を次のように改める。

保険料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保険者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額トス

一 介護保険法第九條第二号ニ規定スル被保険者（以下介護保険第二号被保険者ト称ス）タル被保険者 一般保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額ニ一般保険料率ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同ジ）ト介護保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額ニ介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額）トノ合算額

二 介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ被保険者 一般保険料額

第五十九條第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第四項中「保険料率ハ」を「一般保険料率ハ」に改め、同条第五項及び第六項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、「第四項」を「第五項」に、「千分ノ二十九」を「疾病調整率（千

分ノ二十九カラ介護保険料率ヲ減シタル率ヲ謂フ」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第九項及び第十項中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項第一号ノ規定ニ拘ラズ介護保険第二号被保険者タル被保険者ガ介護保険第二号被保険者ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料額ハ一般保険料額トス但シ其ノ月ニ於テ再ビ介護保険第二号被保険者ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十九条ノ二第一項中「前条第四項」を「第五十九条第五項」に改め、同条を第五十九条ノ二ノ二とし、第五十九条の次に次の一項を加える。

第五十九条ノ二 前条第二項第一号ノ介護保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ介護納付金ノ額ヲ当該年度ニ於ケル介護保険第二号被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ介護保険料率ヲ定メタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ審議会ニ報告スベシ

第五十九条ノ三「第五十九条第四項」を「第六十条第五項」に改める。

第六十条第一項第一号中「被保険者」の下に「（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）」を加え、「第五十九条第八項又ハ第十項」を「第五十九条第九項又ハ第十一項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、「得タル額」の下に「（ト標準報酬月額ニ介護保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額）」を加え、同項第二号中「被保険者」の下に「（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）」を加え、「第五十九条第八項」を「第五十九条第九項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

「得タル額」の下に「（ト標準報酬月額ニ介護保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額）」を加え、同項に次の二号を加える。

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額二千分ノ四十・五（第五十九条第九項又ハ第十一項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額二千分ノ三十一（第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

第六十条ノ二「相当スル額」の下に「（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ被保険者ノ負担スベキ保険料ノ額ニ在リテハ同項第四号ニ規定スル額ニ相当スル額）」を加える。

第六十条ノ二「相当スル額」を「三十万円」に改める。

第六十条ノ二「相当スル額」を「三十万円」に改める。

第六十条ノ二「相当スル額」を「三十万円」に改める。

第六十条ノ二「相当スル額」を「三十万円」に改める。

第六十条ノ二「相当スル額」を「三十万円」に改める。

第六十条ノ二「相当スル額」を「三十万円」に改める。

「保険料率」に、「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第二十一項中「保険料率」を「一般保険料率」に、「第五十九条第八項」を「第五十九条第九項」に改める。

附則第二十七項及び第二十八項を削る。

第三十四条 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費ノ支給を受けていた者に対する前条の規定による改正後の船員保険法第三十一条第一項、第三十一条ノ五第一項及び第二項並びに第五十条ノ九第二項の規定の適用については、同法第三十一条第一項中「老人訪問看護療養費ニ係ル療養」とあるのは「老人訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第二十四条ノ規定ニ依リ改正前ノ老人保健法（第三十一条ノ五第一項及び第二項並ニ第五十条ノ九第二項ニ於テ旧老健法ト称ス）ノ規定ニ依リ老人保健施設療養費ニ係ル療養」と、同法第三十一条ノ五第一項及び第二項中「老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養」とあるのは「老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養若ハ旧老健法ノ規定ニ依リ老人保健施設療養費ニ係ル療養」と、同法第五十条ノ九第二項中「若ハ老人訪問看護療養費ノ支給」とあるのは「老人訪問看護療養費ノ支給若ハ旧老健法ノ規定ニ依リ老人保健施設療養費ノ支給」とする。

第三十五条 この法律の施行前に行われた第三十三条の規定による改正前の船員保険法附則第二十七項に規定する施設療養に係る同項の規定による療養費の額又は同法附則第二十八項の規定による家族療養費の額については、なお従前の例による。

（国民健康保険法の一部改正）

第三十六条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「災害その他の政令で定める特別の事情がないのに」を削り、「第五項」を「以下この項、第七項」に、「次項及び第六項」を「第六項及び第八項」に、「に係る被保険者証の返還を求めることができる。この場合において、当該世帯主は市町村に当該被保険者証を返還しななければならない」を「が、当該被保険料の納期限から厚生省令で定める期間が経過するまでの間に当該被保険料を納付しない場合においては、当該被保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとす

る」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 市町村は、前項に規定する厚生省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しななければならない。

第二十二條中「第八項」を「第十項」に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

4 第一項の給付（健康保険法第四十三條第四項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成八年法律第 号）第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わない。

第五十二條第六項並びに第五十三條第六項及び第七項中「第三十六條第三項」の下に「及び第四項を加え、及び第四十五條第三項」を「並びに第四十五條第三項」に改める。

第五十四條の三第二項中「第三十六條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五十九條第九項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第六十条第五項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、

第五十五条第一項中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費に係る療養」を削り、「老人訪問看護療養費に係る療養」の下に「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定するものに限る。）の特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス（同法第七条第五項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第七条第二十項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）」を加え、同条第二項第一号及び第三項中「老人保健施設療養費の支給」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第五十六条第一項中「又は地方公務員等共済組合法」を「若しくは地方公務員等共済組合法」に改め、「できる場合」の下に「又は介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合」を加え、同条第二項中「又は前項に規定する法令」の下に「（介護保険法を除く。）」を加える。

第六十三条の二中「災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納しているときは」を「保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生省令で定める期間

が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き」に「ことができる。」を「ものとする。」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保険者は、前項に規定する厚生省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 保険者は、第九条第六項（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止めに係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができ

交付金をもつて充てる。

一 退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額を控除した額

二 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

第七十三条第一項中「老人保健医療費拠出金」の下に「及び介護納付金」を加える。

第七十五条中「老人保健拠出金」の下に「及び介護納付金」を加える。

第七十六条中「老人保健拠出金」の下に「及び介護納付金」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九條第二号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。

第百十六條の二を次のように改める。

（介護保険施設等に入所又は入院中の被保険者の特例）

第百十六條の二 介護保険法第七條第十九項に規定する介護保険施設に入所をしたことにより、又は次の各号に掲げる施設若しくは病院に入所若しくは入院（当該各号に掲げる施設又は病院の区分に応じそれぞれ当該各号に定める措置がとられ、又は命令がされた場合に限り。以下この条において「措置入所等」という。）をしたことにより、当該介護保険施設又は当該各号に掲げる施設若しくは病院（以下この条において「介護保険施設等」という。）の所在する場所に変更したと

認められる被保険者であつて、当該介護保険施設等に入所又は措置入所等をした際他の市町村（当該介護保険施設等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五條の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の介護保険施設等に継続して入所又は措置入所等をしていられる被保険者であつて、現に入所又は措置入所等をしていられる介護保険施設等（以下この条において「現入所施設等」という。）に入所又は措置入所等をする直前に入所又は措置入所等をしていながら介護保険施設等（以下この条において「直前入所施設等」という。）及び現入所施設等のそれぞれに入所又は措置入所等をしたことにより直前入所施設等及び現入所施設等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する児童福祉施設又は同法第二十七條第二項に規定する指定国立療養所等 同条第一項第三号の規定による入所措置又は同条第二項の規定による治療等の委託措置

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者更生支援施設 同法第十八條第四項第三号の規定による入所措置

三 国若しくは都道府県の設置した精神病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）第十九條の八に規定する指定病院 同法第二十九條第一項の規定による入院措置

四 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五條に規定する精神薄弱者支援施設又は心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七條第一項第

一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 精神薄弱者福祉法第十六条第一項第二号の規定による入所措置

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム 同法第十一号第一項又は同項第二号の規定による入所措置

六 結核療養所（結核患者を収容する施設を有する病院を含む。） 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第二十九条第一項の規定による入所命令

2 特定継続入所等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

一 継続して入所又は措置入所等をしている二以上の介護保険施設等のそれぞれに入所又は措置入所等をするにそれぞれに、それぞれの介護保険施設等の所在する場所順次に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の介護保険施設等のうち最初の介護保険施設等に入所又は措置入所等をした際の市町村（現入所施設等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの
当該他の市町村

二 継続して入所又は措置入所等をしている二以上の介護保険施設等のうち一の介護保険施設等から継続して他の介護保険施設等に入所又は措置入所等すること（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の介護保険施設等の所在する場所以外の場所から当該他の介護保険施設等の所在する場所への変更に（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設等が所在する

市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入所又は措置入所等をしている介護保険施設等は、当該介護保険施設等の所在する市町村及び当該被保険者に対し国民健康保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならぬ。
第百十八号中「老人保健拠出金」の下に「及び介護納付金」を加える。
第百二十一号第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。
第百二十一号第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第百二十二号、第百二十三号及び第百二十五号中「十万円」を「二十万円」に改める。
第百二十七号第一項中「第七項」を「第九項」に改め、「同条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「二万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「二万円」を「十万円」に改め、同条第百二十八号第二項中「二万円」を「十万円」に改める。

附則第八項第二号及び附則第九項第二号中「これらの者から」を削り、「額を」を「額から」に改め、同条平均の保険料の額に係る介護納付金の納付に要する平均の費用に相当する額を控除した額をこれらの者から「に」に、「当該保険料の」を「当該控除した」に改める。

附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とし、附則第十三項を附則第十二項とする。
（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）
第三十七号 前条の規定による改正後の国民健康保険法第九号第三項及び第四項、第二十二号並びに第六十三号の二の規定は、この法律の施行の日以後の納期に係る保険料（地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この条において「国民健康保険税」と適用し、同日前の納期に係る

る保険料の滞納については、なお従前の例による。
第三十八号 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する第三十六号の規定による改正後の国民健康保険法第五十五号第一項の規定の適用については、同項中「老人訪問看護療養費に係る療養費」とあるのは、「老人訪問看護療養費に係る療養費若しくは介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第二十四号の規定による改正前の老人保健法の規定による老人保健施設療養費に係る療養費」とする。

第三十九号 第三十六号の規定による改正後の国民健康保険法第七十六号の規定は、平成十二年度以後の年度分の保険料について適用し、平成十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。
第四十号 この法律の施行の際現に第三十六号の規定による改正前の国民健康保険法第六十六号の二に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされている者であつて、引き続き同条に規定する入所措置により入所することとされた施設に入所するもの又は同条に規定することとされた病院に入院するものについては、引き続き当該施設に入所する間又は当該病院に入院する間は、同条の規定は、この法律の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

第四十一号 この法律の施行前に行われた第三十六号の規定による改正前の国民健康保険法附則第十一項に規定する施設療養に係る同項の規定による療養費の額については、なお従前の例による。
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第四十二号 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「及び」を「介護保険法（平成八年法律第 号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）及び」に改める。
第五十四号 次の一項を加える。

3 第一項の給付（健康保険法第四十三号第四項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八号第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七号第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わぬ。

第五十五号の二に次の一項を加える。
第五十四号第三項の規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。
第五十五号の三第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第五十四号第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。
第五十七号第七項中「第五十五号の二第六項」を「第五十四号第三項、第五十五号の二第六項」に改める。
第五十九号第一項中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費」を削り、「を受けている場合」を「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四号第三項及び第八十七号の五第一項において同じ。）の特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七号第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十四号第三項及び第八十七号の五第一項において同じ。）の施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八号第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十四号第三項及び第八十八

第一類第七号 厚生委員会議録第一号 平成八年十二月十七日

七条の五第一項において同じ。若しくは特別施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七条第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けている場合（二）に、「同法」を「老人保健法」に、「又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特別居宅介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費」に改め、同条第二項中、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特別居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費」に改め、同条第三項中、「老人保健施設療養費」を削る。

3 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

第六十四条第三項中「第五十九条第三項」の下に「又は第六十条第三項」を加え、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費を同条第一項」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特別居宅介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費を第五十九条第一項」に改める。

第八十七条の五第一項中「特定療養費」を「若しくは特定療養費」に、「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に、「若しくは医療

費の支給、老人保健施設療養費の支給」を「医療費」に、「の開始後」を「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特別居宅介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特別施設介護サービス費の支給の開始後」に改め、「第五十九条第一項又は同法の規定により」を削る。

第九十九条第一項中「退職者給付拠出金」の下に「介護納付金」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

第九十九条第五項中「第二号」を「から第二号まで」に改める。

第一百零一条第一項中「各月」の下に「介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。」を加え、同条第二項本文中「その月」の下に「（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）」を加え、同条第四項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険法第九十九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）をいう。

第二百二十六条の五第二項中「負担金」の下に「（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金

及び国の負担金を含む。）」を加える。

第二百二十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第九條の二を削る。

附則第十二條第三項中「この条」の下に「及び附則第十四條の二第二項」を加え、同条第六項中「負担金」の下に「（介護保険第二号被保険者の資格を有する特別退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）」を加え、「（以下この項において「特別退職掛金」という。）」を削る。

附則第十四條の三を附則第十四條の四とする。

附則第十四條の二第一項中「掛金」の下に「（介護納付金に係るものを含む。）」を加え、同条を附則第十四條の三とし、附則第十四條の次に次の一条を加える。

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）

第十四條の二 介護納付金に係る掛金は、第一百零一条第一項及び第二項の規定により徴収するもののほか、組合の定款で定めるところにより、当該組合の組合員が六十五歳未満であり、かつ、介護保険第二号被保険者の資格を有しない日（当該組合員に介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある日に限る。）を含む月（政令で定めるものを除く。）であつて定款で定めるものにつき、徴収することができる。

2 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした組合の第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び特別退職組合員に対する同項及び附則第十二條第六項の規定の適用については、第二百二十六条の五第二項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員」とあるのは「（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員（介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十

五歳未満の任意継続組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。）」と。

附則第十二條第六項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する特別退職組合員」とあるのは「（介護保険第二号被保険者の資格を有する特別退職組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特別退職組合員（介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特別退職組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。）」とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三條 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九条第一項及び第二項、第六十四条第三項並びに第八十七条の五第一項の規定の適用については、同法第五十九条第一項中「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同法第二項中「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費又は旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同法第六十四条第三項中「適用がある場合」と

項に規定する厚生大臣の定める療養に係るも

六条第三項及び第九十六條第一項において同

は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費

ては、その月が対象月である場合に限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、

当該組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）をいう。

第百四十四条の二第二項中「含む」を「含む、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む」に改める。

第百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中、「特定療養費」を「若しくは特定療養費」に、「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に、「若しくは医療費の支給、老人保健施設療養費の支給」を「医療費」に改め、「老人訪問看護療養費の支給」の下に「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給」を加え、「第六十一条第一項又は同法の規定により」を削り、「訪問看護療養費の支給又は同法」を「訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法」に改める。

第百四十七条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第十四条の三第一項中「退職者給付拠出金」の下に「並びに介護納付金」を加え、同条第四項中「及び第二項第一号」を「及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二」に改める。

附則第十四条の四第五項中「及び第二項第一号」を「及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二」に改める。

附則第十七条の二を削る。

附則第十八条第五項中「含む」を「含む、第百十三条第一項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む」に改める。

附則第三十一条の次に次の一条を加える。
（介護納付金の納付に要する費用の負担の

特例

第三十一条の二組合は、第百十三条第一項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、介護保険第二号被保険者等を単位として介護納付金の納付に要する費用を算定することができる。

2 前項に規定する「介護保険第二号被保険者等」とは、当該組合を組織する職員のうち第百十三条第一項に規定する介護保険第二号被保険者（以下この項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者及び特例負担職員（当該組合を組織する職員のうち介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の者（介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者があつる者に限る。）で定款で定めるものをいう。）をいう。

3 第一項の規定により介護保険第二号被保険者等を単位として介護納付金の納付に要する費用を算定することとした組合に係る第百四十四条第五項、第百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項の規定の適用については、第百四十四条第五項中「資格を有する日」とあるのは「資格を有する日又は附則第三十一条の二第二項に規定する特例負担職員である日」と、第百四十四条の二第二項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員」とあるのは「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員及び附則第三十一条の二第二項に規定する特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者」と、附則第十八条第五項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員」とあるのは「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員及び附則第三十一条の二第二項に規定する特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第三項、第九十六条第一項並びに同法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項の規定の適用については、同法第六十一条第一項中「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「若しくは介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同法第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十六条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一条第三項の規定の適用があつた場合を含む）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第九十六条第一項及び同法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

第四十七条 この法律の施行前に行われた第四十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法附則第十七条の規定による療養費の額又は同条

第二項の規定による家族療養費の額については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第四十八条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「及び」を「介護保険法（平成八年法律第 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び」に改める。

第二十五条中「附則第九条の二」を削り、同条の表第九十六条の五第二項の項中「負担金」の下に「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む」を加え、「含む」を「含む、介護保険第二号被保険者（介護保険法第九十六条の二に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する任意継続組合員にあつては介護納付金（私立学校教職員共済組合法第十八条第二項に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金を含む」に改め、同表附則第十二条第六項の項中「負担金」の下に「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む」を加え、「含む」を「含む、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては介護納付金に係る掛金を含む」に改める。

第二十七条第二項中「各月」の下に「（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち組合員（附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなつた組合員を除く。）の資格及び介護保険法第九十六条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を併せ有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）に限る。）」を加える。

第五十条第一項中「二十万円」を「三十万円」

に改める。
附則第二十項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

附則第三十五項を附則第三十七項とし、附則第三十四項を附則第三十六項とし、附則第三十三項の次に次の二項を加える。

(介護納付金に係る掛金の徴収の特例)
34 介護納付金に係る掛金は、第二十七条第二項の規定により徴収するもののほか、定款で定めるところにより、組合員期間の計算の基礎となる各月のうち、組合員(附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた組合員を除く。)が六十五歳未満であり、かつ、介護保険第二号被保険者の資格を有しない日(当該組合員に介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある日に限る。)を含む月(政令で定めるものを除く。)であつて定款で定めるものにつき、徴収することができる。

35 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第二百六条の五第二項の項下欄中「任意継続組合員」とあるのは「任意継続組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員(介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。)」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職組合員」とあるのは「特例退職組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特例退職組合員(介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特例退職組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。)」と、第二十七条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十四項」とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第四十九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成八年法律第 号)」に改める。

(結核予防法の一部改正)
第五十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成八年法律第 号)」に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)
第五十一条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」の下に「介護保険法(平成八年法律第 号)」を加える。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第五十二条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)」の規定に依り提出金」の下に「並ニ介護保険法(平成八年法律第 号)」規定に依り納付金」を加える。

第三条中「国民健康保険法ノ規定ニ依リ提出金」の下に「介護保険法ノ規定ニ依リ納付金」を加える。

第十条第二項中「及国民健康保険法ノ規定ニ依リ提出金」を「国民健康保険法ノ規定ニ依リ提出金及介護保険法ノ規定ニ依リ納付金」に改める。

第十八条ノ八第五項中「保険料率」を「一般

保険料率」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)
第五十三条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)」の規定による提出金」の下に「並びに介護保険法(平成八年法律第 号)」の規定による納付金」を加える。

第三条中「国民健康保険法の規定による提出金」の下に「介護保険法の規定による納付金」を加える。

第六条中「及び国民健康保険法の規定による提出金」を「国民健康保険法の規定による提出金及び介護保険法の規定による納付金」に改める。

(生活保護法の一部改正)
第五十四条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「医療機関」の下に「介護機関」を加える。

第十一条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護扶助
第十五条の次に次の一条を加える。

(介護扶助)
第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者(介護保険法(平成八年法律第 号)第七号第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。)及び要支援者(同条第四項に規定する要支援者をいう。第三項において同じ。)に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。)

二 福祉用具

三 住宅改修 四 施設介護 五 移送

2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第七号第六項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する訪問入浴介護、同条第八項に規定する訪問看護、同条第九項に規定する訪問リハビリテーション、同条第十項に規定する居宅療養管理指導、同条第十一項に規定する通所介護、同条第十二項に規定する通所リハビリテーション、同条第十三項に規定する短期入所生活介護、同条第十四項に規定する短期入所療養介護、同条第十五項に規定する痴呆対応型共同生活介護、同条第十六項に規定する特定施設入所者生活介護及び同条第十七項に規定する福祉用具貸与並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者又は要支援者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「居宅介護等」という。)の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者又は要支援者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第七号第二十一項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十二項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十三項に規定する介護療養施設サービスをいう。

第十九条第三項中「但書」を「ただし書」に改め、「場合」の下に「又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助(施設介護に限る。)」を介護老人福祉施設(介護保険法第七号第二十一項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に委託して行う場合」を、「その収容」の下に「又は委託」を、「その者の収容」の下に「又はその者に係る当該介護

扶助の委託」を加える。

第三十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 介護老人福祉施設、介護老人保健施設（介護保険法第七條第二十二項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護療養型医療施設（同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であつて第五十四條の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設を含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設の管理者に対して交付することができ

第三十四條の次に次の一条を加える。

（介護扶助の方法）

第三十四條の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護及び施設介護は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画を作成する者並びに介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であつて、第五十四條の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設を含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、介護扶助について準用する。この場合において、同条第四項中「急迫した事情」とあるのは、「急迫した事情その他やむを得ない事情」と読み替へるものとする。

第三十五條第三項中「前条第四項」を「第三十四條第四項」に改める。

第七章 医療機関及び助産機関を「第七章 医療機関、介護機関及び助産機関」に改める。

第五十四條の次に次の一条を加える。

（介護機関の指定等）

第五十四條の二 厚生大臣は、国の開設した介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設又はその事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者について開設者又は本人の同意を得て、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定する。

2 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の五に規定する特別養護老人ホームについて介護保険法第四十八條第一項第一号の指定があつたときは、その介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該介護老人福祉施設について、介護保険法第九十一條の規定による同法第四十八條第一項第一号の指定の辞退があつたとき、又は同法第九十二條第一項の規定による同法第四十八條第一項第一号の指定の取消しがあつたときは、その効力を失う。

4 第五十條から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（第二項の

規定により第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設を含む。）について準用する。この場合において、第五十一條第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、第五十三條第三項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と読み替へるほか、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第八十四條の三中「昭和三十八年法律第百三十三号」を削る。

第八十五條中「五万円」を「三十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八十六條第一項中「第五十四條第一項」の下に「第五十四條の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加へ、「五万円」を「三十万円」に改める。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の生活保護法第四十九條の規定による指定を受けている医療機関（健康保険法第四十三條ノ三第一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第四十四條第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認を受けている病院若しくは診療所であつて、当該病院、診療所又は薬局の開設者について第四條の規定により介護保険法第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなされたものに限る。）については、この法律の施行の日、前条の規定による改正後の生活保護法（次条及び第五十七條において「新生活保護法」という。）第五十四條の二第一項の指定があつたものとみなす。

第五十六條 この法律の施行の日において特別養護老人ホーム（旧老福祉法第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条において同じ。）に収容されている旧老福祉法第十一條第一項第二号の措置に係る者に対する保護については、その者が同日以後引き続き当該特別養護老人ホームに収容されている間、その者は、新生活保護法第三十條第一項ただし書の規定により収容されているものとみなして、新生活保護法第十九條第三項の規定を適用する。

第五十七條 この法律の施行の際現に存する特別養護老人ホームについては、この法律の施行の日、新生活保護法第五十四條の二第一項の指定があつたものとみなす。

（地域保健法の一部改正）

第五十八條 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の九第二項に規定する区域及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六條の十九第二項」を「及び介護保険法（平成八年法律第 号）第百十八條第二項第一号」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第五十九條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「第四十六條の二第十項（第四十六條の五の三において準用する場合を含む。）」を「第四十六條の五の二十項」に改め、「老人保健施設設置費」を削る。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第六十條 この法律の施行前に行われた旧老福祉法の規定による施設運営に係る老人保健施設設置費の審査及び支払に関する事務に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払

規定により第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設を含む。）について準用する。この場合において、第五十一條第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、第五十三條第三項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と読み替へるほか、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第八十四條の三中「昭和三十八年法律第百三十三号」を削る。

第八十五條中「五万円」を「三十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八十六條第一項中「第五十四條第一項」の下に「第五十四條の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加へ、「五万円」を「三十万円」に改める。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の生活保護法第四十九條の規定による指定を受けている医療機関（健康保険法第四十三條ノ三第一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第四十四條第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認を受けている病院若しくは診療所であつて、当該病院、診療所又は薬局の開設者について第四條の規定により介護保険法第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなされたものに限る。）については、この法律の施行の日、前条の規定による改正後の生活保護法（次条及び第五十七條において「新生活保護法」という。）第五十四條の二第一項の指定があつたものとみなす。

基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(医療法の一部改正)

第六十一条 医療法の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

第一条の六中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に、「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を「介護保険法(平成八年法律第 号)」に改める。

第七条の二第三項、第三十九条第一項及び第四十二条中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

第四十四条第二項中「少くとも左に」を「少なくとも次に」に改め、同項第三号中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

第四十七条第一項、第四十八条、第六十五条及び第六十八条の二第一項中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第六十二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五十五条の三に規定する老人福祉施設」を削り、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公共団体において、老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五十五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用に供する施設(平成八年法律第 号)

第一類第七号 厚生委員会議録第一号 平成八年十二月十七日

の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

(介護保険法の一部改正)

ハ 介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

第六十三条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十条の四第一項第二号」を「第五号の二第三項」に改める。

第六十四条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六号の六中「第十条の四第一項第二号」を「第五号の二第三項」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第六十五条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「老人居宅介護等事業」の下に「及び痴呆対応型老人共同生活援助事業」を加える。

(山村振興法の一部改正)

第六十六条 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「第十条の四第一項第二号」を「第五号の二第三項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六十七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七号第十号の次に次の一号を加える。

十の二 介護保険の被保険者(介護保険法(平

成八年法律第 号)第九条の規定による

介護保険の被保険者(同条第二号に規定する第二号被保険者を除く)をいう。第

二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ)である者については、その資格

に関する事項で政令で定めるもの。

第二十八条の次に次の一号を加える。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この法律の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第三十一条第三項中「国民健康保険の被保険者」の下に「介護保険の被保険者」を加える。

附則第七条を次のように改める。

(介護保険の被保険者に関する特例)

第七条 当分の間、第七号第十号の二の規定の適用については、同号中「介護保険法(平成八年法律第 号)第九号」とあるのは

「介護保険法(平成八年法律第 号)第九号及び介護保険法施行法(平成八年法律第 号)第十一号第一項」と、「同条第

二号」とあるのは「介護保険法第九号第二号」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第六十八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 介護保険法(平成八年法律第 号)

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第六十九条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「第十条の四第一項第二号」を

「第五号の二第三項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第七十条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第六号中「指定老人訪問看護事業」を「指定訪問看護事業」に改め、同条第二項第四号の二を次のように改める。

四の二 指定訪問看護事業 介護保険法(平成八年法律第 号)第四十一条第一項

本文の指定に係る同法第七号第五項に規定する居宅サービス事業(同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る)をいう。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 この法律の施行の日の前日において現に沖縄振興開発金融公庫が前条の規定による改正前の沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第六号の規定により貸し付けている資金(同号に規定する指定老人訪問看護事業に係るものに限り)については、なお従前の例による。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第七十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第五十九条第四項第一号及び第六十条第一項第一号」を「第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号」に改め、同条第六項中「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及び介護保険法(平成八年法律第 号)」に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)

第七十三条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号の二中「指定老人訪問看護事業(老人保健法(昭和五十七年法律第

八十号) 第四十六條の五の二第一項の指定に係る同法第六條第五項に規定する老人訪問看護事業)を「指定訪問看護事業(介護保険法(平成八年法律第 号) 第四十一條第一項本文の指定に係る同法第七條第五項に規定する居宅サービス事業(同法第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)」に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第七十四條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の社会福祉・医療事業団法第二十一條第一項第五号の二の規定により社会福祉・医療事業団が締結した貸付契約(同号に規定する指定老人訪問看護事業に係るものに限る。)に係る貸付金については、なお従前の例による。

(半島振興法の一部改正)

第七十五條 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「第十條の四第一項第二号」を「第五條の二第三項」に改める。

(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第七十六條 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條中「及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス」を「老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成八年法律第 号) 第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス」に改める。

(過疎地域活性化特別措置法の一部改正)

第七十七條 過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「第十條の四第一項第二号」を「第五條の二第三項」に改める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一

部改正)

第七十八條 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「老人保健施設(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号) 第六條第四項に規定する老人保健施設)」を「介護老人保健施設(介護保険法(平成八年法律第 号) 第七條第二十二項に規定する介護老人保健施設)」に「指定老人訪問看護事業(同法第四十六條の五の二第一項の指定に係る同法第六條第五項に規定する老人訪問看護事業をいう)」を「指定訪問看護事業(同法第四十一條第一項本文の指定に係る同法第七條第五項に規定する居宅サービス事業(同法第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。をいう。次項において同じ)に改め、同法第三項中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に、「老人保健法第四十六條の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業を行う者」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七十九條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項中「若しくは助産」を「介護、助産若しくはサービス」に改め、同項第二号中「の医療」の下に「介護扶助のための介護(同法第十五條の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同法第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同法第四項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。を加え、同項第四号中「同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養費」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護保険法(平成八年法律第 号)の規定によつて居宅介護サービス費若しくは

は居宅支援サービス費(以下この号において「居宅介護サービス費等」という。)を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。)のうち当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービス費の額の算定に係る当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該施設介護サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八十條 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第二十六條第二項第四号の規定は、この法律の施行の日以後に行われる同法第一項に規定する社会保険診療について適用し、同日以前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。この場合において、第二十六條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する老人医療受給対象者がある場合における新租税特別措置法第二十六條第二項第四号の規定の適用については、同号中「又は同法」とあるのは「指定老人訪問看護」とあるのは「指定老人訪問看護又は介護保険法施行法(平成八年法律第 号) 第二十六條第一項の規定によつて医療費を支給することとされる同項に規定する老人医療受給対象者に係る施設療養に相当するサービスのうち当該医療費の額の算定に係る当該施設療養に相当するサービスに要する費用

の額として同法第二項の規定により定める金額に相当する部分」とする。

(所得税法の一部改正)

第八十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項中第十三号を第十四号とし、第十三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護保険法(平成八年法律第 号)の規定による介護保険の保険料

(印紙税法の一部改正)

第八十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「に掲げる業務(基金の業務)及び国民健康保険法第八十一條の十第一項各号に掲げる業務(基金の業務)」を「(基金の業務)に掲げる業務、国民健康保険法第八十一條の十第一項各号(基金の業務)に掲げる業務及び介護保険法(平成八年法律第 号) 第六十條第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務」に改め、同表の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号) 第十九條第一項第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書の項の次に次のように加える。

介護保険法第七十六條 第一項第一号(連合会の業務)に掲げる業務に関する文書	国民健康保険団 体連合会
---------------------------------------	--------------

(登録免許税法の一部改正)

第八十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十六の項の第三欄中「診療所」の下に「若しくは介護保険法(平成八年法律第 号) 第七條第二十二項(定義)に規定する介護老人保健施設」を加える。

(消費税法の一部改正)

第八十四條 消費税法(昭和六十三年法律第八

号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「医療若しくは施設療養」を「若しくは医療」に改め、同号ロ中「同法の規定に基づく老人医療受給対象者に係る施設療養及び」を削り、同号ト中「医療又は施設療養」を「又は医療」に改め、同表第七号ロ中「イ」を「ロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「資産の譲渡等」を「もの及び政令で定めるものを」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロイとして次のように加える。

イ 介護保険法(平成八年法律第 号)の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるものに限る。)、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス(政令で定めるものを除く。その他これらに類するものとして政令で定めるもの)

別表第一第八号中「及び前号イ」を「並びに前号イ及びロ」に改める。

(地価税法の一部改正)
第八十五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六第四項(定義)に規定する老人保健施設」を「介護保険法(平成八年法律第 号)第七第二十二項(定義)に規定する介護老人保健施設」に改める。

(地価税法の一部改正に伴う経過措置)
第八十六条 個人又は法人(地価税法第二十七条に規定する人格のない社団等を含む。)が、この法律の施行の日前の各年の課税時期(同条第四号に規定する課税時期をいう。以下この条において同じ。)において有していた前条の規定による改正前の地価税法別表第一第五号に規定する老人保健施設の用に供されている土地等に係る当該各年の課税時期に係る地価税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第七十二条の十四第一項中「医療扶助のための医療」の下に「介護扶助のための介護(同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同条第四項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。)」を加え、「同法の規定によつて老人医療受給対象者に係る施設療養」を削り、「同じ。」を「同じ。」若しくは「介護保険法(平成八年法律第 号)の規定によつて居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費(以下本項及び第七十二条の十七第一項ただし書において「居宅介護サービス費等」という。)を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護)に限る。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。のうちの当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて施設介護サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分に」に、「助産若しくは医療」を「医療、介護、助産若しくはサービス」に改める。

第八十七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「医療扶助のための医療」の下に「介護扶助のための介護(同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同条第四項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。)」を加え、「同法の規定によつて老人医療受給対象者に係る施設療養」を削り、「同じ。」を「同じ。」若しくは「介護保険法(平成八年法律第 号)の規定によつて居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費(以下本項及び第七十二条の十七第一項ただし書において「居宅介護サービス費等」という。)を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護)に限る。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。のうちの当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて施設介護サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分に」に、「助産若しくは医療」を「医療、介護、助産若しくはサービス」に改める。

第七十二条の十七第一項中「医療扶助のための医療」の下に「介護扶助のための介護」を、

「老人保健法の規定に基づく医療」の下に「若しくは介護保険法の規定によつて居宅介護サービス費等を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービスのうち当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて施設介護サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分に」を加え、「助産若しくは医療」を「医療、介護、助産若しくはサービス」に改める。

第三百四十八条第二項第十号中「除く」を「除き、老人福祉法第五十五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業並びに同法第二十條の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設の用に供する固定資産にあつては、社会福祉法人その他政令で定める法人が当該事業又は施設の用に供するものに限る」に改める。

第五百八十六條第二項第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 老人福祉法第五十五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業並びに同法第二十條の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設の用に供する土地

第五百八十六條第二項第五号の二中「老人保健法第六條第四項に規定する老人保健施設」を「介護保険法第七第二十二項に規定する介護老人保健施設」に改め、同項第二十八号中「土地」の下に「第四号の五、」を加え、同項第二十九号中「もの」の下に「第四号の五、」を加える。

第七百一条の三十四第三項第九号中「老人保健法第六條第四項に規定する老人保健施設」を「介護保険法第七第二十二項に規定する介護老人保健施設」に改める。

第七百三条の四第一項中「老人保健法の規定による拠出金」の下に「及び介護保険法の規定による納付金」を加え、「同法の規定による拠出金」を「老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金」に改め、「とする」の下に「次項において同じ」を加え、同条第十八項中「第四項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、「一般被保険者」とし「第二十項の規定の適用については、同項中「介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九條第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは、その世帯に属する介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九條第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。世帯主を除く。))とし」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項中「第四項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十三項」に、「課税額」を「基礎課税額」に改め、「合算額」の下に「及び第二十項の介護納付金課税額の合算額」を加え、同項を同条第二十六項とし、同項の前に次の八項を加える。

18 国民健康保険税のうち標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該額のうち当該市町村の分賦金の額)とす

19 前項の標準介護納付金課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準介護納付金課税総額に対する標準割合は、それぞれ

定する老人保健法の規定に基づく医療については、なお従前の例による。この場合において、第二十六条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する老人医療受給対象者があつた場合には、新地方税法第七十二条の十四第一項の規定の適用については、同項中「又は同法」とあるのは、「同法」と、「指定老人訪問看護」とあるのは、「指定老人訪問看護又は介護保険法施行法（平成八年法律第 号）第二十六条第一項の規定によつて医療費を支給することとされる同項に規定する老人医療受給対象者に係る施設療養に相当するサービスのうち当該医療費の額の算定に係る当該施設療養に相当するサービスに要する費用の額として同条第二項の規定により定める金額に相当する部分」とする。

2 新地方税法第三百四十八条第二項第十号の規定は、平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 旧地方税法第五百八十六条第二項第五号の二に規定する土地に係る平成十二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 前条の規定の施行の際、現に旧地方税法第六百一条第一項の規定により旧地方税法第五百八十六条第二項第五号の二に掲げる老人保健施設の用に供する土地として使用しようとする事実を市町村長により認定されていた土地は、この法律の施行の日以後は、当該事実の認定のときに新地方税法第五百八十六条第二項第五号の二に掲げる介護老人保健施設の用に供する土地として使用しようとする事実が認定された土地とみなして、新地方税法第六百一条第一項の規定を適用する。

5 新地方税法の規定中事業に係る事業所税（新地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び

平成十二年以後の年度の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十二年の年度の個人の事業及び平成十二年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の日に行われた事業所用家屋（新地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。）の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税（新地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。）については、なお従前の例による。

7 新地方税法第七百三条の四、第七百三条の五第二項、第七百六条の二第一項及び附則第三十五条の四から第三十七条までの規定は、平成十二年以後の年度の国民健康保険税について適用し、平成十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第八十九条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條第七号の四の次に次の一号を加える。

七の五 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費

第十條第八号の三「老人保健拠出金」の下に「及び介護納付金」を、「老人保健医療費拠出金」の下に「及び介護納付金」を加える。

第十一條の二「部分」の下に「（第十條第七号の五に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては、介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てることができる。）」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

第九十條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十條第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 介護保険法（平成八年法律第 号）を施行すること。

第六十條第十五号中「老人保健施設の設備及び運営に関する基準、老人保健施設療養費の額」を削り、同条第五十五号中「診療報酬」の下に「並びに介護扶助に関する必要な介護の方針及び介護の報酬」を加え、同条第六十五号の次に次の二号を加える。

六十五の二 介護保険法の定めるところにより、居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係る指定居宅サービスについての費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準、居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費に係る指定居宅介護支援についての費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援サービスの事業の運営に関する基準、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等についての費用の額の算定に関する基準、介護保険施設の設備及び運営に関する基準並びに基本指針を定めること。

六十五の三 介護保険の保険者に対し、事業に関する報告をさせること。

附則

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七條及び第十九條の規定 公布の日

二 第十四條及び第十五條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四條ただし書、第五條ただし書、第十六條及び第三十條ただし書の規定 平成十一年十月一日

四 第八十二條中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定 平成十二年一月一日

理由

介護保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医療法の一部を改正する法律案

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

第一条の五中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 この法律において、「療養型病床群」とは、病院の病床（第七條第二項に規定するその他の病床に限る。）又は診療所の病床のうち一群の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するためのものをいう。

第四条を次のように改める。

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二條第二項に規定する特別医療法人その他厚生大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

律の一部改正

第七条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

（看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第八条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

（医療法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 医療法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条の前の見出しとして「〔検討等〕」を付する。

（介護保険法の一部改正）

第十条 介護保険法（平成八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十三項中「第一条の五第二項」を「第一条の五第三項」に改め、「有する病院」の下に「又は診療所」を加える。

（介護保険法施行法の一部改正）

第十一条 介護保険法施行法（平成八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第六十一条のうち医療法第七条の二第三項、第三十九条第一項及び第四十二条の改正規定中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項」に改める。

第六十一条のうち医療法第四十七条第一項、第四十八条、第六十五条及び第六十八条の二第二項の改正規定中「第四十八条」の下に「、第六十四条の二」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項及び第四十五条の二第三項第三号中「第一条の五第二項」を「第一条の五第三項」に改める。

（地価税法の一部改正）

第十三条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成八年十二月二十五日印刷

平成八年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局